

官報

号外 昭和三十三年五月十七日

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○第二十六回 参議院會議錄第三十七号

昭和三十三年五月十七日(金曜日)午後
零時八分開議

議事日程 第三十六号

昭和三十三年五月十七日
午前十時開議

第一 一九五三年十月一日に
ロンドンで署名のため開放され
た国際砂糖協定を改正する議定
書の受諾について承認を求める
の件(衆議院送付) (委員長報告)

第二 国際原子力機関憲章の批准
について承認を求めるの件(衆
議院送付) (委員長報告)

第三 特殊核物質の貸借に関す
る日本国政府とアメリカ合衆国
政府とを代表して行動する合衆国
原子力委員会との間の第二次協
定の締結について承認を求める
の件(衆議院送付) (委員長報告)

第四 特殊核物質の貸借に関す
る日本国政府とアメリカ合衆国
政府とを代表して行動する合衆国
原子力委員会との間の協定第一
条の特例に関する公文の交換に
ついて承認を求めるの件(衆議
院送付) (委員長報告)

第五 引揚者給付金等支給法案
(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第六 生糸製造設備臨時措置法案
(内閣提出、衆議院送付)

第七 蚕糸業法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第八 磐梯朝日国立公園施設整備
事業費国庫補助に関する請願
(二件) (委員長報告)

第九 養老年金制度に関する請願
(十四件) (委員長報告)

第一〇 社会保障費増額に関する
請願(二件) (委員長報告)

第一一 結核在宅療養者の社会保
障に関する請願 (委員長報告)

第一二 結核予防予算増額に関す
る請願 (委員長報告)

第一三 結核予防予算増額等に関
する請願(二件) (委員長報告)

第一四 結核予防対策に関する
請願 (委員長報告)

第一五 結核医療費全額国庫負担
制度の立法化に関する請願
(委員長報告)

第一六 東京都世田谷保健所管内
に保健所増設の請願
(委員長報告)

第一七 簡易水道施設費国庫補助
に関する請願 (委員長報告)

第一八 簡易水道施設費国庫補助
増額に関する請願 (委員長報告)

第一九 清掃法施行令第六次改正
に関する請願 (委員長報告)

第二〇 北海道豊富村兜沼地区の
簡易水道工事費国庫補助に関す
る請願 (委員長報告)

第二一 東京都砂川町に簡易水道
布設促進の請願 (委員長報告)

第二二 原爆被害者救済に関する
請願(十六件) (委員長報告)

第二三 原水爆被害者救済に関す
る請願(三件) (委員長報告)

第二四 らい療養所の重症患者に
支給する特別慰安金増額等に関
する請願 (委員長報告)

第二五 らい療養所の重症患者に
支給する特別慰安金増額に関す
る請願 (委員長報告)

第二六 駐留軍基地周辺の病院等
が爆音、爆風等により被る被害
補償の請願 (委員長報告)

第二七 国立療養所の完全看護に
関する請願(二件) (委員長報告)

第二八 国立病院、療養所の医師
増員等に関する請願(二件)
(委員長報告)

第二九 国立療養所の完全給食及
び完全看護に関する請願
(委員長報告)

第三〇 附添看護制度廃止反対に
関する請願 (委員長報告)

第三一 国立病院、療養所施設改
善等に関する請願 (委員長報告)

第三二 国立療養所施設費増額に
関する請願 (委員長報告)

第三三 国立療養所の看護要員増
員に関する請願(二件)
(委員長報告)

第三四 新看護体制に伴う看護要
員増員の請願 (委員長報告)

第三五 国立愛媛療養所の軽快病
床増床復活に関する請願
(委員長報告)

第三六 角膜移植に関する単独法
制定の請願 (委員長報告)

第三七 国立病院、療養所に看護
進学コース設置の請願(四十五
件) (委員長報告)

第三八 国立病院、療養所におけ
る看護婦産休のための定員確保
の請願(三十七件) (委員長報告)

第三九 国立療養所における看護
婦産休等のための定員確保の請
願 (委員長報告)

第四〇 国立療養所の軽快作業
ベッド内容充実等に関する請願
(四件) (委員長報告)

第四一 国立療養所の軽快作業ベ
ッド内容充実に関する請願
(委員長報告)

第四二 国立病院等の軽快作業ベ
ッド内容充実に関する請願
(委員長報告)

第四三 国立療養所の購買増額に
関する請願(六件) (委員長報告)

第四四 国立療養所等の購買増額
に関する請願(十三件)
(委員長報告)

第四五 充春防止関係予算に関す
る請願(二件) (委員長報告)

第四六 結核後保護施設費等国庫
補助増額に関する請願
(委員長報告)

第四七 生活保護法の療養扶助料
引上げに関する請願
(委員長報告)

第四八 結核後保護施設入園者の
処遇に関する請願 (委員長報告)

第四九 生活保護法の一部改正に
関する請願 (委員長報告)

第五〇 結核後保護施設の拡充等
に関する請願(三件)
(委員長報告)

第五一 生活保護法による医療扶
助のひきしめ反対の請願(二件)
(委員長報告)

第五二 生活保護法の最低生活基
準額引上げ等に関する請願(十
四件) (委員長報告)

第五三 生活保護法の最低生活基
準額引上げに関する請願(十件)
(委員長報告)

第五四 健康保険の赤字対策に関
する請願 (委員長報告)

第五五 下関市社会保険診療報酬
の甲地区復帰に関する請願
(委員長報告)

第五六 国民健康保険に対する療
養給付費一部国庫負担の請願
(委員長報告)

第五七 医療保障制度の拡充強化
に関する請願 (委員長報告)

第五八 札幌市社会保険診療報酬
地域区分の甲地指定に関する
請願 (委員長報告)

第五九 日雇労働者健康保険法の
一部改正に関する請願
(委員長報告)

昭和三十三年五月十七日 参議院會議録第三十七号

七一六

- 第六〇 国民健康保険保健婦設置費、国庫補助率改訂に関する請願 (委員長報告)
- 第六一 学徒動員による障害者の障害年金支給に関する請願 (委員長報告)
- 第六二 インドネシア共和国等所在の遺骨収集に関する請願 (委員長報告)
- 第六三 旧豊川海軍工場の動員学徒戦没者等遺家族援護に関する請願 (委員長報告)
- 第六四 海外抑留同胞引揚者の援護施設拡充に関する請願 (委員長報告)
- 第六五 戦傷病者等に対する国家補償の範囲拡大に関する請願 (七件) (委員長報告)
- 第六六 戦傷病者の身分等に関する法律制定促進に関する請願 (四件) (委員長報告)
- 第六七 動員学徒犠牲者援護に関する請願 (三件) (委員長報告)
- 第六八 帰還患者の生活保障に関する請願 (二件) (委員長報告)
- 第六九 元満州開拓民等の処遇改善等に関する請願 (二件) (委員長報告)
- 第七〇 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願 (二件) (委員長報告)
- 第七一 元満州国軍日系軍官戦病没者遺家族の援護に関する請願 (委員長報告)
- 第七二 戦傷病者の再発診療費全額国庫負担に関する請願 (二十四件) (委員長報告)
- 第七三 未帰還者、留守家族等援護等に関する請願 (三十件) (委員長報告)
- 第七四 奄美大島地区死没者の供託死亡給与金の早期支給等に関する請願 (委員長報告)
- 第七五 満蒙地区所在の遺骨収集実現に関する請願 (委員長報告)
- 第七六 国立療養所等の生活保護法による重症結核患者の栄養補給費に関する請願 (委員長報告)
- 第七七 簡易上水道事業の決定促進に関する請願 (委員長報告)
- 第七八 生活保護法の医療扶助費支払促進に関する請願 (委員長報告)
- 第七九 生活保護法の最低生活費級地基準是正に関する請願 (委員長報告)
- 第八〇 国民健康保険事業の保健婦養成費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第八一 特殊漁船船員の戦没遺家族援護に関する請願 (委員長報告)
- 第八二 大阪府高槻市市営家政婦紹介所設立反対に関する請願 (委員長報告)
- 第八三 失業対策事業就労者に寒冷地補給金支給の請願 (二件) (委員長報告)
- 第八四 失業対策事業就労者の賃金引上げに関する請願 (委員長報告)
- 第八五 日雇労働者の賃金値上げに関する請願 (委員長報告)
- 第八六 失業対策事業就労者の賃金引上げ等に関する請願 (委員長報告)
- 第八七 失業保険法施行規則第四十六條の二及び三改正等に関する請願 (委員長報告)
- 第八八 失業対策事業就労労働者の待遇改善に関する請願 (五件) (委員長報告)
- 第八九 失業対策事業費全額国庫負担等に関する請願 (委員長報告)
- 第九〇 結核回復者の就職確保に関する請願 (三件) (委員長報告)
- 第九一 結核回復者の就職等確保に関する請願 (六件) (委員長報告)
- 第九二 労使法制定に関する請願 (委員長報告)
- 第九三 大工職等の社会保障に関する請願 (九件) (委員長報告)
- 第九四 駐留軍宿舍合員に労働基準法等適用の請願 (四件) (委員長報告)
- 九五 財団法人学働科学研究助成に関する請願 (二件) (委員長報告)
- 第九六 原水爆実験禁止に関する請願 (三件) (委員長報告)
- 第九七 原水爆禁止に関する請願 (委員長報告)
- 第九八 移民施策振興に関する請願 (委員長報告)
- 第九九 李承晩ラインにおける不法捕防止等の請願 (委員長報告)
- 第一〇〇 原水爆実験禁止等に関する請願 (四件) (委員長報告)
- 第一〇一 韓国抑留船員の早期帰還に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇二 韓国抑留船員の早期帰還等に関する請願 (九件) (委員長報告)
- 第一〇三 英軍の水爆実験中止に関する請願 (二件) (委員長報告)
- 第一〇四 沖縄の施政権回復等に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇五 英軍の原水爆実験禁止に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇六 原水爆の国際管理実現に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇七 沖縄の米軍用地代一括払反対に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇八 南部沿海漁場の安全操業に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇九 近海漁業暫定協定締結に関する請願 (委員長報告)
- 第一一〇 山陰本線八三三列車を米子駅まで運行復活するの請願 (委員長報告)
- 第一一一 国鉄豊肥線ジゼル化促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一一二 国鉄津線にジゼルカー運行等の請願 (委員長報告)
- 第一一三 国鉄大分、大動河駅間ジゼルカー運行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一四 国鉄上田、豊野駅間、に気動車運行の請願 (委員長報告)
- 第一一五 青森県大畑港、北海道室蘭港間国鉄航送航路開設に関する請願 (委員長報告)
- 第一一六 水産物の輸送力増強等に関する請願 (委員長報告)
- 第一一七 国鉄横浜線相原駅の西口改札所開設に関する請願 (委員長報告)
- 第一一八 国鉄大石田、芦沢両駅間に鷹巣駅新設の請願 (委員長報告)
- 第一一九 国鉄東北本線白石、北白川両駅間に新駅設置の請願 (委員長報告)
- 第一二〇 国鉄宇和島線の機構整備に関する請願 (委員長報告)
- 第一二一 国鉄参宮線の列車事故調査等に関する請願 (委員長報告)
- 第一二二 西武線中井駅附近踏切に踏切番常置の請願 (委員長報告)
- 第一二三 ハイヤータクシー営業推進に関する請願 (委員長報告)
- 第一二四 国鉄殿田、小浜両駅間、鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一二五 国鉄大船渡、釜石両駅間、鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一二六 国鉄山陽本線の電化促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一二七 島根県浜田港の重要港湾指定に関する請願 (委員長報告)
- 第一二八 熊本県八代港の重要港湾指定に関する請願 (委員長報告)
- 第一二九 山口県防府市向島黒瀬等に航路標識設置促進の請願 (三件) (委員長報告)
- 第一三〇 東北地区の航路標識整備促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一三一 三陸沿岸の航路標識整備等に関する請願 (委員長報告)
- 第一三二 北陸、山陰各地の航路標識整備促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一三三 瀬戸内海航行危険水域に航路標識増設の請願 (委員長報告)
- 第一三四 石川県小松飛行場整備促進に関する請願 (委員長報告)

第三五 福岡県板付飛行場を国際空港とする等の請願 (委員長報告)

第三六 東北ドック再開に関する請願 (委員長報告)

第三七 鹿児島県十島村に返還された船舶金十丸の損害補償の請願 (委員長報告)

第三八 第五北川丸遭難犠牲者遺族の国家補償に関する請願 (委員長報告)

第三九 瀬戸内海における海難事故防止のための監督強化等に関する請願 (委員長報告)

第四〇 水源林造成事業の官行造林切替反対に関する請願 (委員長報告)

第四一 水産資源保護のため水質汚濁防止に関する法律制定促進に関する請願 (委員長報告)

第四二 水源林造林事業予算増額に関する請願 (委員長報告)

第四三 特別第三種漁港の規定追加制定に関する請願 (委員長報告)

第四四 漁港行政機構の強化拡充に関する請願 (委員長報告)

第四五 太平洋岸十トン未満さけます流網漁業の合理的操業に関する請願 (委員長報告)

第四六 中型機船底びき網漁業のにしん漁獲禁止に関する請願 (委員長報告)

第四七 自作農貯蓄組合の法制化に関する請願 (委員長報告)

第四八 簡易潜水器使用者の登録制実施に関する請願 (委員長報告)

第四九 漁業共済制度確立に関する請願 (委員長報告)

第一五〇 水産業協同組合法の一部改正に関する請願 (委員長報告)

第一五一 昭和三十年十二月の暴風浪被害復旧資金の償還期限延長に関する請願 (委員長報告)

第一五二 漁業法の一部改正に関する請願 (委員長報告)

第一五三 さめはえなわ漁業を中型かつおまぐろ漁業取締規則から分離するの請願 (委員長報告)

第一五四 中小漁業融資保証保険料減減に関する請願 (委員長報告)

第一五五 水産物価格安定措置に関する請願 (委員長報告)

第一五六 沿岸漁船整備促進要綱に基く農林漁業資金借入条件緩和の請願 (委員長報告)

第一五七 農業改良資金施設資金の利子補給金国庫補助等に関する請願 (委員長報告)

第一五八 地方競馬制度審議会設置に関する請願 (委員長報告)

第一五九 桑園等の凍害対策に関する請願 (委員長報告)

副議長(寺尾豊吉) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

報告 昨十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 植竹 春彦君

地方行政委員 (国会法第四十二条第二項の規定による辞任)

大蔵委員 井村 徳二君

同 木下 友敬君

同 島村 軍次君

文教委員 藤原 道子君

同 高田 なほ子君

同 椿 繁夫君

同 小笠原 三男君

同 前田 久吉君

同 武藤 常介君

同 泉山 三六君

同 小瀬 彬君

同 坂本 昭君

同 山口 重彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 泉山 三六君

地方行政委員 (国会法第四十二条第三項の規定によるもの)

大蔵委員 成田 一郎君

同 椿 繁夫君

同 前田 久吉君

同 高田 なほ子君

同 藤原 道子君

同日議長から左の議案を提出した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

會議 参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件、議事日程追加の件、鉄道建設審議会委員の選挙、議事日程追加の件、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)、議事日程追加の件、国家公安委員会委員の任命に関する件、千九百五十五年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾に関する件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の批准について承認を求めた旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

有線放送電話に関する法律案

東北開発促進法案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

小型船舶運送組合法案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、左の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律案

公立学校の学校の公務災害補償に関する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

有線放送電話に関する法律案

小型船舶運送組合法案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律案

公立学校の学校の公務災害補償に関する法律案

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の批准について承認を求めた旨衆議院に通知した。

同日本院において採択した福島県に国立たばこ試験場設置の請願外十九件の請願は、即日これを内閣に送付した。

同日内閣から、鉄道建設審議会委員である森田義衛君から同委員辞任の申出があったので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、社会保障制度審議会委員である参議院議員豊田雅幸君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、社会保険制度審議会委員である参議院議員豊田雅幸君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、社会保険制度審議会委員である参議院議員豊田雅幸君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、社会保険制度審議会委員である参議院議員豊田雅幸君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、社会保険制度審議会委員である参議院議員豊田雅幸君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、社会保険制度審議会委員である参議院議員豊田雅幸君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、社会保険制度審議会委員である参議院議員豊田雅幸君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、社会保険制度審議会委員である参議院議員豊田雅幸君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、社会保険制度審議会委員である参議院議員豊田雅幸君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、社会保険制度審議会委員である参議院議員豊田雅幸君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、社会保険制度審議会委員である参議院議員豊田雅幸君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、社会保険制度審議会委員である参議院議員豊田雅幸君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、社会保険制度審議会委員である参議院議員豊田雅幸君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、社会保険制度審議会委員である参議院議員豊田雅幸君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、社会保険制度審議会委員である参議院議員豊田雅幸君から同委員辞任の申出があったので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

会に付議いたしましたところ、同委員会においては、異議がない旨の決定がございました。この規程案は、議席に配付いたしました通りでございます。

別に御発言もなければ、これより本規程案の採決をいたします。

本規程案全部の問題に供します。本規程案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 過半数と認めます。よって本規程案は可決せられました。

追加工して、鉄道建設審議会委員森田義衛君の辞任に伴う同委員の補充選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

○上林忠次君 ただいまの選挙は、その手続を省略いたしました。議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○宮田重文君 私は、ただいまの上林君の動議に賛成いたします。

○副議長(寺尾豊君) 上林君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。よって議長は、鉄道建設審議会委員に、井野碩哉君を指名いたします。

追加工して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

内閣から、衆議院議員稲富稔人君、平野三郎君、永井勝次郎君、松浦東介君、本院議員河野謙三君を肥料審議会委員に任命することについて本院の議決を求めました。以上の五名の諸君が同委員につくことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 給員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって五名の諸君が肥料審議会委員につくことができる議決されました。

委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

内閣から、衆議院議員安藤寛君、山義雄君、永山忠則君、成田知巳君、日野吉夫君、本院議員白井勇君、森入三三君を米価審議会委員に任命することについて本院の議決を求めて参りました。

以上の七名の諸君が同委員につくことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって七名の諸君が米価審議会委員につくことができる議決されました。

追加工して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(肥料審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

内閣から、衆議院議員稲富稔人君、平野三郎君、永井勝次郎君、松浦東介君、本院議員河野謙三君を肥料審議会委員に任命することについて本院の議決を求めました。以上の五名の諸君が同委員につくことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 給員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって五名の諸君が肥料審議会委員につくことができる議決されました。

追加工して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

内閣から、衆議院議員稲富稔人君、平野三郎君、永井勝次郎君、松浦東介君、本院議員河野謙三君を肥料審議会委員に任命することについて本院の議決を求めました。以上の五名の諸君が同委員につくことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 給員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって五名の諸君が肥料審議会委員につくことができる議決されました。

追加工して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

○副議長(寺尾豊君) この際、日程に追加して、国家公安委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

内閣から、警察法第七条第一項の規定により、高野敏雄君を国家公安委員会委員に任命することについて本院の同意を得たい旨の要求がございました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって同意することに決しました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第一、千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるとの件

日程第二、国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるとの件

日程第三、特殊技術物資の貸貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認を求めるとの件

日程第四、特殊技術物資の貸貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文の交換について承認を求めるとの件(いずれも衆議院送付)

以上、四件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。
 まず、委員長の報告を求めます。外務委員長篠原謙造君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件
 右は本院において承認することを議決した。
 よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年五月十五日
 衆議院議長 益谷 秀次
 参議院議長 松野 平藏

千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件
 千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕

千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書
 この議定書の当事国は、千九百五十六年の国際連合砂糖糖会議の第九回本会議において採択された決議第三号において、千九百五十三年十月一

日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定(以下「本協定」という)の当事国が同協定の修正を改正議定書により行うことが妥当であると全会一致で決議したことを考慮し、かつ、前記の議定書により、同協定について、千九百五十六年の国際連合砂糖糖会議で作成された若干の改正を行ふことを希望して、ここに次のとおり協定する。

第一条

(1) この議定書の当事国は、この議定書の規定に従い、この議定書の附属書に定める本協定の改正に完全な法律上の効力及び効果を与え、かつ、これを正当に適用することを約束する。

(2) この議定書の附属書に定める改正は、この議定書の効力発生の日に効力を生じ、本協定の改正が効力を生じた後に本協定の当事国となる国は、改正された本協定の当事国となるものとする。

第二条

国際連合事務総長は、この議定書が署名のため開放された後は、できる限りすみやかに、この議定書の附属書に定める改正を繰り込んだ本協定の本文を作成し、かつ、その認証原本を参考のため本協定のすべての当事国及び千九百五十六年の国際連合砂糖糖会議に招請された他のすべての国の政府に送付するものとする。

第三条

(1) この議定書は、千九百五十六年十二月一日から十五日まで、ロンドンで、本協定の当事国による署名のため開放しておくものとする。

(2) この議定書は、署名国政府により、それぞれの憲法上の手続に従つて批准され、又は受諾されるものとし、批准書又は受諾書は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託されるものとする。

(3) この議定書は、本協定の当事国でこの議定書に署名していないものによる加入のため開放しておくものとし、加入は、加入書をグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託することによつて効力を生ずるものとする。

(4) 本協定の当事国でないが千九百五十六年の国際連合砂糖糖会議に招請された国の政府は、この議定書に従つて改正された本協定に、改正後の同協定の第四十一条の規定に基いて加入することができる。

第四条

(1) この議定書は、この議定書の附属書に定める配分に基いて輸入国の票数の六十パーセント以上の合計票数及び輸出国の票数の七十五パーセント以上の合計票数を有する政府が、千九百五十七年一月一日にこの議定書の批准書、受諾書若しくはこれへの加入書若しくはこの議定書に従つて改正された本協定への加入書を寄託している場合には、同日に、又は同日から六箇月以内で前記の票数の百分率が達成された日に、効力を生ずるものとする。ただし、本協定の当事国又は第三条(4)にいう政府で、千九百五十七年一月一日前にこの議定書を批准し、受諾し、若しくはこれに加入すること又はこの議定書により改正された本協定に加入することがそれぞれできなかったものから、

(2) この議定書の批准、受諾若しくはこれへの加入又は加入書若しくはこれへの加入又は加入書若しくはこの議定書に従つて改正された本協定に加入すること又はこの議定書により改正された本協定に加入することがそれぞれできなかったものから、

(b) この議定書に従つて改正された本協定への加入
 を、自国の憲法上の手続に基き、かつ、千九百五十七年七月一日までに、できる限りすみやかに、行うよう努力することを約束する旨の通告を、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が、千九百五十七年七月一日前に受領したときは、その通告は、この項の規定の適用上、批准書、受諾書又は加入書とみなすものとする。

(2) 千九百五十七年七月一日までにこの議定書を批准し、受諾し、若しくはこれに加入し、又はこの議定書により改正された本協定に加入した政府のこの議定書及びこの議定書により改正された本協定に基く千九百五十七年度に対する義務は、いかなる場合にも、千九百五十七年一月一日から生じたものとする。

(3) 輸入国又は輸出国で、その政府がこの議定書を批准し、受諾し、又はこれに加入したものと及びその政府がこの議定書により改正された本協定に加入したものの票数の百分率が、千九百五十七年七月一日において、この議定書の効力発生のため(1)の規定により必要とされる百分率より低いときは、批准し、受諾し、又は加入した政府は、この議定書により改正された本協定をそれらの政府の間で効力を生じさせることに合意することができ、

(4) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、本協定のすべての当事国及び千九百五十六年の国際連合砂糖糖会議に代表又はオブザーヴァーを送つた他の

すべての国に対し、各署名及びこの議定書の第三条にいう文書の寄託について通告するものとする。

第五条

この議定書に従つて改正された本協定に加入するよう努力する旨の約束を通告した国は、本協定第九百五十七年七月一日に加入書を寄託していないときは、本協定第二十七条にいう国際砂糖糖理事会は、当該政府との協議の上、改正後の本協定に關するその政府の地位及びその地位に伴う条件を決定するものとする。

第六条

(a) この議定書の附属書に定める改正が効力を生じた後に、本協定のいづれかの当事国がこの議定書を批准し、受諾し、若しくはこれに加入しなかつたか、若しくはこれに加入し、受諾し、若しくはこれに加入するよう努力する旨の自国の約束を通告しなかつたとき、又は

(b) 千九百五十七年七月一日に、本協定のいづれかの当事国がこの議定書を批准し、受諾し、若しくはこれに加入していないときは、国際砂糖糖理事会は、その事態から生ずる問題を解決するため、当該政府と協議するものとする。

第七条

いづれの政府も、この議定書の署名、批准、受諾若しくはこれへの加入若しくはこの議定書により改正された本協定への加入の時に、又はその後いつでも、この議定書又はこの議定書により改正された本協定が、その政府が国際的責任を有するすべての国又はいづれかの領域に適用される旨を、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府にあてた

昭和三十三年五月十七日 参議院會議録第三十七号

千九百五十六年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を
求めるの件外三件

七二〇

通告により、宣言することができ、
この議定書又はこの議定書により改
正された本協定は、それぞれ、その
通告が受領された日からその通告に
掲げるすべての領域に適用されるも
のとする。

この議定書は、中国語、英語、フ
ランス語、ロシア語及びスペイン語
による本文をひとしく正文とし、グ
レート・ブリテン及び北部アイルラ
ンド連合王国政府に寄託されるもの
とする。同政府は、この議定書の認
証本を各署名国政府及び加入国政
府に送付するものとする。

以上の証拠として、下名は、正当
に委任を受け、各自の政府のため、
その署名に対応して掲げる日にこの
議定書に署名した。

千九百五十六年十二月一日にロン
ドンで作成した。

オーストラリアのために

E・J・ハリソン

千九百五十六年十二月十

四日

ベルギー王国のために

マルキ・デュ・パルク・ロク

マリヤ

千九百五十六年十二月十

三日

カナダのために

シドニー・D・ピアース

千九百五十六年十二月十

五日

中国のために

陳雄飛

千九百五十六年十二月十

四日

中華民国政府は、中

国における唯一の正当

な政府である。私は、

この議定書に署名する
に際し、同議定書につ
いて行われた声明又は
留保で中華民国政府の
正当な地位に反するか
又はその地位を害する
ものは不法であり、よ
つてそれらは無効であ
る旨を本國政府の名に
おいて宣言する。

陳雄飛

キューバのために

ロベルト・G・デ・メンドー

サ

千九百五十六年十二月十

三日

チェコスロヴァキアのために

ドクトル イーリー・ハーエ

ク

千九百五十六年十二月十

四日

次の留保を附して署

名した。

改正された第十四条

において中国(台湾)に

関し、及び改正された

第三十四条において中

国に關して述べている

この補足議定書への署

名は、国民党政権によ

る台湾地域の支配を承

認し、又はいわゆる

「中国国民党政府」を中

国の法律上のかつ権限

のある政府として承認

することを意味するも

のではない。

ドクトル イー

リー・ハーエ

チェコスロヴァキ

ア共和国の名におい

て、本使は、千九百五

十五年の国際砂糖協定
の補足議定書への署名
に關連して、同補足議
定書の改正された第十
四条においてドイツ民
主主義共和国を示す
「東ドイツ」という表現
が正確でない旨を述べ
る光榮を有する。

ドイツ民主主義共和

国は、千九百四十九年

五月三十日に第三回ド

イツ人民大会により承

認された憲法に基い

て、千九百四十九年十

月七日に設立されたも

のである。ドイツ民主

主義共和国は、ソヴィ

エト連邦が執つた措置

により、完全な法律上

の國際的主權を獲得し

た。ドイツ民主主義共

和国は、同様に、多数

の國と外交關係、經濟

關係及び貿易關係を結

ぶことにより、國際間

の承認を獲得した。こ

の主權國の公式名称

は、たとえ前記の憲

法の第二条にいうとこ

ろに従えばドイツ民主

主義共和国であり、し

たがつて、これが正式

國際文書において使用

される唯一の正確な名

称である。

千九百五十六年

十二月十四日

大使 イー

リー・ハー

エ

ドミニカ共和国のために

ドン・L・F・トメン

千九百五十六年十二月十

四日

フランスのために

J・ショーヴェル

千九百五十六年十二月十

三日

ドイツ連邦共和国のために

ハンス・フォン・ヘルワ

ト

千九百五十六年十二月十

四日

ギリシャのために

N・D・ピエラス

千九百五十六年十二月十

四日

ハイチのために

ジョセフ・L・デジャン

千九百五十六年十二月十

二日

ハンガリー人民共和国のために

日本國のために

西春彦

千九百五十六年十二月十

一日

レバノンのために

エミール・マタール

千九百五十六年十二月十

四日

メキシコのために

G・ルーデルス・デ・ネグ

千九百五十六年十二月十

四日

オランダ王国のために

A・H・ハッセルマン

千九百五十六年十二月十

四日

ニカラグアのために

ルベン・ダリーオ

千九百五十六年十二月十

四日

フィリピン共和国のために

ポランド人民共和国のために

大使 E・ミルニケール

千九百五十六年十二月十

三日

ポルトガルのために

ジョアン・デ・ルセナ

千九百五十六年十二月十

四日

南アフリカ連邦のために

W・A・ホロックス

千九百五十六年十二月十

二日

ソヴィエト社会主義共和国連邦の

ために

スミルノフ

千九百五十六年十二月十

五日

改正された第十四条

において中国(台湾)に

関し、及び改正された

第三十四条において中

国に關して述べている

この補足議定書へのソ

ヴィエト社会主義共和

国連邦のための署名

は、台湾に対する国民

党政権の支配権を承認

し、又はいわゆる「中

国国民党政府」を中国

の法律上のかつ権限の

ある政府として承認す

ることを意味するも

ではない。

スミルノフ

千九百五十

六年十二月

十五日

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

この議定書に署名するに当り、私は、連合王国政府が、中国国民党政府を中国の権限のある政府として承認しないので、国民党中国の代表者によるこの議定書の署名を中国のための有効な署名と認めないことを宣言する。

B・A・ヒッチマン

千九百五十六年十二月

十三日

アメリカ合衆国のために

千九百五十五年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の附属書

第二条(3)中第一文の下に次の一文を加える。

食品としての消費以外の用途に充てる砂糖は、理事会が決定する限度において及びその決定する条件により、除外される。

第七条(1)中「第二十条に定める最高価格」を第二十一条(3)にいう高い方の価格に改める。

第八条(1)中第一文の下に次の一文を加える。

理事会が定める許容限度に従うことを条件として、いずれかの輸出国のいずれかの割当年度中の純輸出量の総計のうち、当該年度の終りのその国の実際の輸出割当をこえる量は、次の割当年度に對するその国の実際の輸出割当中に算入される。

第八条(2)を次のように改める。

(2) 理事会は、特殊の事情により必要と認めるときは、基準輸出トン数が七五、〇〇〇トンを超える純輸出国が、いずれかの割当年度中のある期間中に輸出しうるその国の

の割当の割合を制限することができる。ただし、その制限は、締結輸出国が、いずれかの割当年度の最初の八箇月間に、その国の最初の輸出割当の八十パーセントを輸出することを妨げるものであつてはならず、また、理事会は、いつでも、みずから課した制限を修正し、又は撤廃することができ、

第十一条

各締約輸出国政府は、できる限りすみやかに九月三十日まで、自国の実際の輸出割当が使用されると予想するかどうか、及び使用されない場合には、自国の実際の輸出割当のうち使用されないと予想する部分について、理事会に通告することに同意する。理事会は、その通告を受領したときは、第十九条(1)の規定に従つて措置を執るものとする。

第十二条

いずれかの締約輸出国のいずれかの割当年度中の自由市場への現実の純輸出量が、その国の政府が第二十一条の規定による通告を行う時におけるその国の実際の輸出割当から、その政府がその割当のうち使用されないと予想する旨を第二十一条の規定に従つて通告した部分があるときは、これを減じ、かつ、第二十一条の規定に基き理事会がその後の実際の輸出割当について削減を行うときは、その純削減量を減じたものに達しないときは、その差は、それが一〇、〇〇〇トン又はその国の基準輸出トン数の五パーセントのいずれか多い方をこえる限度において、次の割当年度のその国の実際の輸出割当から削減される。ただし、理事会は、その純輸出量の不足が不可抗力によるもの

であるというその締約輸出国の説明を認めるときは、その削減されるべき量を修正することができる。

第十三条(5)中「第二十一条」を「第二十一条」に改める。

第十四条(1)中「この協定の有効期間中の各割当年度を」(i) この協定の有効期間中の最初の三割当年度に改め、(ii) 次の(ii)を加える。

(ii) この協定の有効期間中の最後の二割当年度において、次に掲げる輸出国(国又は地域)の自由市場に對する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

(単位 千トン)

ベルギー(ベルギー領コンゴを含む)(注1)	五五
ブラジル	一七五
中国(台湾)	六五五
コロンビア	五
キューバ	二、四一五
ヴェネチア	二七五
ドミニカ共和国	六五五
フランス(注2)	二〇
東ドイツ	一五〇
ハイチ	四五
ハンガリー	四〇
インド	二五
インドネシア	三五〇
メキシコ	七五
オランダ王国	四〇
ペルー	四五七
フィリピン	二五
ポランド	二二〇
ソヴィエト社会主義共和国連邦	二〇〇
ユーゴスラヴィア	二〇

注1 千九百五十七年において、五〇、〇〇〇トンとする。

注2 フランスに對する基準輸出トン数の割当には、千九百五十五年十月一日に署名のため開放されたこの協定の本文に定める可能量で自由市場に充りに出されるものと等量のもの

が保持され、また、第十四条(3)の規定を削除することにかんがみて、フランスは、同国の純輸出割当に算入されず、かつ、七〇、〇〇〇トンを超えない量の砂糖を自由市場に輸出することができ、

ところが、千九百五十五年十二月一日の理事会の決定に従つて認められる。

第十四条(2)中「チエッコスロヴァキア共和国」の下に「ハンガリー」を加える。

第十四条(3)を次のように改める。

(3) 削除

第十四条(4)中「コスタ・リカ、エクアドル及びニカラグア」を「コスタ・リカ、エクアドル、ニカラグア及びパナマ」に改める。

第十四条(6)を「(6) 削除」に改め、(6)の次の規定を加える。

(6)の二 第十四条(1)の規定により基準輸出トン数が割当てられていないポルトガルは、各割当年度に粗糖換算による二〇、〇〇〇トンまでをローデシア及びニアサランドの連邦に對する自国の伝統的市場に輸出することができ、かつ、輸出国の地位を有する。

Aの二 特別予備量

(6)の三 千九百五十七年及び千九百五十八年の割当年度における特別予備量を決定して、決のとおり割り当てる。

(単位 千トン)

中国(台湾) 九五

インド 二五

インドネシア(注) 五〇

フィリピン 二〇

注 千九百五十八年のみとする。

これらの割当は、基準輸出トン数ではないが、この協定の第十九条の規定を除く他の規定は、これらの割当を基準輸出トン数とみなして、これに適用する。

第十四条(7)中「三年目」の下に「四年目及び五年目」を加える。

第十四条(8)中「第二十一条」を「第二十一条」に、「第二十一条及び第二十一条(3)」を「第二十一条及び第二十一条」に改める。

第十五条中「及びフランスが国際的に代表する国」及び「スリナムを含む」を刪る。

第十六条(1)中「千九百五十六年においては」を「千九百五十六年及び千九百五十七年の両年においては」に改め、この字句の下に「一年に」を加え、(ii)の次の(iii)を加える。

(iii) 千九百五十八年においては、粗糖換算によらない二、五四〇、八三三トン(二、五〇〇、〇〇〇英国ロング・トン)

第十八条(2)の第二文及び第三文を次のように改める。

理事会は、その見積り並びに自由市場に對する砂糖の需要及び供給に影響を与えるその他の要素を考慮した上で、直ちに、第十四条(1)に掲げる各輸出国の自由市場に對するその年度の最初の輸出割当を、第十四条Bの規定、第十二条の規定によつて課することのある処罰及び第二十一

条(8)の規定に基いて行ふことのある
削減に從うことを条件とし、輸出
の基準輸出トン数に比例して割り
当てるものとする。ただし、最初の輸出
割当を決定する際に相場が三・一五
セントを下まわらない場合には、
最初の輸出割当の総計は、理事会が
特別投票によつて別段の決定を行わ
ない限り、基準輸出トン数の九十
パーセントを下まわらないように
し、また、輸出割当の配分は、この
項に規定する方法で行ふものとする。

第十八条(3)を次のように改める。

(3) 削除

第二十条を次のように改める。

第二十条

(1) この協定の適用上、砂糖の価格は、
キューバ港船側で常衡ポンドに
つき、アメリカ合衆国の通貨で、第
四号約定に掲げる砂糖について、
ニュー・ヨーク・コーヒ―砂糖取
引所で定まる現物相場又は(2)の規
定に基いて定まるこれに代るべき
価格でなければならず、また、相
場がいずれかの決まつた数字を上
まわつてゐるか又は下まわつてゐ
るというためには、平均価格が連
続十七日の取引期間中その決まつ
た数字を上まわつてゐるか又は下
まわつてゐたこと及びその期間の
最初の日を含めてその期間中の十
二日以上の現物相場がその決まつ
た数字を上まわつてゐるか又は下
まわつてゐたことを条件とする。

(2) (1)に掲げる価格を必要とされる
期間に利用することができない場
合には、理事会は、適当と認める
他の基準を用いるものとする。

(3) 理事会は、第十八条及び第二十
一条に定めるいずれの価格も、特

別投票により、修正することがで
きる。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条

(1) 理事会は、市場の状況に合致す
るよう、自己の裁量により、割当
を増減するものとする。ただし、
(i) 相場が三・二五セント以上三・
四五セント以下である場合には、
基準輸出トン数にその五
パーセントを加えたもの又は最
初の輸出割当のいずれか多い方
よりも総計において多い割当が
実施されることとなる増加は、
行われないものとし、また、最初
の輸出割当から基準輸出トン数
の五パーセントを減じたもの又は
基準輸出トン数からその十
パーセントを減じたもののいず
れか多い方よりも総計において
少い割当が実施されることとな
る削減は、行われないものとな
す。

(ii) 相場が三・四五セントをこえ
る場合には、実際の割当は、最
初の輸出割当又は基準輸出トン
数のいずれか多い方を下まわら
ないものとする。

(iii) 相場が三・二五セントを下ま
わるときは、実際の輸出割当
は、直ちに基準輸出トン数の
二・五パーセント削減されるも
のとし、理事会は、さらに削減
を行ふべきかどうかを決定する
ため、七日以内に会合するもの
とする。その会合において意見
が一致しなかつたときは、削減
率は、五パーセントまで引き上
げるものとする。ただし、相場
が三・一五セントを下まわつた

ため、第二十三条の規定により
定める範囲内でさらに削減を行
うことができる場合を除くは
か、割当が基準輸出トン数の九
十パーセント未満に削減される
こととなる削減を行つてはなら
ない。

(iv) 相場が三・二五セントを上ま
わつており、かつ、実際の輸出
割当が基準輸出トン数の九十
パーセント未満であるときは、
実際の輸出割当は、直ちに基準
輸出トン数の二・五パーセント
増加されるものとし、理事会は
、さらに増加を行ふべきかど
うかを決定するため、七日以内
に会合するものとする。その会
合において意見が一致しなかつ
たときは、増加率は、五パーセ
ントまで、又は当該割当を基準
輸出トン数の九十パーセントと
するために必要なより低い率ま
で、引き上げるものとする。

(2) 理事会は、この条の規定に基
く割当の変更を審議するに当り、自
由市場に対する砂糖の需要及び供
給に影響を与えるあらゆる要素を
考慮に入れなければならない。

(3) 相場が四・〇〇セントを上まわ
るときは、この協定の条項の規定
に基く輸出のすべての割当及び制
限は、当分の間実施されない。た
だし、その後相場が三・九〇セン
トを下まわるときは、従前実施さ
れた割当及び制限が、(1)の規定に
基いて割当の変更を行ふ理事会の
権限の下に、再び実施される。

(4) 理事会は、この協定の一般目的
の達成を危くする新たな事態が生
じたとき認めるときは、この条の前
諸項の規定が理事会の割当増加の

裁量の自由に課する制限を、特別
投票により、必要と認める期間一
時停止することができ、理事会
は、その停止期間中、必要と認め
る割当の増加を行い、及び、不要
と認めるときは、その増加を取り
消す完全な裁量の自由を有する。

(5) この条の規定に基いて行われる
割当のすべての変更は、基準輸出
トン数に比例して(第十四条Bの
規定に從うことを条件とする)行
われるものとする。割当の百分率
というときは、基準輸出トン数の
百分率をいうものとする。

(6) (1)の規定にかかわらず、いすれ
かの国の輸出割当が第十九条(1)
の規定に基いて削減されたとき
は、この削減は、(1)の規定に基
いて同じ割当年度において行われ
る削減の一部をなすものとみなす。

(7) 理事会の事務局長は、この条の
規定に基いて行われる実際の輸出
割当の各変更を締約国政府に通告
するものとする。

(8) いずれかの輸出国が、前諸項の
規定に基いて行われるいすれかの
削減の時に、その削減量の
全部又は一部をすでに輸出してい
たため、その削減を、当該輸出
国の実際の輸出割当に完全に適用
することができないときは、その削
減することができなかつた量は、
当該輸出国の次の割当年度の実
際の輸出割当から削減するものと
する。

第二十二條を次のように改める。

第二十三條を次のように改める。

第三十三條

各輸入国の代表が理事会にお
いて行使することができる票数は、
次のとおりとする。

カンボディア	一五
カナダ	九五
セイロン	三五
ドイツ連邦共和国	六〇
ホンデラス	一五
イスラエル	二〇
日本国	一六五
レバノン	二〇
ニュー・ジブラル	三〇
スペイン	二〇
テニジ	二〇
連合王国	二四五
アメリカ合衆国	二四五
ヴェトナム	一五
合計	一、〇〇〇

第三十四條を次のように改め
る。

各輸出国の代表が理事会にお
いて行使することができる票数は、
次のとおりとする。

オーストラリア	四五
ベルギー	二〇
中国	七〇
キューバ	二四五
チェコスロヴァキア	四五
ドミニカ共和国	七〇
エクアドル	一五
フランス	三五
ハイチ	二〇
ハンガリー	二〇
インド	三五
インドネシア	四五
メキシコ	二五
オランダ王国	二〇
オカラグ	一五
パナマ	一五
ペルー	一五
フィリピン	四五
ポルトガル	四〇
ルーマニア	一五

南アフリカ連邦 二〇
ソヴィエト社会 一〇〇
主義共和国連邦 一〇〇
合計 一、〇〇〇

第三十五条を次のように改め
る。

第三十五条

理事会は、この協定の締結国の数
に変更があるとき、又はこの協定の
規定に基いていずれかの国に対し投
票権の行使を停止し、若しくはこれ
を回復させることは、輸入国群及び
輸出国群のそれぞれ内部において当
該票数を各輸出国及び各輸入国が有
する票数に比例して配分するものと
する。ただし、いずれの国も十五未
満の又は二百四十五をこえる票数を
有してはならないものとし、一未満
の数を併り票があつてはならないも
のとし、また、第三十三条又は第三
十四条の規定に基いて二百四十五票
を有する国の票数は、それらの国が
第三十三条及び第三十四条において
割り当てられた票数を受諾するに当
つてそれぞれ放棄した相当の数の票
数を考慮して、減少してはならない
ものとする。

第三十六条(中)「第二十一条及び
第二十二条を第二十一条」に改め
る。

第四十一条(2)を次のように改め
る。

(2) 削除

第四十一条(3)及び(4)を次のように
改める。

(3) この協定は、第三十三条又は第
三十四条に掲げる政府の加入のため
開放しておくものとし、加入
は、加入書をグレート・ブリテン
及び北部アイルランド連合王国政
府に寄託することによつて効力を
生ずるものとする。ただし、前記
のいずれかの政府がこの協定に定

める条件以外の条件で加入するこ
とを希望する場合には、その政府
は、最初に、その条件について理事
会の承認を求めなければならない
承認されたときは、その条件は、
締結国政府に勧告として提出され
るものとする。

(4) 理事会は、千九百五十六年の国
際連合砂糖会議に招請された政府
で第三十三条又は第三十四条に掲
げられていないもののこの協定へ
の加入を承認することができ
る。ただし、その加入の条件は、加入
を希望する政府が最初にその条件
について理事会の同意を得た上
で、締結国政府に勧告として提出
されるものとする。

第四十四条(1)中第一文を次のよう
に改める。

(1) いずれかの締結国政府は、いず
れかの署名国政府がこの協定若し
くは千九百五十六年十二月一日に
ロンドンで署名のために開放され
るこの協定を改正する議定書を批
准しないか、受託しないか、若し
くはその議定書により改正された
この協定に加入しないため、又は
署名、批准、受託若しくは加入に附
した条件若しくは留保のため、自
国の利益が著しく害されると認め
るときは、グレート・ブリテン及
び北部アイルランド連合王国政府
に通告するものとする。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

国際原子力機関憲章の批准につい
て承認を求めたもの
右は本院において承認することを議
決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十三年五月十五日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平殿

国際原子力機関憲章の批准につ
いて承認を求めたもの

国際原子力機関憲章の批准につ
いて、日本国憲法第七十三条第三号
たし書の規定に基き、国会の承認を
求める。

〔参照〕

国際原子力機関憲章

第一条 機関の設立

この憲章の当事国は、以下に定め
る条件に基き国際原子力機関(以下
「機関」といふ)を設立する。

第二条 目的

機関は、全世界における平和、保
健及び繁栄に対する原子力の貢献を
促進し、及び増大するように努力し
なければならない。機関は、できる
限り、機関がみずから提供し、その
要請により提供され、又はその監督
下若しくは管理下において提供され
た援助がいずれかの軍事的目的を助
長するような方法で利用されないこ
とを確保しなければならない。

第三条 任務

A 機関は、次のことを行い権限を
有する。

1 全世界における平和的利用の
ための原子力の研究、開発及び
実用化を奨励し、かつ援助し、要
請を受けたときは、機関のいず
れかの加盟国による他の加盟国
のための役務の実施又は物質、設
備及び施設の供給を確保するた
めの仲介者として行動し、並びに
平和的目的のための原子力の研

究、開発又は実用化に役だつ活
動又は役務を行うこと。

2 平和的目的のための原子力の
研究、開発及び実用化(電力の
生産を含む)の必要を満たすた
め、世界の低開発地域における
その必要に妥当な考慮を払つた
上で、この憲章に従つて、物質、
役務、設備及び施設を提供する
こと。

3 原子力の平和的利用に関する
科学上及び技術上の情報の交換
を促進すること。

4 原子力の平和的利用の分野に
おける科学者及び専門家の交換
及び訓練を奨励すること。

5 機関がみずから提供し、その
要請により提供され、又はその
監督下若しくは管理下において
提供された特殊核分裂性物質そ
の他の物質、役務、設備、施設
及び情報がいずれかの軍事的目
的を助長するような方法で利用
されないことを確保するための
保障措置を設定し、かつ、実施
すること並びに、いずれかの二
国間若しくは多数国間の取極の
当事国の要請を受けたときは、
その取極に対し、又はいずれか
の国の要請を受けたときは、そ
の国の原子力の分野におけるい
ずれかの活動に対して、保障措
置を適用すること。

6 国際連合の権限のある機関及
び関係専門機関と協議し、か
つ、適当な場合にはそれらと協
力して、健康を保護し、並びに人
命及び財産に対する危険を最小
にするための安全上の基準(劣

悪条件のための基準を含む)を
設定し、又は採用すること、機関
みずからの活動並びに機関がみ
ずから提供し、その要請により
提供され、又はその管理下若し
くは監督下において提供された
物質、役務、設備、施設及び情報
を利用する活動に対して、前記の
基準が適用されるように措置を
執ること並びに、いずれかの二
国間若しくは多数国間の取極の
当事国の要請を受けたときは、
その取極に基き活動に対し、又
はいずれかの国の要請を受けた
ときは、その国の原子力の分野
におけるいずれかの活動に対
して、前記の基準が適用されるよ
うに措置を執ること。

7 関係地域で機関が利用しうる
施設、工場及び設備が、不適当
であるか、又は機関の不満足で
あると考える条件によるほか利
用しえないときはいつでも、機
関が認められた任務を遂行する
ため必要な施設、工場及び設備
を取得し、又は設置すること。

機関は、その任務を遂行するた
め、次のことを行いものとする。

1 平和及び国際協力を助長する
国際連合の目的及び原則に従
い、並びに保障された世界的軍
備縮小の確立を促進する国際連
合の政策及びその政策に従つて
締結されるすべての国際協定に
従つて、機関の事業を行うこと。

2 機関が受領する特殊核分裂性
物質の利用につき、それらの物
質が平和的目的にのみ利用され
ることを確保するため、管理を
設定すること。

千九百五十五年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受託について承認を
求めるの件外三件

昭和三十三年五月十七日 参議院會議録第三十七号

千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を
求めるの件外三件

七二四

3 機関の資源を、世界の低開発

地域における特別の必要を考慮した上で、世界のすべての地域における効果的な利用及び最大限の一般的利益を確保するような方法により、配分すること。

4 機関の事業に関する報告を毎年国際連合総会に提出し、かつ、適当な場合には、安全保障理事会に提出すること。機関の事業に關して安全保障理事会の権限内の問題が生じたときは、機関は、國際の平和及び安全の維持に關する主要な責任を負う機関である安全保障理事会に通告するものとし、また、この憲章に基き機関にとつて可能な措置(第十二条Cに定める措置を含む)を執ることができ、

5 國際連合の經濟社会理事会その他の機関に対し、それらの機関の権限内の事項に關し、報告を提出すること。

C 機関は、その任務を遂行するに當り、加盟國に対し、この憲章の規定と両立しない政治上、經濟上、軍事上その他の条件による援助を行つてはならない。

D 機関の事業は、この憲章の規定及びいずれかの國又は一群の國と機關との間で締結され、かつ、この憲章の規定に合致する諸協定の条項に従うことを条件として、諸

國の主權に對して適當な尊敬を払つて実施しなければならない。

第四條 加盟國の地位

A 機關の原加盟國は、この憲章が署名のため開放されてから九十日以内にこの憲章に署名した國際連合又はいずれかの專門機關の加盟國で、批准書を寄託したものとす。

B 機關の他の加盟國は、國際連合又はいずれかの專門機關の加盟國であるかどうかを問はず、機關の加盟國としての地位の理事会の勧告に基き總會により承認された後に、この憲章の受諾書を寄託する國とする。理事会及び總會は、いずれかの國を加盟國として勧告し、及び承認するに當り、当該國が機關の加盟國としての義務を履行する能力及び意思を有すること、國際連合憲章の目的及び原則に従つて行動することに對するその國の能力及び意思に適當な考慮を払つた上で、決定しなければならない。

C 機關は、すべての加盟國の主權平等の原則に基礎をおくものとし、すべての加盟國は、加盟國としての地位から生ずる権利及び利益をすべての加盟國に確保するため、この憲章により加盟國が負う義務を誠実に履行しなければならない。

第五條 總會

A すべての加盟國の代表者からなる總會は、年次通常會期において、また、理事会の要請又は加盟國の過半数の要請により事務局局長が招集すべき特別會期において、會合する。それらの會期は、總會が別段の決定を行わない限り、機關の本部で開催される。

B 前記の會期において、各加盟國は、一人の代表を出すものとし、代表は、代表代理及び顧問を伴うことができる。代表團の出席の費用は、当該加盟國が負担する。

C 總會は、各會期の初めに、議長及び必要とされる他の役員を選出する。それらの者は、その會期中、その職にあるものとする。總會は、この憲章の規定に従うことを条件として、總會の手續規則を採択する。各加盟國は、一個の投票権を有する。第十四条H、第十八条C及び第十九条Bの規定による決定は、出席しかつ投票する加盟國の三分の二の多数により行ふ。他の問題については決定(三分の二の多数により決定されるべき新たな問題又は問題の部類の決定を含む)は、出席しかつ投票する加盟國の過半数により行ふ。加盟國の過半数をもつて、定足数とする。

D 總會は、この憲章の範圍内の問題若しくは事項又はこの憲章に定

めるいずれかの機關の権能及び任務に關する問題若しくは事項を討議することができる。かつ、それらの問題又は事項につき、機關の加盟國若しくは理事会又はその双方に對し、勧告を行ふことができる。

E 總會は、次のことを行ふものとする。

1 第六條の規定に従つて、理事國を選出すること。
2 第四條の規定に従つて、諸國の加盟を承認すること。
3 第十九條の規定に従つて、いずれかの加盟國の加盟國としての特權及び權利を停止すること。
4 理事会の年次報告を審議すること。

5 第十四條の規定に従つて、理事会が勧告する機關の予算を承認し、又はその予算の全部若しくは一部についての勧告を附して、總會への再提出のため、理事会に返却すること。

6 第十二條Cにいう報告を除くほか、機關と國際連合との關係に關する協定に従つて國際連合に提出すべき報告を承認し、又は總會の勧告を附して、理事会に返却すること。

7 機關と國際連合又は他の機關との間の第十六條に定める協定を承認し、又は總會の勧告を附

して、總會への再提出のため、理事会に返却すること。

第十四條 G の規定に従つて、

理事会の借入権能の行使に關する規則及び制限を承認し、並びに機關に對する任意の拠出の受諾に關する規則を承認し、並びに、第十四條 F の規定に従つて、同条 F にいう一般資金の使用方法を承認すること。

第十八條 C の規定に従つて、

この憲章の改正を承認すること。

第七條 A の規定に従つて、事務局局長の任命を承認すること。

F 總會は、次の権限を有する。
1 決定のため理事会が特に總會に付託したすべての事項につき、決定を行ふ権限
2 理事会の審議事項を提案し、及び理事会に對し、機關の任務に關するいずれかの事項についての報告を要請する権限

第六條 理事会

A 理事会は、次のとおり構成される。
1 任期の終了する理事会(又は第一回理事会の場合には、附屬書 I にいう準備委員會)は、理事國として原千力に關する技術(原料物質の生産を含む)の最も進歩した五加盟國及び、次の地域のうちこれらの五加盟國に

よつて代表されていない地域のそれぞれにおいて、原子力に関する技術（原料物質の生産を含む）の最も進歩した各一加盟国を指定する。

- (1) 北アメリカ
- (2) ラテン・アメリカ
- (3) 西ヨーロッパ
- (4) 東ヨーロッパ
- (5) アフリカ及び中東
- (6) 南アジア
- (7) 東南アジア及び太平洋
- (8) 極東

2 任期の終了する理事会（又は第一回理事会の場合には、附屬書Iにいう準備委員会）は、理事国として、原料物質の他の生産国であるベルギー、チェコスロヴァキア、ポーランド及びポルトガルのうちから二加盟国並びに技術援助の提供国として他の一加盟国を指定する。いずれかの一年間この部類に属した加盟国は、次の年に同じ部類で再指定される資格を有しない。

3 総会は、理事国として、A1に掲げる地域における加盟国が理事会全体として公平に代表されるように妥当な考慮を払つた上で、理事会がその各地域（北

アメリカを除く）の代表者をこの部類において常に含むように、十加盟国を選出するものとする。Dの規定に従つて一年の任期をもつて選出される五加盟国を除くほか、いずれかの一任期においてこの部類に属した加盟国は、次の任期に同じ部類で再選される資格を有しない。

B A1及びA2に定める指定は、総会の各年次通常会期の六十日以前に行ふものとする。A3に定める選挙は、総会の年次通常会期において行ふものとする。

C A1及びA2の規定に従い理事国において代表される加盟国は、その指定に続く総会の年次通常会期の終りから、その次の総会の年次通常会期の終りまでを、任期とする。

D A3の規定に従い理事会において代表される加盟国は、自国が選出された総会の年次通常会期の終りから、その後の二回目の総会の年次通常会期の終りまでを、任期とする。ただし、第一回理事会のための理事国の選挙においては、五国は、一年を任期として選出するものとする。

E 各理事国は、一個の投票権を有する。機関の予算額の決定は、第十四条Hに定めるところに従い、出

席しかつ投票する理事国の三分の二の多数により行ふ。他の問題に關する決定（三分の二の多数により決定されるべき新たな問題又は問題の部類の決定を含む）は、出席しかつ投票する理事国の過半数により行ふ。全理事国の三分の二をもつて、定足数とする。

F 理事会は、この憲章に定める総会に対する責任に従ふことを条件として、この憲章に従い、機関の任務を遂行する権限を有する。

G 理事会は、みずから決定する時に会合する。その会合は、理事国が別段の決定を行わない限り、機関の本部で行ふ。

H 理事会は、理事のうちから議長及び他の役員を選出するものとし、また、この憲章の規定に従ふことを条件として、理事会の手續規則を採択するものとする。

I 理事会は、適当と認める委員会を設けることができる。理事会は、他の機関との関係において理事会を代表すべき者を任命することができる。

J 理事会は、機関の諸事項及び機関により承認されたすべての計画に關し、総会に対する年次報告を作成するものとする。理事会は、また、国際連合又は機関の活動と関連のある活動を行う他の機

関に対して機関が提出するように要請されている、又は要請されることのある報告を、総会に提出するため、作成するものとする。これらの報告は、年次報告とともに、総会の年次通常会期の少くとも一箇月前に、機関の加盟国に提出するものとする。

第七条 職員

A 機関の職員は、事務局長とする。事務局長は、理事会が、總會の承認を得て、四年を任期として任命する。事務局長は、機関の首席行政官とする。

B 事務局長は、職員の任命、組織及び職務の執行に対して責任を負ふものとし、かつ、理事会の権威及び管理の下にあるものとする。事務局長は、理事会が採択する規則に従つて、自己の任務を遂行するものとする。

C 職員には、機関の目的及び任務の遂行のために必要な資格を有する科学上、技術上その他の人員を含むものとする。機関は、その恒久的職員を最少に保たなければならないという原則を指針とするものとする。

D 職員の募集及び雇用並びに勤務の条件の決定に際しては、最高水準の能率、技術的能力及び誠実性を有する被用者を確保することに、最大の考慮を払ふものとする。この考慮に従ふことを条件として、機関に対する加盟国の寄与に対し、及びできる限り広い地理的基礎によつて職員を募集することの重要性に對して、妥当な考慮を払ふものとする。

E この憲章の規定及び、理事会の勧告に基き、總會が承認する一般規則に従ふことを条件として、職員の任命、報酬及び解雇に關する条件は、理事会が作成する規則に従ふものとする。

F 事務局長及び職員は、その任務の遂行に際し、機関以外のいかなるところからも指示を求め、又は受けてはならない。それらの者は、機関の職員としての地位に影響を及ぼすいかなる行動も慎まなければならない。また、機関に対する自己の責任に従ふことを条件として、機関に対する自己の公的任務により知るに至つた産業上の秘密又は他の機密の情報をもらしてはならない。各加盟国は、事務局長及び職員の責任の國際的性質を尊重することを約束し、また、それらの者が任務を遂行するに當つて、それらの者に影響を及ぼすものとしてはならない。

昭和三十三年五月十七日 参議院會議録第三十七号

千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を
求めるの件外三件

七二六

G この条にいう「職員」には、警備員を含む。

第八条 情報の交換

A 各加盟国は、自国の判断により機関にとつて有用と考える情報を提供するものとする。

B 各加盟国は、第十一条の規定に従つて機関により与えられた援助の結果として得られるすべての科学的情報を機関に提供しなければならない。

C 機関は、A及びBの規定により機関に提供された情報を収集整理し、かつ、それを利用しやすい形式で利用に供するものとする。機関は、原子力の性質及び平和の利用に関する情報の加盟国間における交換の奨励のための積極的措置を執るものとし、また、この目的のため、加盟国間の仲介者となるものとする。

第九条 物質の供給

A 加盟国は、自国が適当と考える量の特殊核分裂性物質を、機関が同意する条件で、機関に提供することができる。機関に提供された物質は、提供する加盟国の裁量により、その加盟国が貯蔵し、又は機関の同意を得て、機関の貯蔵所に貯蔵することができる。

B 加盟国は、また、第二十条に定める原料物質及び他の物質を機関に提供することができる。理事会は、第十三条に定める協定に基づき

機関が受諾するそれらの物質の量を決定する。

C 各加盟国は、自国の法律に従つて、即時に又は理事会が指定する期間内に提供する用意のある特殊核分裂性物質、原料物質及び他の物質の量、形状及び組成を機関に通告しなければならない。

D 加盟国は、機関の要請を受けたときは、自国が提供した物質のうちから、機関が指定する物質を、機関が指定する量だけ、他の加盟国又は加盟国群に運搬なく引き渡さなければならない。また、機関の施設における作業及び科学的研究のため実際に必要な物質を、実際に必要な量だけ、機関自体に運搬なく引き渡さなければならない。

E 加盟国が提供した物質の量、形状及び組成は、理事会の承認を得て、当該加盟国がいつでも変更することができる。

F Cの規定による最初の通告は、この憲章が当該加盟国について効力を生じた日から三箇月以内に行わなければならない。理事会が別段の決定を行わない限り、最初に提供される物質は、この憲章が当該加盟国について効力を生じた年に続く暦年による一年の期間に對するものとする。その後の通告も、同様に、理事会が別段の措置を執らない限り、通告が行われた年に続く暦年による一年の期間に

関するものとし、また、各年の十一月一日以前に行わなければならない。

G 機関は、加盟国が機関に対し提供する用意があると通告した量の物質のうち、機関が引渡を要請した物質の引渡の場所及び方法並びに、適当な場合には、その物質の形状及び組成を指定するものとする。機関は、また、引き渡された物質を検査しなければならない。かつ、そのように引き渡された物質の量を、定期的に、すべての加盟国に報告しなければならない。

H 機関は、その所持する物質の貯蔵及び保護の責任を負うものとする。機関は、それらの物質が、(1)天候による障害、(2)許可を得ていない移動又は転用、(3)破損又は破壊(サポータージニを含む。)及び(4)強制的差押から守られることを確保しなければならない。機関は、その所持する特殊核分裂性物質を貯蔵するに当り、その物質が多量に

I 機関は、できる限りすみやかに、次のもののうち必要となるものを設置し、又は取得しなければならない。1 物質の受入、貯蔵及び送出のための工場、設備及び施設

2 物理的保障手段
3 十分な保健上及び安全上の手段

4 受領された物質の分析及び検査のための管理試験所
5 1から4までに掲げるもののため必要な職員のための住居及び行政上の施設

J この条の規定に従つて提供された物質は、この憲章の規定に基づき理事会が決定するところに従つて、利用されるものとする。いずれの加盟国も、自国が機関に提供する物質を機関が別個に保管するように要求する権利又はその物質が利用されるべき特定の計画を指定する権利を有しないものとする。

第十条 役務、設備及び施設

加盟国は、機関に対し、機関の目的及び任務の遂行に役だつ役務、設備及び施設を提供することができる。

第十一条 機関の計画

A 機関のいずれかの加盟国又は加盟国群は、平和的目的のための原子力の研究、開発又は実用化の計画を設定することを希望するときは、このため必要な特殊核分裂性物質及び他の物質、役務、設備並びに施設の確保に當つて、機関の援助を要請することができる。この要請には、計画の目的及び範

囲の説明を添えるものとし、理事会は、その要請を検討するものとする。

B 機関は、また、要請を受けたときは、いずれかの加盟国又は加盟国群が前記の計画を遂行するため必要な融資を外部から確保するように取りきめることについて、援助することができる。この援助の供与に當つては、機関は、その計画のために、いかなる担保の提供又は財政的責任の負担をも要求されないものとする。

C 機関は、要請を行つた加盟国の希望を考慮した上、前記の計画のため必要な物質、役務、設備及び施設が、一若しくは二以上の加盟国により供給されるように取り計らうことができるものとし、又は機関が、みずから、それらのもののいずれか若しくはすべてを直接に提供することを引き受けることができる。

D 機関は、前記の要請を検討するため、計画を審査する資格を有する者を、その要請を行つた加盟国又は加盟国群の領域内に送ることができる。この目的のため、機関は、その要請を行つた加盟国又は加盟国群の承認を得て、機関の職員を使用し、又はいずれかの加盟国の国民で適当な資格を有するものを雇用することができる。

E 理事会は、この条の規定に基

計画を承認する前に、次の事項に
妥協な考慮を払うものとする。

1 計画の有用性(その科学的及
び技術的実行可能性を含む)。

2 計画の効果的な実施を確保す
るための企画、資金及び技術要
員の妥当性。

3 物質の取扱及び貯蔵のため並
びに施設の運用のための提案さ
れた保健上及び安全上の基準の
妥当性。

4 要請を行つた加盟国又は加盟
国群の必要な資金調達、物質、
施設、設備及び役務を確保する
ことについての能力の不足。

5 機関が利用しうる物質及び他
の資源の公平な配分。

6 世界の低開発地域における特
別の必要。

7 その他関係のある事項。

F 機関は、計画を承認したとき
は、その計画を提出した加盟国又
は加盟国群と協定を締結するもの
とし、その協定は、次のことを定
めるものとする。

1 必要な特殊核分裂性物質及び
他の物質の計画への割当。

2 特殊核分裂性物質のその時の
保管(機関により保管されてい
るか、又は機関の計画への利用
のため提供する加盟国により保
管されているかを問わない)の
場所から、計画を提出した加盟
国又は加盟国群への、必要な積
送の安全を確保し、かつ、妥当

な保健上及び安全上の基準に合
致する条件の下における移転。

3 機関がみずからいずれかの物
質、役務、設備及び施設を提供
するときは、その提供の条件
(料金を含む)並びに、いずれ
かの加盟国がそれらの物質、役
務、設備及び施設を供給するこ
とは、計画を提出した加盟国又
は加盟国群と供給国とが取りき
める条件。

4 (a)提供される援助が、いずれ
かの軍事的目的を助長するよう
な方法で利用されないこと及び
(b)計画が第十二条に定める保障
措置(関係保障措置は、協定中
に明記するものとする。)に従う
べきことについて、計画を提出
した加盟国又は加盟国群が行う
約束。

5 計画から生ずる発明若しくは
発見又はその発明若しくは発見
に関する特許についての機関及
び関係加盟国の権利及び利益に
関する適当な規定。

6 紛争の解決に関する適当な規
定。

7 その他の適当な規定。

G この条の規定は、また、適当な
場合には、既存の計画に関する物
質、役務、施設又は設備に対する
要請にも適用される。

第十二条 機関の保障措置

A 機関は、機関のいずれかの計画
に關し、又は、他の取極の關係当

事国が機関に対して保障措置の適
用を要請する場合に、その取極に
關し、その計画又は取極に關連す
る限度において、次のことを行う
権利及び責任を有する。

1 専門的設備及び施設(原子炉
を含む)の設計を検討すること
並びに、その設計が軍事的目的
を助長するものでなく、妥協な
保健上及び安全上の基準に合致
しており、かつ、この条に定め
る保障措置を効果的に適用しう
るものであることを確保するこ
と。

2 機関が定める保健上及び安全
上の措置の遵守を要求すること。
前記の計画又は取極において
使用され、又は生産される原料
物質及び特殊核分裂性物質の計
量性の確保に役だつ操作記録の
保持及び提出を要求すること。

3 経過報告を要求し、及び受領
すること。

4 照射を受けた物質の化学処理
のため用いられる方法を、その
化学処理が物質の軍事的目的へ
の転用に役だてられるものでな
く、かつ、妥協な保健上及び安全
上の基準に合致するものである
ことを確保することのみを目的
として、承認すること、回収さ
れ又は副産物として生産された
特殊核分裂性物質が、関係加盟
国の指定する研究のため、又はそ

の指定する既存の若しくは建設
中の原子炉において、継続的に
機関の保障措置の下で、平和的
目的に利用されるように要求す
ること並びに回収され又は副産
物として生産された特殊核分裂
性物質で前記の利用のため必要
な量をこえる余分のものを、そ
の蓄積を防ぐため、機関に寄託
するように要求すること。ただ
し、機関に寄託されたその特殊
核分裂性物質は、その後関係加
盟国が要請したときは、前記の
規定に基く利用のため、関係加
盟国にすみやかに返還されるも
のとする。

6 機関が関係国と協議の後指定
した視察員を受領国の領域に派
遣すること。その視察員は、い
つでも、供給された原料物質及
び特殊核分裂性物質並びに核分
裂性生産物の計量のため、並び
に第十一条F4にいう軍事的目
的の助長のために利用しないこ
とについての約束、この条のA
2にいう保健上及び安全上の措
置並びに機関と関係国との間の
協定に定める他のいずれかの条
件に対する違反の有無の決定の
ために必要なすべての場所、資
料及び人(この憲章に基き保障
措置の適用が要求される物質、
設備又は施設に職掌上関係者す
る者)に近づくことができる。
機関が指定した視察員は、関係国

の要請を受けたときは、自己の
職務の執行を遅滞させられ、又
は妨げられないことを条件とし
て、その国の当局の代表者を伴
わなければならない。

7 違反が存在し、かつ、受領国
が要請された是正措置を適当
な期間内に執らなかつたとき
は、援助を停止し、又は終止
し、並びに当該計画の促進のた
め機関又は加盟国が提供した
いずれかの物質及び設備を撤収す
ること。

B 機関は、必要な場合には、視察
部を設置するものとする。視察部
は、機関の承認、監督又は管理を
受ける計画に対して適用するため
に指定した保健上及び安全上の措置
に機関が違反していないかどうか
を、並びに機関が保管し、又はそ
の作業において使用され若しくは
生産される原料物質及び特殊核分
裂性物質がいずれかの軍事的目的
の助長のため使用されることを防
止するために、機関が十分な措置
を執っているかどうかを決定する
ため、機関がみずから行うすべて
の作業を検査する責任を負うもの
とする。機関は、前記の違反が存
在すること又は前記の十分な措置
が執られていないことを是正する
ための改善の措置を直ちに執らな
ければならない。

C 視察部は、また、この条のA6
にいう計量の結果を入手しかつ検

昭和三十三年五月十七日 参議院會議録第三十七号 千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を
七二八

認する責任並びに第十一条F4に

いう約束、この条のA2にいう措置及び機関と関係国との間の協定に定める計画の他のすべての条件に対する違反の有無を決定する責任を負うものとする。視察員は、違反を事務局長に報告しなければならず、事務局長は、その報告を理事会に伝達しなければならぬ。理事会は、発生したと認める違反を直ちに改善するように受領国に要求しなければならない。理事会は、その違反をすべての加盟国並びに国際連合の安全保障理事会及び総会に報告しなければならない。受領国が適当な期間内に十分な是正措置を執らなかつた場合には、理事会は、機関又は加盟国が提供する援助の削減又は停止を命ずる措置並びに受領加盟国又は受領加盟国群に提供された物資及び設備の返還を要求する措置のうちの一又は双方を執ることができ、機関は、また、第十九条の規定に従い、違反を行つた加盟国に対し、加盟国としての特権及び権利の行使を停止することができる。

第十三条 加盟国に対する償還
理事会と物資、役務、設備又は施設を機関に提供する加盟国との間に別段の合意がない限り、理事会は、提供される品目の費用の償還を規定する協定をその加盟国と締結するものとする。

第十四条 会計

A 理事会は、機関の費用の年次予算見積を総会に提出するものとする。これに関する理事会の作業を容易にするため、事務局長は、最初に予算見積を準備するものとする。総会は、その見積を承認しなかつたときは、勧告を附して、理事会に返却する。この場合には、理事会は、新たな見積を、承認を得るため総会に提出しなければならない。

B 機関の費用は、次の部門に分類するものとする。
1 行政費。これには、次のものを含むものとする。

(a) 機関の職員 (B2にいう物資、役務、設備及び施設に関連して雇用される職員を除く。) の費用、会議に要する費用並びに機関の計画の準備及び情報配布のため必要な費用
(b) 機関の計画に關して、又は第三条A5の規定により、又はそれかの二国間若しくは多数国間の取極に關して、第十二条に定める保障措置を実施する費用並びに機関による特殊核分裂性物質の取扱及び貯蔵に要する費用 (Bにいう貯蔵及び取扱に要する費用を除く。)

2 機関がその認められた任務を遂行するために取得し、又は設置した物資、施設、工場及び設備に關する費用 (1に掲げる費用を除く。) 並びに機関が加盟国との協定に基づき提供する物資、役務、設備及び施設の費用

C B1(b)の費用を定めるに當り、理事会は、機関と二国間又は多数国間の取極の当事国との間の保障措置の適用に關する協定に基き回収することができ金額を控除するものとする。

D 理事会は、B1に掲げる費用を、総会が定める基準に従つて、加盟国に割り当てるものとする。総会は、この基準を定めるに當り、国際連合がその通常予算に対する国際連合の加盟国の分担金の割当の際に採択した原則を指針とするものとする。

E 理事会は、機関が加盟国に提供する物資、役務、設備及び施設の料金 (合理的かつ一面的な貯蔵料及び取扱料を含む。) の基準を定期的に定めるものとする。この基準は、B2に掲げる費用 (理事会がFの規定に従つてB2の使用に充てることのある任意の拠出を引いたもの) をまかなうために十分な収入を機関にもたらすように作成しなければならない。前記の料金収入は、加盟国が提供したいずれかの物資、役務、設備又は施設に對してその加盟国に支払うため、及び機関がみずから必要とするB2に掲げる他の費用をまかなうため使用される別個の資金とする。

F Eにいう収入のうち同項にいう費用をこえる金額及び機関に対する任意の拠出は、理事会が総会の承認を得て決定するところに従つて使用される一般資金とする。

G 理事会は、総会が承認した規則及び制限に従うことを条件として、機関のために借入権能を行使する権限 (ただし、その権限により行われた借款に關して、機関の加盟国にいかなる責任も負わせてはならない。) を有するものとし、また、機関に對して行われる任意の拠出を受諾する権限を有する。

H 会計上の問題に關する総会の決定及び機関の予算額に關する理事会の決定は、出席しかつ投票する者の三分の二の多数を必要とする。

第十五条 特権及び免除

A 機関は、各加盟国の領域内において、機関の任務の遂行のため必要な法律上の能力並びにそのため必要な特権及び免除を享有する。

B 加盟国の代表、代表代理及び顧問、理事会のために任命された理事、その代理及び顧問並びに機関の事務局長及び職員は、機関に關する自己の任務を獨立して遂行するために必要な特権及び免除を享有する。

C この条にいう法律上の能力、特権及び免除は、理事会の指示に従つて行動する事務局長によつてこの目的のために代表される機関と加盟国との間の別個の一又は二以上の協定において定められるものとする。

第十六条 他の機関との関係

A 理事会は、総会の承認を得て、機関と国際連合との間及び機関と

他の機関でその業務が機関の業務と関連があるものとの間の妥協な関係を設定する一又は二以上の協定を締結する権限を有する。

B 機関と国際連合との関係を設定する一又は二以上の協定は、次のことを規定するものとする。
1 機関が、第三条B4及び5に定める報告を提出すること。
2 機関が、国際連合の総会又はそのいずれかの理事会により採択された機関に關係のある決議を検討すること並びに、要請を受けたとき、前記の検討の結果機関又は機関の加盟国がこの憲章に従つて執つた措置について、国際連合の適当な機関に對し、報告を提出すること。

第十七条 紛争の解決
A この憲章の解釈又は適用に關する問題又は紛争で交渉によつて解決されないものは、関係国が他の解決方法について合意する場合を除くほか、国際司法裁判所規程に従い、国際司法裁判所に付託するものとする。

B 総会及び理事会は、それぞれ、国際連合総会の許可を得ることを条件として、機関の活動の範囲内で生ずる法律上の問題に關して、国際司法裁判所の勧告的意見を要請する権能を手えらる。

第十八条 改正及び脱退
A この憲章の改正は、いずれの加盟国も提案することができる。事務局長は、改正案の本文の認証

本を作成し、かつ、総会によるその審議の少くとも九十日前までに、これをすべての加盟国に送付するものとする。

B この憲章の規定の全般的再検討の問題は、この憲章の効力発生後の第五回目の年次総会の会期において、同会期の議事日程に記載するものとする。この再検討は、出席しかつ投票する加盟国の多数決による承認を得たときは、その次の総会において行われる。その後は、この憲章の全般的再検討の問題に関する提案は、同様の手続に従い、総会による決定のため提出することができる。

C 改正は、次の場合において、すべての加盟国につき効力を生ずる。

(i) 総会が、各改正案につき理事會が提出する意見を審議した上、出席しかつ投票する加盟国の三分の二の多数決により承認し、かつ、

(ii) 全加盟国の三分の二が、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて受諾した場合。加盟国による受諾は、第二十一条Cにいう寄託国政府への受諾書の寄託により行われる。

D 加盟国は、この憲章が第二十一条Eの規定に従つて効力を生じた日から五年後又はその加盟国がこの憲章の改正を受諾することを望ま

まないときはいつでも、第二十一条Cにいう寄託国政府にあてた書面による脱退通告により、機関から脱退することができるものとし、寄託国政府は、直ちにその旨を理事会及びすべての加盟国に通報しなければならない。

E 加盟国の機関からの脱退は、第二十一条の規定に従つて発生したその加盟国の契約上の義務又は脱退する年についてのその加盟国の財政的義務に影響を及ぼすものではない。

第十九条 特権の停止

A 機関の加盟国で機関に対する分担金の支払を滞納しているものは、その滞納金額が当該年度に先だつ二年間に支払うべき分担金の額以上の額となるときは、機関における投票権を失ふものとする。もつとも、総会は、支払が行われなかつたことがその加盟国にとつてやむを得ない事情によると認めるときは、その加盟国に投票することを許すことができる。

B この憲章又はこの憲章に従つて自国が締結したいずれかの協定の規定に違反した加盟国については、理事会の勧告に基づき、出席しかつ投票する加盟国の三分の二の多数決をもつて行動する総会が、その加盟国としての特権及び権利の行使を停止することができる。

第二十条 定義

この憲章において、

1 「特殊核分裂性物質」とは、ブルトニウム二三九、ウラン二三三、同位元素ウラン二三五又は二三三の濃縮ウラン、前記のものの一又は二以上を含有している物質及び理事会が随時決定する他の核分裂性物質をいう。ただし、「特殊核分裂性物質」には、原料物質を含まない。

2 「同位元素ウラン二三五又は二三三の濃縮ウラン」とは、同位元素ウラン二三三若しくは二三三又はその双方を、同位元素ウラン二三八に対するそれらの二同位元素の合計の含有率が、天然ウランにおける同位元素ウラン二三三の率より大きくなる量だけ含有しているウランをいう。

3 「原料物質」とは、次のものをいう。
ウランの同位元素の天然の混合率からなるウラン
同位元素ウラン二三五の劣化ウラン
トリウム
金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前掲のいずれかの物質を含有する物質
他の物質で理事会が随時決定する含有率において前掲の物質の一又は二以上を含有するもの

理事会が随時決定するその他の物質

第二十一条 署名、受諾及び効力発生

A この憲章は、千九百五十六年十月二十六日に、国際連合又はそのいずれかの専門機関のすべての加盟国による署名のため開放され、かつ、それらの国による署名のため九十日間開放しておく。

B 署名国は、批准書を寄託することにより、この憲章の当事国となるものとする。

C 署名国の批准書及びこの憲章の第四条Bの規定に基づき加盟国としての地位を承認された国の受諾書は、ここに寄託国政府として指定されるアメリカ合衆国政府に寄託するものとする。

D この憲章の批准又は受諾は、各国がその憲法上の手続に従つて行ふものとする。

E この憲章は、附属書を除くは、カナダ、フランス、ソヴィエト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国のうち、少くとも三国を含まなければならない。がBの規定に従つて批准書を寄託した時に効力を生ずる。その後、寄託される批准書及び受諾書は、それが受領された日に効力を生ずる。

F 寄託国政府は、この憲章のすべての署名国に対し、各批准書寄託の日及びこの憲章の効力発生の日

をすみやかに通報するものとする。寄託国政府は、すべての署名国及び加盟国に対し、いずれかの国がその後のこの憲章の当事国となる日をすみやかに通報するものとする。

G この憲章の附属書は、この憲章が署名のため開放された最初の日に効力を生ずる。

第二十二條 國際連合への登録

A この憲章は、寄託国政府により、國際連合憲章第二百二條の規定に従つて登録される。

B 機関と加盟国との間の協定、機関と他の機関との間の協定及び機関の承認を条件とする加盟国間の協定は、機関に登録されるものとする。それらの協定は、國際連合憲章第二百二條の規定に基づき登録を必要とするときは、機関により、國際連合に登録されるものとする。

第二十三條 正文及び認証

ひとしく正文である中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成されたこの憲章は、寄託国政府の記録に寄託するものとする。この憲章の正当に認証された原本は、寄託国政府により、他の署名国政府及び第四条Bの規定に基づき加盟国としての地位を承認される国の政府に送付されるものとする。

昭和三十三年五月十七日 参議院會議録第三十七号

千九百五十六年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を
求めるの件外三件

七三〇

以上の証拠として、下名は、正当に
委任を受け、この憲章に署名した。

千九百五十六年十月二十六日に国
際連合本部で作成した。

アフガニスタンのために
アルバニアのために
R・マリレ
アルゼンティンのために
キヒリヤルト
オーストラリアのために
J・D・フッド
オーストリアのために
F・マッテ
ベルギー王国のために
J・エレラ
ボリヴィアのために
ヘルマン・キローガ・ガルド
ブラジルのために
ジョアン・カルロス・ムニ
ス
ジョアキン・ダ・コスタ・リ
ペイロ
C・A・ベルナルデス
ブルガリアのために
ドクトル P・ヴォウトフ
ビルマ連邦のために
白ロシア・ソヴィエト社会主義共
和国のために
セフチエンコ
カンボディアのために
チンリ
カナダのために

マックス・ワーシヨフ
ウイリアム・J・ベネット
R・H・マッケイ
セイロンのために
R・S・S・グーネワルデー
ネ
チリのために
オスカ・ビノチエット
中国のために
魏学仁(印)
蔣延黻(印)
蒋廷黻(印)
コロンビアのために
フランシスコ・ウルティア
T・A・マルランダ
コスタ・リカのために
アルベルト・F・カーニャ
ス
キューバのために
カルロス・ブランコ
チェッコスロヴァキアのために
ドクトル パヴェル・ウイン
クレル
デンマークのために
カール・I・エスケルンド
ドミニカ共和国のために
アレクサンダー・カヴァタ
ス
A・F・ヴァルシム
エクアドルのために
ホセ・トルヒロ
エジプトのために
オマル・ルトフイ
エル・サルヴァドルのために
M・ラファエル・ウルキア
ロベルト・E・キーロス
ミゲル・A・マガナ

エテイオピアのために
イルマ・デレツサ
フィンランドのために
フランスのために
コルニユルジャンステイユ
ドイツ連邦共和国のために
G・V・ブロイッヒル・オベルト
ギリシャのために
ジョージ・V・メラス
T・クリサンソポウロス
グアテマラのために
J・M・デボイス
ロルス・ベネット
R・D・ドゥーケ
ハイチのために
ジャック・レジュエ
ホンデュラスのために
ティブルシオ・カリアス・
ジュニア
ファン・F・フーネス
ミゲル・パス・パレデス
ハンガリーのために
ドクトル コシ・ペテル
アイスランドのために
トール・トールス
インドのために
アーサー・ラール
インドネシアのために
スジャラル
イランのために
ドクトル ジャラール・アブ
ドー
イラクのために
アイルランドのために

イスラエルのために
モルデカイ・キドロ
アーサー・C・リヴェラン
ウィクトル・A・ソルキン
イタリアのために
レオナルド・ヴァイテッティ
千九百五十六年十二月十
五日
日本国のために
加瀬俊一
ジョルダン・ハシェミット王国の
ために
大韓民国のために
林炳模
ラオスのために
レバノンのために
アリフ・ジェバラ
リベリアのために
チャールズ・T・O・キング
リビアのために
ファティ・アビディアー
ルクセンブルグ大公国のために
メキシコのために
ラファエル・デ・ラ・コリー
ナ
千九百五十六年十二月七
日
ルシアノ・フォウブランク・
リーバス
千九百五十六年十二月七
日

モナコのために
マルセル・A・バルマロ
モロッコのために
ネパールのために
オランダ王国のために
C・スヒールマン
A・J・P・ダムス
ニュー・ジブラルドルのために
L・K・マンロウ
ニカラグアのために
ノールウェー王国のために
ハンス・エンゲン
パキスタンのために
ナジール・アーマド
パナマのために
ロベルト・デ・ラ・グワル
ディア
パラグアイのために
ドクトル パシフィコ・モン
テロ
ペルーのために
カルロス・ホルギン
大佐 M・ウエラスデギ
M・F・マウルトア
フィリピン共和国のために
フェリスベルト・M・セラノ
J・M・エリサルデ
千九百五十六年十二月五
日
ポランドのために
ユリウス・カツィスヒイ
ポルトガルのために

ヴァスコ・ヴィエイラ・ガリ
ン
ルイ・エドワード・モロー・
ブラス・ミモゾ
アントニオ・デ・ルセーナ
ルーマニアのために
シルヴィウ・ブルカン
V・ノヴァク
サン・マリノのために
サウディ・アラビアのために
スペインのために
ディエゴ・ピガス・デ・ダル
マウ
スーダンのために
ヤコブ・オスマン
スウェーデンのために
グンナル・ヤリグ
スイスのために
A・R・リント
シリアのために
ラフィック・アッシャ
J・ムフティ
タイのために
T・コーマン
テュニジアのために
トルコのために
サリム・サルベル
ウクライナ・ソヴィエト社会主義
共和国のために
M・パセチニク
南アフリカ連邦のために
ウェンツェル・デュ・プレシ
ス

ソヴィエト社会主義共和国連邦の
ために
ザルビン
グレート・ブリテン及び北部アイ
erland 連合王国のために
ピアソン・ディクソン
アレク・ランドル
アメリカ合衆国のために
ジェームズ・J・ワズワース
ウルグアイのために
E・ロドリゲス・ファブレ
ガ
W・S・ヒル
ヘルマン・ヴィリヤル
パチカニ市国のために
セオドル・M・ヘスバーク
C・S・C
マーストン・モース
ヴェネズエラのために
政府の承認を条件として、及
び本月二十五日付の会議議長あ
ての書簡に述べられた条件に基
いて
H・フェルナンデス・
モラン
F・アルフォンソ・ソ
ヴァルド
M・グラニエル
ヴィエトナムのために
N・D・リエン
イエメンのために
ユーゴスラヴィアのために
レオ・マテス

附属書I 準備委員会

A 準備委員会は、この憲章が署名
のため開放された最初の日に設立
されるものとする。同委員会は、
オーストラリア、ベルギー、ブラ
ジル、カナダ、チェコスロヴァ
キア、フランス、インド、ポルト
ガル、南アフリカ連邦、ソヴィエ
ト社会主義共和国連邦、グレイ
ト・ブリテン及び北部アイルラン
ド連合王国及びアメリカ合衆国の
各一人の代表者並びに国際原子力
機関憲章に関する国際会議により
選ばれた他の六国の各一人の代表
者により構成される。準備委員会
は、この憲章が効力を生じ、総会
が会合して、第六条の規定に従い
理事会が構成されるまで、引き続
き存在する。

B 準備委員会の費用は、国際連合
が提供する借款によりまかなうこ
とができ、このため、準備委員会
は、国際連合の適当な当局と必要
な取極（その借款の機関による返
済のための取極を含む）を行うも
のとする。これらの資金では不足
であるときは、準備委員会は、諸
政府から前払金を受けることがで
きる。この前払金は、当該政府の
機関に対する分担保金と相殺するこ
とができる。

C 準備委員会は、次のことを行う。
1 準備委員会の役員を選出し、
同委員会の手続規則を採択し、

必要となるときは臨時会合し、その
会合の場所を決定し、及び必要
と認める委員会を設置するこ
と。

2 書記局長及び必要とされる職
員を任命すること。それらの者
は、準備委員会が決定する権能
を行使し、及び同委員会が決定
する任務を遂行するものとする
る。

3 総会の第一回会期の準備（仮
議事日程及び手続規則案の作成
を含む）を行うこと。同会期
は、この憲章の効力発生後でき
る限りすみやかに開催されるも
のとする。

4 第六条A1、A2及びBの規
定に従い、第一回理事会の構成
員の指定を行うこと。

5 総会の第一回会期及び理事会
の第一回会合のため、機関にと
つて重要な事項で即時取り上げ
られるべきものにつき、研究、
報告及び勧告を行うこと。これ
らの事項には、(a)機関の会計、
(b)機関の第一年度の事業計画及
び予算、(c)機関の運営上の企画
に関連する技術的問題、(d)機関
の恒久職員団の設置並びに(e)機
関の恒久本部の所在地を含む。

6 理事会の第一回会合のため、
機関の法的地位並びに機関と招
請国政府との間の関係における
権利及び義務を定める本部協定

の規定につき、勧告を行うこ
と。

7 (a) この憲章の第十六条の規定
に基く協定の案を作成するた
め、国際連合と交渉を行うこ
と。その案は、総会の第一回
会期及び理事会の第一回会合
に提出するものとする。

(b) 総会の第一回会期及び理事
会の第一回会合に対し、この
憲章の第十六条において予定
する機関と他の国際機関との
関係に関して、勧告を行うこ
と。

ヴェネズエラ共和国国際連合代
表部から国際原子力機関憲章に
関する国際会議議長あての千九
百五十六年十月二十五日付の書
簡に述べられた条件
ヴェネズエラ代表は、次の了解に
基き、政府の承認を条件として、こ
の憲章に署名する。

1 第十七条に關し、ヴェネズエラ
の行ひこの憲章に対する署名又は
批准は、そのつど行われる同国の
明示の同意なしに国際司法裁判所
の管轄権を受諾することを意味し
ない。

2 第十八条Cにいうこの憲章のい
かなる改正に關しても、ヴェネズ
エラは、条約の批准及び寄託に關
する憲法上の規定があらかじめ履
行されていない場合には、その改
正を有効なものとなめない。

昭和三十三年五月十七日 参議院会録第三十七号

千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を 七三二

七三二

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年五月十五日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認を求めるの件

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔参照〕

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定

日本国政府(以下「貸借者」といふ)及びアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会

(以下「貸借者」といふ)は、千九百五十五年十一月十四日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(将来改正され又はこれに代るものを含む)に基き、特殊核物質の貸借に関し、同協定に含まれるすべての条件、規定及び保証に従つて、次のとおり協定する。

第一条

A 貸借者及び貸借者は、日本国茨城県那珂郡東海村日本原子力研究所に設置されるAMF原子力会社製の重水型研究用原子炉の操作における使用のため、十九・五パーセントから二十パーセントまでの間に濃縮したウランに含まれるU-二三五において四キログラムをこえない量の濃縮ウランであつて貸借者が雇用する契約者(以下「請負人」といふ)がアメリカ合衆国において製造する燃料要素に含まれるものを、それぞれ、貸借し、及び貸借することに同意する。ただし、この物質の四キログラムの最大限の活用を可能にすることが貸借者の意図するところであるので、取り出された燃料要素の放射能が日本国内において減衰している間若しくは燃料要素が運送されている間も、又は相当の量の燃料要素がたまたま喪失され若しくは破壊された場合にも、原子炉の効果的かつ継続的な操作を可能にするため必要であると貸借者が認める追加量を、貸借者の要請に基き、これに加えるものとする。前記の濃縮度についての規格は、原子炉のためのフィッシュボン・チェンバーにおける使用のため貸借者に貸借されるウランの濃縮度には必ずしも適用されるものでないこと及び両当事者は、そのウランの同位元素U-二三五についての濃縮度に関し随時合意することができるとが了解される。

B 両当事者は、この協定の条件に従い、引渡の日、引き渡される量及び濃縮ウランの貸借者への返還の日程について、書簡の交換により随時合意することができるとする。

C 両当事者は、前記の燃料要素に関し、その燃料要素の使用の結果その中で生産されるすべての物質について貸借者が所有権を有すること及びその物質がこの協定の規定に従うべきことを合意する。

第二条

A 貸借者との協議の後貸借者及び請負人が合意する日程に従い、貸借者は、六弗化ウランを請負人に提供するものとする。請負人に対するその提供は、貸借者の施設において行われ、かつ、貸借者が請負人について要求する料金及び条件(その物質を受領し、かつ、アメリカ合衆国において製造作業を行うために必要な許可を含む)に従わなければならない。

B この協定の適用上、請負人が製造するそれぞれの燃料要素に含まれるウランの同位元素U-二三五についての濃縮度は、Cに規定する場合のほか、請負人がその燃料要素の製造のため貸借者から受領したウランの濃縮度とする。それぞれの燃料要素に含まれる濃縮ウランの量は、請負人が決定し、かつ、貸借者が適当と認める審査又は分析の後同意するものとする。

貸借者は、請負人に対し、それぞれの燃料要素を確認すること並びに各燃料要素に含まれる濃縮ウランの量及び、Cに定める手続が執られない限り、同位元素の含量についての請負人の決定の証明書を貸借者に提出することを要求するものとする。

C 貸借者が請負人と適当な取極を行つた後要請するときは、各燃料要素に含まれる同位元素U-二三五についての濃縮度は、貸借者及び貸借者が別段の合意をしない限り、次の機関のいずれかが決定することができるとする。

- (1) テネシー州オーク・リッジのオーク・リッジ国立研究所及びケンタッキー州パドゥカの原子力施設を操作するユニオン・カーバイド原子核会社
- (2) オハイオ州ボートマスの原子力施設を操作するグッドイヤー原子力会社

(3) ワシントン州ハンフォードの原子力施設を操作するジェネラル・エレクトリック会社

(4) イリノイ州レモントのアルゴンヌ国立研究所を操作するシカゴ大学

両当事者は、請負人が燃料要素を製造する過程において前記のいずれかの分析者によるアメリカ合衆国における分析のため試料を取り出す時点について合意するものとする。分析の費用は、貸借者が負担するものとする。

D 原子炉のための燃料要素の請負人による製造並びにその燃料要素に含まれるウランの量及び同位元素U-二三五についての濃縮度の確定が完了したときは、貸借者は、貸借者が貸借者との協議の後指定するアメリカ合衆国内の積出港に貸借者のすべての許可要件に従つてその燃料要素を送付する契約者を取りきめるものとする。両当事者が別段の予告期間について合意しない限り、貸借者は、その燃料要素を輸出することを希望する日に先立ち少くとも三十日の予告を貸借者に与えるものとする。貸借者は、その指定港におけるその燃料要素の貸借者への引渡及び輸出を実施するため必要な措置を執るものとする。輸送の費用(容器的費用並びにその燃料要素の請負人から貸借者に至るまでの国内

における及び海外への輸送に必要な荷造の費用を含む。)及びその燃料要素の保管費並びに賃借者への送付に關連する物理的な取扱に關するすべての手配については、賃借者が責任を負い、貸貸者は責任を負わない。

E 燃料要素に含まれる濃縮ウランの輸出地における賃借者による受領は、適当な受領証によつて証明されるものとする。賃借者は、その後は、前記の協力のための協定の規定に基づくその濃縮ウランの保全について、健康及び安全の危険に對する保護措置について、並びに同濃縮ウランのあらゆる喪失及び破壊(原因のいかんを問わない。)について、全責任を負うものとする。

第三条

賃借者は、照射を受けた燃料要素を、放射能が適当に減衰した後、かつ、賃借者が受諾する健康及び安全の危険に對する適当な保護措置に従つて、賃貸者及び賃借者が第一条Bの規定に基づき合意する日程により、賃貸者が賃借者との協議の後指定するアメリカ合衆国内の到着港において自己の負担で引き渡すものとする。この場合、賃貸者は、その燃料要素の輸入のために必要な措置を執るものとする。その後、賃借者は、両当事者が別段の合意をしない限り、自己の負担で、その燃料要素を賃貸者が指定する再処理施設又は他の施設に輸送する契約者を取りきめ

るものとする。賃貸者は、次条A(2)(b)に定めるところに従い、その燃料要素の再処理の費用がその燃料要素に含まれる回収することができるとの特種核物質の価額をこえると賃貸者が決定し、かつ、賃貸者及び賃借者がその燃料要素を再処理しないことに合意するときは、その燃料要素を貯蔵のため又は他の適当な処分のため受領するものとする。賃貸者は、再処理のためその燃料要素を受領し(次条A(2)(b)に定める場合を除く。)、又は賃借者と適当な金銭的決済を行うものとする。ただし、賃貸者が認める他の施設を利用することができると賃貸者がその燃料要素を自己の施設における再処理のために受領しないと決定するときは、賃借者は、自己の負担で、その燃料要素を前記の他の施設で賃貸者の仕様に合致するプルトニウム金属及び六弗化ウランに又は合意される他の形状に再処理するよう手配するものとする。その燃料要素を再処理のため送付し、又は受領する賃借者の契約者は、賃貸者がその契約者について要求する料金及び条件(その物質を受領し、かつ、アメリカ合衆国において再処理作業を行うために必要な許可を含む。)に従わなければならない。

第四条

A 賃借者は、請負人が製造する燃料要素に含まれる濃縮ウランの賃借に對し、次に定める料金を次に

定める時に合衆国通貨で賃貸者に支払うものとする。

(1) この協定に基いて賃借される濃縮ウランであつて請負人が製造したそれぞれの燃料要素に含まれるものにつき、引渡の時ににおける濃縮度を基礎として計算した濃縮ウランの価額の年率四パーセントの使用料。その使用料は、それぞれの燃料要素が賃借者に引き渡された日から、(4)に定める場合のほか、賃貸者が再処理のため受領する物質については、賃貸者が当該燃料要素を賃貸者の仕様に合致するプルトニウム金属及び六弗化ウランに若しくは合意される他の形状に再処理した日又は賃貸者が当該再処理のため妥当な期間であると決定する期間が満了した時のいずれか早い時までのもので、賃貸者の施設以外の施設において再処理される返還された燃料要素については、それぞれの燃料要素が再処理のためその施設に送付された日までのものとする。

ての濃縮度から決定される価額

(b) 賃貸者の再処理施設又は認められた再処理施設に送付された当該燃料要素から回収することができるとの特種核物質の量及び濃縮度から決定される価額。返還された燃料要素から回収することができるとの特種核物質の量及び濃縮度は、賃貸者に送付された燃料要素については賃貸者が認められた再処理施設に送付された燃料要素については賃貸者の同意を得て同施設が、決定する。ただし、賃借者の要請があるときは、照射を受けた各燃料要素から回収することができると後者の場合の特種核物質の量は、賃貸者による分析によつて、又は賃貸者及び賃借者が合意する他の方法によつて決定するものとする。その分析の費用は、賃借者が負担するものとする。賃貸者が、操作記録に基づき、再処理の費用がその燃料要素から回収することができるとの特種核物質の価額をこえると決定し、かつ、賃貸者及び賃借者がその燃料要素を再処理しないことに合意するときは、その燃料要素に含まれる物質

による賃借は、認められない。

(3) 賃借者がこの協定に基き賃借した濃縮ウランを含むいずれかの燃料要素を、その喪失、盗難、又は完全な破壊のため、賃貸者の再処理施設又は認められた施設に返還することができないうと両当事者が決定したときは、賃借者は、その後三十日以内に、(2)(a)に定める価額を支払うものとする。

(4) (3)に定める決定が行われた時に、その決定に係る燃料要素に關する使用料は、終了する。賃貸者が(2)(b)の最後の文に定める決定を行う場合には、使用料は、その決定に係る燃料要素が前条に定めるところに従つて賃貸者により指定された施設に送付された時に終了する。

(5) 再処理のため賃貸者に返還され、かつ、賃貸者により再処理された燃料要素に關しては、その燃料要素を再処理するための賃貸者の料金に等しい再処理料。この条の規定の適用上、賃借者に引き渡されるそれぞれの燃料要素に含まれる濃縮ウランの価額は、賃貸者が設定した各種の濃縮度の同位元素U-二三五を含むウランの価額の表であつて当該燃料要素が賃借者に引き渡された時に実施

昭和三十三年五月十七日 参議院會議録第三十七号

千九百五十五年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を
求めるの件外三件

七三四

されていたものに從つて決定されるものとする。貸借者の再処理工場又は認められた再処理施設に返還されたそれぞれの燃料要素から回収することが出来る濃縮ウランの価額は、当該燃料要素が貸借者に引き渡された時にそれに含まれていた濃縮ウランに適用された価額の表に從つて決定されるものとする。引き渡された燃料要素に含まれるウランの濃縮度又は返還された燃料要素から回収することが出来る濃縮度又は濃縮度の間の直線内挿法によつて決定されるものとする。貸借者に返還された燃料要素から回収することが出来るプルトニウムの価額は、その物質について貸借者が設定する燃料としての価額で、プルトニウムを含むそれぞれの燃料要素が貸借者の再処理施設又は認められた施設に送付される時に実施されているものとする。

C この協定に基く料金は、次のとおり支払われるものとする。
(1) 使用料は、年払いとする。
(2) 消耗及び濃縮度低下補償の料金は、返還された燃料要素から回収することが出来るプルトニウムの量並びに返還された燃料要素から回収することが出来る

ウランの量及び濃縮度の決定に基いて算出される請求書を貸借者が受領した後三十日以内に支払われるものとする。
(3) A(3)の規定に基く料金は、A(3)に定めるところに從つて支払われるものとする。

(4) 再処理料は、貸借者がその料金の請求書を貸借者から受領した後三十日以内に支払われるものとする。

第五條

貸借者は、この協定に基いて貸借する燃料要素に含まれる濃縮ウラン又はその燃料要素の中で生産される他の物質の生産、製造、所有、貸借又は占有及び使用から生ずる原因のいかんを問わないすべての責任(第三者に対する責任を含む)について、その濃縮ウランが貸借者から貸借者に引き渡された後は、アメリカ合衆国政府及び貸借者に対しその責任を免かれさせ、かつ、損害を与えないようにするものとする。燃料要素がアメリカ合衆国に返還され、かつ、第三条に定めるところに從つて輸入されたときは、この条の第一文の規定は、その燃料要素に関してアメリカ合衆国において前記の原因から生ずるすべての障害、喪失又は損害についてのアメリカ合衆国又は貸借者の責任に対しては、適用されない。

第六條

アメリカ合衆国議会の議員若しくは

は華州代表又は同国の属領代表は、同国の法律に従い、この協定のいかなる部分にも、また、それから生ずるいかなる利益にも関与し又は参加することができないものと了解される。

第七條

この協定の適用上、「燃料要素」は、燃料棒、燃料板及びフィッシュン・チェンバーを含む。

第八條

この協定は、日本国がその国内法上の手續に從つてこの協定を承認したことを通知する貸借者の公文を貸借者が受領した日に効力を生じ、千九百五十五年十一月十四日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(将来改正され又はこれに代るものを含む)の期間が満了し、又は同協定が廃棄されるまで効力を存続する。

以上の証拠として、この協定の当事者は、正当な権限によりこの協定に署名させた。

千九百五十七年五月八日にワシントンで、日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

下田武三

アメリカ合衆国政府を代表して行

動する合衆国原子力委員会のために
ジョン・A・ホール

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文の交換について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年五月十五日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文の交換について承認を求めるの件
特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文の交換について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔参照〕

千九百五十六年十一月二十三日

に署名された「特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定」第一条の特例に関する交換公文
書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百五十六年十一月二十三日に署名された特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定に關し、次のとおり申し述べ光榮を有します。

この協定の第一条は、合衆国委員会が、溶液型研究用原子炉の操作における使用のため、原子炉用物質に含まれるべき同位元素U-二三五を十九・五パーセントから二十パーセントまでの間に濃縮したウランを日本国政府に貸借することに同意することを定めている。

しかしながら、前記の濃縮度についての規格は、原子炉のためのフィッシュン・チェンバーにおける使用のため日本国政府に貸借されるウランの濃縮度には必ずしも適用されるものでないこと、このウランの濃縮度は、二十パーセントをこえてはならないこと及び両当事者は、このウランの同位元素U-二三五の濃縮度について隨時合意することができるとが了解される。

本使は、さらに、この書簡が、前記の了解を確認する貴官の返簡とともに、この問題についての合意を構成するものとみなされ、この合意が、その実施のため必要な法律上の手続が日本国において完了した旨を日本国政府が合衆国委員会に通報する日に効力を生ずべきことを提案する光栄を有します。

千九百五十七年五月八日

臨時代理大使 下田 武三

合衆国原子力委員会

ジョン・A・ホール殿

書簡をもつて啓上いたします。本官は、千九百五十六年十一月二十三日に署名された特殊核物質の貸借に関するアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会と日本国政府との間の協定に関する本日付の貴下の次の書簡を受領したことを確認いたします。

本使は、千九百五十六年十一月二十三日に署名された特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定に關し、次のとおり申し述べた光栄を有します。

この協定の第一条は、合衆国委員会が、溶液型研究用原子炉の操作における使用のため、原子炉用物質に含まれるべき同位元素U-二三五を十九・五パーセントから二十パーセントまでの間に濃縮したウランを日本国

政府に貸借することに同意することを定めている。

しかしながら、前記の濃縮度についての規格は、原子炉のためのフィッジョン・チェーンバ

における使用のため日本国政府に貸借されるウランの濃縮度には必ずしも適用されるものでないこと、このウランの濃縮度は、二十パーセントをこえてはならないこと及び両当事者は、このウランの同位元素U-二三五の濃縮度について随時合意することができるとが了解される。

本使は、さらに、この書簡が、前記の了解を確認する貴官の返簡とともに、この問題についての合意を構成するものとみなされ、この合意が、その実施のため必要な法律上の手続が日本国において完了した旨を日本国政府が合衆国委員会に通報する日に効力を生ずべきことを提案する光栄を有します。

本官は、合衆国原子力委員会に代つて前記の了解を確認いたします。したがつて、貴下の書簡及びこの返簡は、この問題についての合意を構成するものとみなされるものとし、その合意は、その実施のため必要な法律上の手続が日本国において完了した旨を日本国政府が合衆国委員会に通報する日に効力を生ずるものとしたとします。

千九百五十七年五月八日

合衆国原子力委員会
ジョン・A・ホール

日本国臨時代理大使 下田武三殿

〔笹森順造君登壇、拍手〕

○笹森順造君 ただいま議題となりました四つの承認案件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を一括して御報告いたします。

まず、千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書は、国際砂糖協定の一部を改正するため、昨年十一月二日にジュネーヴにおける国際連合砂糖会議により採択されたものであります。そのおもなる改正点と、これに対するわが国の立場を申し上げますと、

第一に、輸出国の輸出割当量が増加されましたので、わが国としては買付先の選択が以前より自由となり、特に台湾、フィリピン、インドネシアの輸出量が大幅に増加したため、これら諸国との輸入交渉が円滑になること、第二に、輸出割当量の増減の基準となる価格が引下げられましたので、砂糖が以前よりも低い点で安定する仕組みとなったこと、第三に、砂糖理事會における輸出入国双方の票数の分配を変更しましたが、わが国の票数は増加しましたので、理事會におけるわが国の発言力が強化される等の諸点であります。

政府におきましては、これらの利点を考慮して、昨年十二月十一日に改正議定書に署名をいたしました。受諾期限である本年一月一日までに受諾手

続を完了することが困難でありましたため、議定書の規定に基いて、来たる七月一日までに受諾するよう努力する旨の通告を英政府に対し行なつてあるとの説明でありました。

委員会の質疑におきましては、砂糖の問題は複雑かつ重要なものであるから、政府は砂糖の輸入を行う一方、国内における砂糖の生産、加工、販売、消費等の面を考慮した総合政策を立てる必要があるとして、政府の方針をただし、希望が述べられました。

次に、国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件について申し上げます。

政府の提案理由を簡単に説明いたしますと、この憲章は、原子力の平和的利用を促進するために、国際機関を設置するといふ構想の具体化として、昨年十月二十三日に米ソを含む八十一カ国の會議において採択されたものであります。わが国は同月二十六日に署名を了したのであります。

憲章によつて設立される国際原子力機関は、加盟国が提供する物質、施設、役務等を、機関が仲に立つて援助要請国に供給するといふ、いわば原子力の国際銀行の役目を果たすものであります。すなわち、米、ソ、英等の原子力先進諸国は、この機関に対して必要な特殊核分裂性物質を提供する用意がある旨を表明しておるのであります。

わが国は、この機関の設立に対して、当初から協力的態度を示し、機関発足のための準備委員會の二員に選出

され、また、機関発足の上は、極東地域における技術先進国として、理事會の一員に選ばれることが、ほぼ確実となつておりますので、政府におきましては、この機関に参加することによつて、原子力平和利用の促進という国際協力の分野に積極的に参加することにも、機関が活動を開始した上は、機関から物質その他の援助を仰ぐことによつて、わが国自身の原子力平和利用の研究、開発に資することとしたとの見解でありました。

本件に關しては、米國議會の本憲章批准の見通し、ユラトムと本機關との關係等につき熱心な質疑がございました。

次に、特殊核物質の貸借に關する日米間の第二次協定の締結及び特殊核物質の貸借に關する日米間の協定第一條の特例に關する公文の交換、それぞれについて承認を求めるの兩件について申し上げます。

政府はさきに、茨城県東海村原子力研究所に設置される溶液型研究用原子炉に使用される濃縮ウランの貸借に關し、米國政府との間に第一次協定を締結しましたが、この第二次協定は、右の原子炉に次いで、第二号炉として、同じく東海村に建設される重水型研究用原子炉に使用される濃縮ウランの貸借に關して定めたものであります。去る五月八日に署名が行われたのであります。

この協定において、わが国は四キログラムをこえないウラン二三五を一

昭和三十三年五月十七日 参議院會議録第三十七号 引揚者給付金等支給法案

九・五%から二〇%までの間に濃縮したウラン及び補てんに必要な追加量を米国の原子力委員会から賃借できることになっております。なお、右の第二号原子炉は、来春には完工し、運転を開始する予定でありますので、それまでに濃縮ウランを入手できるように発注する必要がありますので、本件につき、今国会中に承認を求めたいとの説明でありました。

また、第一次協定第一条の特例に関する交換公文は、次のような趣旨のものであります。

この協定の第一条は、溶液型研究用原子炉の燃料として日本国政府に賃貸される濃縮ウランの濃縮度をウラン二三五について一九・五ないし二〇%と定めております。しかるに、右の原子炉のためのフィッショ・チューンバー、つまり中性子の密度を測定する器械に装てんされるごく微量のウランは、濃縮度が右の規格を若干下回るものであつても、原子炉の操作には差しつかえないことが判明しましたので、協定第一条に定める濃縮度は、右のフィッショ・チューンバー用ウランについては必ずしも適用されないこと、及びこのウランの濃縮度については二〇%をこえない範囲で、日米兩國政府間において随意合意することができるとし、右に関する公文が五月八日に交換されたのであります。

この細目協定に関しては、わが国の原子力発電計画の見通し、この細目協

定に當つてわが方が希望した燃料の買上げの主張が通らず、賃借の形となつたいきさつ等につき質疑がございました。委員会は、五月十六日、以上の四件の質疑を了し、採決を行いましたところ、いずれも全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました次第であります。

右、報告いたします。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより四件の採決をいたします。

まず、千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件

国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件

以上、両件全部を問題に供します。委員長報告の通り両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よつて両件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

○副議長(寺尾豊君) 次に、特殊核物質の賃貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認を求めるの件

特殊核物質の賃貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文の交換

について承認を求めるの件

以上、両件全部を問題に供します。委員長報告の通り両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(寺尾豊君) 過半数と認めます。よつて両件は承認することに決しました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第五、引揚者給付金等支給法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長千葉信君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

引揚者給付金等支給法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月十六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

(小字は衆議院修正)

引揚者給付金等支給法案

引揚者給付金等支給法案

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 引揚者給付金等の支給

(第四条―第十四条)

第三章 不服の申立(第十五条―第十七条)

第四章 雑則(第十八条―第二十条)

附則

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 引揚者、その遺族及び引揚前に死亡した者の遺族には、この法律の定めるところにより給付金を支給する。

(定義)

第二条 この法律において「引揚者」とは、次に掲げる者をいう。

一 昭和二十年八月十五日まで引き続き六箇月以上本邦以外の地域(以下「外地」という。)に生活の本拠を有していた者(昭和十四年十二月二十二日の閣議決定満洲開拓民に関する根本方針に關する件に基く開拓民については、昭和二十年八月十五日まで引き続き外地に生活の本拠を有していた期間が六箇月未満の者を含む。以下第三号において同じ。)で、終戦に伴つて発生した事態に基く外国官憲の命令、生活手段のそり失等のやむをえない理由により同日以後本邦に引き揚げたもの

二 昭和二十年八月九日まで引き続き六箇月以上外地に生活の本拠を有していた者で、ソヴィエ

ト社会主義共和国連邦の参戦に伴つて発生した事態により同年同月同日以後同年同月十四日以前に本邦に引き揚げたもの

三 昭和二十年八月十五日まで引き続き六箇月以上外地に生活の本拠を有していた者で、本邦に滞在中、終戦によつてその生活の本拠を有していた外地へもどることができなくなつたもの

四 終戦に伴つて発生した事態により昭和二十年八月十五日以後引き続き外地に残留することを余儀なくされた者で、昭和二十七年四月二十九日以後本邦に引き揚げたもの及び当該引き続き外地に残留することを余儀なくされた者のうち、日本国との平和条約第十一条に定める裁判により拘禁された者で、同日以前に本邦に引き揚げ、かつ、引き続き当該裁判により同日以後にわたつて拘禁されたもの

2 この法律の適用に關しては、「本邦」には、齒舞群島、色丹島及び厚生省令で定めるその他の島は、含まれないものとする。

(認定)

第三条 引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基いて、厚生大臣が行う。

第二章 引揚者給付金等の支給

給

(引揚者給付金の支給)

第四条 引揚者で、昭和三十三年四月一日(同年同月二日以後本邦に引き揚げた者については、その引

き揚げた日)において日本の国籍を有するものには、引揚者給付金を支給する。

(引揚者給付金の額及び記名国債の交付)

第五条 引揚者給付金の額は、引揚者の昭和二十年八月十五日における年齢により定めた次の表の額とし、記名国債をもつて交付する。

年 齢	引揚者給付金の額
五十歳以上	二六〇〇〇円
三十歳以上五十歳未満	二〇〇〇〇円
十八歳以上三十歳未満	一五〇〇〇円
十八歳未満	一〇〇〇〇円

2 第二条第一項第四号に掲げる者で、日本国との平和条約第十一条に定める裁判により拘禁され、又はこれと同視すべき事情の下において外地に残留することを余儀なくされていたものに支給する引揚者給付金の額は、前項の規定にかかわらず、二万八千円とする。

(引揚者給付金を受けることができない者)

第六条 昭和三十一年分の所得税額(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情

にある者を含む。以下同じ。)に所得税を納付すべき所得があつた場合には、その配偶者の所得税額との合計額。以下同じ。)が八万八千二百円をこえる者及びその者の配偶者には、引揚者給付金を支給しない。ただし、昭和二十九年から昭和三十一年までの各年分の所得税額の平均額が八万八千二百円に満たない者については、この限りでない。

2 前項の所得税額とは、地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第二百九十二条第五号に規定する所得税額をいい、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の施行地以外の地域において所得を得た者については、政令で定めるこれに代るべき額とする。

(引揚者給付金を受ける権利の受継)

第七条 引揚者給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に引揚者給付金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の引揚者給付金を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位の人(引揚者給付金の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してし

た引揚者給付金を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとみなす。

3 第五条に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の人(引揚者給付金の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした引揚者給付金を支給する。以下同じ。)が八万八千二百円をこえる者及びその者の配偶者には、引揚者給付金を支給しない。ただし、昭和二十九年から昭和三十一年までの各年分の所得税額の平均額が八万八千二百円に満たない者については、この限りでない。

第八条 次に掲げる者の遺族で、昭和三十一年四月一日(第一号に掲げる者の死亡の日が同年四月二日以後であるときは、その死亡の日)において日本の国籍を有するものには、遺族給付金を支給する。

一 昭和二十年八月十五日において外地にあつた者で、終戦に伴つて発生した事態に基く外国官憲の命令、生活手段のそつ失等のやむをえない理由により本邦に引き揚げたことを余儀なくされるに至つた後引き続き外地にある間に死亡したものの又は終戦に伴つて発生した事態により引き続き外地に残留することを余

儀なくされている間に死亡したものの

二 昭和二十年八月九日において外地にあつた者で、ソヴィエト社会主義共和国連邦の参戦に伴つて発生した事態により本邦に引き揚げたことを余儀なくされるに至つた後同年四月十四日以前に外地において死亡したものの

三 第二条第一項各号のいずれかに該当するに至つた後昭和三十一年三月三十一日以前に死亡した者で、死亡の当時二十五歳以上であつたもの

よつて日本の国籍を取得したときは、その子は、同年四月一日(死亡した者の死亡の日が同年四月二日以後であるときは、その死亡の日)において日本の国籍を有していたものとみなす。

(遺族給付金を受けるべき遺族の順位)

第十条 遺族給付金を受けるべき遺族の順位は、次に掲げる順序による。ただし、父母については、昭和二十年八月十五日(第八条第二号に掲げる者に係る遺族給付金については、同年四月九日、同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、死亡した者の死亡の当時)において当該死亡した者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母を先にし実父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

一 配偶者(死亡した者の死亡の日が昭和三十一年三月三十一日以前である場合において、その死亡の日以後同日以前に死亡した者の二親等内の血族(以下この項において「遺族」という。)以外の者の婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に

入つてゐると認められる場合を含む。したる者及び同年四月一日において遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。

二 子(昭和三十三年四月一日(死亡した者の死亡の日が同年同月二日以後であるときは、その死亡の日。以下この条において同じ。))において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。

三 父母

四 孫(昭和三十三年四月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

五 祖父

六 兄弟姉妹(昭和三十三年四月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

七 第二号において同号の順位から除かれてゐる子

八 第四号において同号の順位から除かれてゐる孫

九 第六号において同号の順位から除かれてゐる兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれてゐる配偶者

2 前項の規定により遺族給付金を受けるべき順位にある遺族が、昭和三十三年四月一日において生死不明であり、かつ、その日以後引き続き二年以上(その者が昭和三十三年四月一日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上)生死不明である場合において、他

に同順位者がないときは、次順位者の請求により、その次順位者(その次順位者と同順位者の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者)を遺族給付金を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。(遺族給付金の額及び記名国債の交付)

第十一條 遺族給付金の額は、死亡した者一人につき次の各号に定める額とし、記名国債をもつて交付する。

一 第八條第一号に掲げる者の遺族に支給する遺族給付金については、死亡した者の昭和二十年八月十五日における年齢、同条第二号に掲げる者の遺族に支給する遺族給付金については、死亡した者の死亡の日における年齢により定めた次の表の額

年 齢	遺族給付金の額
十八歳以上	三六〇〇〇円
十八歳未満	一五〇〇〇円

二 第八條第三号に掲げる者の遺族に支給する遺族給付金については、死亡した者の昭和二十年八月十五日(同年同月十四日以前に死亡した者の遺族に支給する遺族給付金については、その死亡の日)における年齢により定めた次の表の額

年 齢	遺族給付金の額
五十歳以上	三八〇〇〇円
三十歳以上五十歳未満	三〇〇〇〇円
十八歳以上三十歳未満	一五〇〇〇円
十八歳未満	七〇〇〇円

(遺族給付金を受けることができる者)

第十二條 次の各号のいずれかに該当する遺族には、遺族給付金を支給しない。

一 第六條第一項に該当する者
二 昭和三十三年三月三十一日以前に、離縁によつて死亡した者との親族関係が終了した者
2 当該死亡した者の死亡に関し、他の法令により、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)による遺族年金又は弔慰金その他遺族給付金に相当する給付を受ける権利を取得した者がある場合には、その遺族には、遺族給付金を支給しない。

(準用規定)

第十三條 第七條第二項の規定は、遺族給付金を受けるべき同順位者の遺族が数人ある場合において、同条第一項及び第二項の規定は、遺族給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、それぞれ遺族給付金の請求又はその権利

の認定について準用し、同条第三項の規定は、第十一條に規定する国債の記名者が死亡した場合において準用する。

(国債)

第十四條 第五條第一項及び第十一條の規定により交付するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

2 前項の規定により発行する国債は、十年以内に償還すべきものとし、その利率は、年六分とする。

3 第一項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定によつて発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第三章 不服の申立

(不服の申立)

第十五條 引揚者給付金又は遺族給付金に関する処分不服がある者は、その処分の通知を受けた日から起算して一年以内に、書面で、厚生大臣に不服の申立をすることができる。

2 前項の規定による不服の申立は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

3 厚生大臣は、特にやむをえない理由があると認めるときは、第一

項の期間を経過した後においても不服の申立を受理することができる。

(裁決)

第十六條 厚生大臣は、不服の申立を受けたときは、必要な審査を行い、すみやかに裁決をし、不服の申立をした者にこれを通知しなければならない。

(政令への委任)

第十七條 前二條に定めるもののほか、不服の申立、審査及び裁決の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(時効)

第十八條 引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利は、三年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(譲渡又は担保の禁止)

第十九條 引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

ただし、引揚者給付金を受ける権利については、引揚者が、その者と生計をともにしている配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で引揚者給付金を受ける権利を有するものに譲渡する場合においては、この限りでない。

(差押の禁止)

第二十條 引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利及び第五條又は

第十一条に規定する国債は、差し押えることができない。ただし、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)又は国税徴収の例による場合においては、この限りでない。(非課税)

第三十一条 引揚者給付金、遺族給付金、第五条又は第十一条に規定する国債につき引揚者、遺族又はこれらの者の相続人が受ける利子及びこれらの者の引揚者給付金を受ける権利の譲渡による所得については、所得税を課さない。

2 引揚者給付金を受ける権利の譲渡、第五条若しくは第十一条に規定する国債の譲渡又はその国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。(国債元利金の支払)

第二十二條 第五条又は第十一条に規定する国債の元利金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 郵政大臣は、前項の場合において同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4 第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

(権限の委任)
第二十三條 この法律により厚生大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

(省令への委任)
第二十四條 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、公布の日が昭和三十三年四月二日以後であるときは、同年同月一日から適用する。(第五條第二項に規定する者に関する特例)

2 第五條第二項に規定する者については、第四條の規定にかかわらず、その者が日本の国籍を有しない場合においても、同條の規定による引揚者給付金を支給する。ただし、この法律の施行前に本邦に引き揚げた者については、その者が、この法律の施行の際、本邦に住所又は居所を有する場合に限る。

(国債の発行の日)
第十四條第一項に規定する国債の発行の日は、昭和三十三年六月一日とする。ただし、昭和三十三年六月一日以後引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する国債については、その権利を有するに至つた日が六月一日以後十二月三十一日以前であるときは、その年の六月一日とし、その日が一月一日以後五月三十一日以前であるときは、その前年の六月一日とする。

3 第十四條第一項に規定する国債の発行の日は、昭和三十三年六月一日とする。ただし、昭和三十三年六月一日以後引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する国債については、その権利を有するに至つた日が六月一日以後十二月三十一日以前であるときは、その年の六月一日とし、その日が一月一日以後五月三十一日以前であるときは、その前年の六月一日とする。

4 厚生省設置法の一部改正
(厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第五條第六十二号の次に次の一号を加える。
六十二の二 引揚者給付金等支給法(昭和三十三年法律第三号)の定めるところにより、引揚者給付金等を受ける権利を認定し、及び不服の申立について裁決をすること。

第十四條の二 第一項第三号の次に次の一号を加える。
三の二 引揚者給付金等支給法を施行すること。

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正)
第五 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第三号)の一部を次のように改正する。
附則第二條の表厚生省本省の項中「二七〇人」を「二八〇人」に改める。

6 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
附則第十項の表厚生省の項中「二七〇人」を「二八〇人」に改める。

(総理府設置法の一部改正)
7 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項の表中外財産問題審議会の項を削る。

「千葉信君登壇、拍手」
○千葉信君 たいだいま議題となりまして引揚者給付金等支給法案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、本法案提出の理由並びに法案の内容について説明いたします。

過般の大戦の終結により、きわめて多数の同胞がその生活の本拠とする外地から、ほとんど無一物になつて引き揚げ、縁故の乏しい内地で生活の再建をはからねばならなかつたのであります。内地の戦災者等に比較いたしましても、その再起更生にさらに大きな障害があつたことは、あらためて申し上げるまでもないところであります。これら引揚者に対しましては、その実情にかんがみ、応急的な援護が行われるとともに、住宅の供与、更生資金の貸付等の援護更生施策が実施されてきたのであります。多年の懸案であつた在外財産問題につきましては、昨年六月、内閣総理大臣から在外財産問題審議会に対し、在外財産問題処理のための引揚者に関する措置方針について諮問がなされたのであります。同審議会は、昨年十二月に至り、内閣総理大臣に対し、その諮問に対する答申を行なつたのであります。政府は、右の答申の趣旨にのっとり、できる限り引揚者の要望に即することを旨として種々考慮して、ようやく先般諸般の調整を終り、本法案を提出するに至つたというところであります。

次に、本法案の概要について御説明申し上げます。まず第一に、終戦時、外地に六カ月以上生活の本拠を有していた者等、所定の要件を満たしている者を本法により引揚者とし、これら引揚者に対しましては、終戦時の年令区分により四段階に分け、最高五十才以上の者に二万八千円、最低十八才未満の者に七千円

昭和三十三年五月十七日 参議院會議録第三十七号 生糸製造設備臨時措置法案外一件

の引揚者給付金を支給することであり
ます。なお、外地に長く残留すること
を余儀なくされ、講和条約発効後引き
揚げた者は、その実情にかんがみ、外
地に生活の本拠がなかった場合におい
ても、引揚者給付金の支給対象とし、
さらにそのうち、いわゆる戦争受刑者
につきましては、年令にかかわらず、
すべて二万八千円を支給することに
いたしてあります。

第二に、ソ連の参戦または終戦に
伴つて引き揚げねばならなくなった
者、あるいは外地に残留することを余
儀なくされていた者が外地において死
亡した場合及び引き揚げ後二十五才以
上で死亡した場合は、それぞれその遺
族に対し遺族給付金を支給することと
し、その額は、外地で死亡した者の遺
族につきましては、死亡した者の終戦
時の年令の区分により、十八才以上で
あった場合は二万八千円、十八才未満
であった場合は一万五千円とし、引揚
後死亡した者の遺族につきましては、
引揚者給付金の額に見合う額といたし
てあります。

第三に、一定金額以上の所得のある
者等、現に生活基盤の再建をなし得た
者には給付金を支給しない趣旨のもと
に、その所得税額が八万八千二百円を
こえる者及びその配偶者には、引揚者
給付金及び遺族給付金を支給しないこ
とをいたしてあります。

第四に、引揚者給付金及び遺族給付
金は、記名国債で交付することにし、
その利率は年六分、償還期限は十年以
内、発行期日は昭和三十三年六月一日
といたしてあります。その他、不服申
立て、国債元利金の免税、実施機関
等、所要の事項を規定いたしてありま
すが、この法案により、引揚者給付金及
び遺族給付金の支給件数は約三百四十
万、国債発行総額は五百億圓に達する
ものと見込んであります。以上がこの
法案の概要であります。

なお、本法案は衆議院において修正
されております。その修正の要旨は、
終戦後引き続き外地にある間に、いわ
ゆる戦争受刑者として拘禁された者
で、講和条約発効前に引き揚げ、かつ
引き続き昭和二十七年四月二十九日以
後にわたつて拘禁されていた者は、講
和条約発効後も外地において拘禁され
ていた者と同様に扱うことといた
したのであります。

本法案に対しては、五月七日の
委員会におきまして、厚生大臣より提
案理由を、衆議院議員野澤清人君より
衆議院修正案について、それぞれ説明
を聴取した後、慎重審議をいたし、五
月十五日には、特に岸総理大臣の出席
を求めて質疑を行なつたのでありま
す。委員会において特に論議された諸
点は、本法案の性格、給付金の支給範
囲及び資格条件、引揚者の住宅並びに
更生資金貸付等の援護施策、在外財産
に対する条約上、憲法上、国の補償責

任の有無等についてであります。そ
の詳細については會議録によつて御承
知を願ひたいと存じます。

かくて質疑を打ち切り、次いで討論
に入りましたが、別段の発言もなく、
採決に入りましたところ、全会一致を
もつて原案通り可決すべきものと決定
したのであります。

なお、本法案に対しては、榊原委
員より各派共同の付帯決議案が提出さ
れました。その案文は、

一、本法は、その適用範囲を終戦
日以降に限られているが、その以前
に引き揚げた者であつても、その実
情が同様の状態であつた者に対して
は適正なる措置を講ずべきである。

一、特に終戦直前に、閣議決定に
基いて強制的に引き揚げを命ぜられ
たような立場にある者に対しては、
本法が適用されるよう十分考慮すべ
きである。

右の付帯決議案に対し、採決をい
たしましたところ、本決議案は全会
一致をもつて可決した次第でありま
す。

以上をもちまして御報告を終りま
す。(拍手)
○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。

本案全部を問題に供します。本案に
賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認め
ます。よつて本案は、全会一致をもつ
て可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第六、生糸
製造設備臨時措置法案
日程第七、蚕糸業法の一部を改正す
る法律案(いずれも内閣提出、衆議院
送付)

以上、両案を一括して議題とするこ
とに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認
めます。

まず、委員長の報告を求めます。農
林水産委員会理事藤野繁雄君。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

生糸製造設備臨時措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。
昭和三十三年五月十五日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)
生糸製造設備臨時措置法案
生糸製造設備臨時措置法

目次
第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 設備処理組合及び設備処
理組合連合会(第三条一
第二十三条)

第三章 設備処理命令(第二十四
条一第三十条)

第四章 雑則(第三十一条一第三
十四条)

第五章 罰則(第三十五条一第四
十条)

附則
第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、過剰な生糸製
造設備の処理を円滑に行うことに
より、生糸製造業の合理化を促進
し、もつて生糸の輸出の増進に資
することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律で「生糸製造業者」
とは、製糸業法(昭和七年法律第
二十九号)第二条第一項の免許を
受けている者及び蚕糸業法(昭和
二十年法律第五十七号)第十八条
の規定に基づく命令の規定により玉
糸製造業の許可を受けている者
(政令で定める者を除く。)をい
ふ。

第二章 設備処理組合及び
設備処理組合連合
会

第二章 設備処理組合及び
設備処理組合連合
会

(設備処理組合)

第三条 生糸製造業者は、政令で定める生糸製造業の区分(以下「事業区分」という。)ごとに、当該事業区分に属する事業を行う生糸製造業者の当該事業区分に係る生糸製造設備(繰糸機及びこれに附帯する政令で定める設備をいう。以下同じ。)が全体として原料繭の供給事情からみて過剰であると認められる場合における当該過剰分に見合う生糸製造設備〇〇(以下単に「過剰設備」という。)の処理を行うため、設備処理組合(以下「組合」という。)を組織することができ

(法人格)

第四条 組合は、法人とする。

(原則)

第五条 組合は、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 営利を目的としないこと。
- 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

(名称)

第六条 組合は、その名称中に設備処理組合という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、その名称中に設備処理組合という文字を用いてはならない。

(地区の重複禁止)

第七条 同一の事業区分に属する事業を行う生糸製造業者の組織する組合の地区は、相互に重複するものがあつてはならない。

(組合員の資格)

第八条 組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める事業区分に属する事業を行う生糸製造業者で、組合の地区内に生糸を製造する事業場を有するものとする。

(設立の認可)

第九条 組合を設立するには、その組合員にならうとする四人以上の者が発起人となることを要する。

2 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名氏及び住所その他必要な事項を記載した書類を農林大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

3 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

- 一 第五条各号の要件を備えていること。
- 二 設立手続及び定款の内容が法令に違反しないこと。
- 三 その地区及び構成がその事業を行うのに適当なものであること。

(定款)

第十条 組合の定款には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の所在地
- 五 組合員たる資格に関する規定
- 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 七 組合員の権利義務に関する規定
- 八 事業の執行に関する規定
- 九 役員に関する規定
- 十 会議に関する規定
- 十一 会計に関する規定
- 十二 公告の方法

2 組合の定款には、前項各号に掲げる事項のほか、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由を記載しなければならない。

(事業)

第十一条 組合は、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 過剰設備を廃棄、格納その他の方法により処理する事業
- 二 前号に掲げる事業に附帯する事業

(設備処理規程の設定)

第十二条 組合は、前条第一号の事業を行うときは、過剰設備

の処理の内容及びその実施に関する規程(以下「設備処理規程」という。)を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林大臣は、前項の認可(変更の認可を含む。)の申請があつた場合において、当該設備処理規程の内容及びその各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。

- 一 過剰設備を処理するため必要な最少限度をこえていること。
- 二 不当に差別的であること。
- 三 一般消費者及び関係事業者の利益を不当に害すること。

3 農林大臣は、第一項の認可(変更の認可を含む。)の申請があつた場合において、認可又は不認可の処分をしようとするときは、蚕糸業振興審議会の意見を聞かなければならない。

(設備処理規程の変更等)

第十三条 農林大臣は、設備処理規程の内容及び前条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該組合に対し、その事項を示してこれを変更すべきことを命じなければならない。

2 農林大臣は、組合が前項の規定

により命令に従わないときは、当該設備処理規程を廃止すべきことを命ずることができる。

3 農林大臣は、第二十四条第一項の規定による命令をしようとするとき、又はした後において、特に必要があるとき、当該命令に附する組合に対し、その事項を指示して設備処理規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 農林大臣は、前三項の規定による命令をしようとするときは、蚕糸業振興審議会の意見を聞かなければならない。

(設備処理規程の廃止)

第十四条 第二十四条第一項の規定により命令があつた場合には、当該命令に係る設備処理規程の廃止は、農林大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 組合は、設備処理規程を廃止したとき(前項に規定する場合を除く。)は、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(設備処理規程の設定等に関する決議)

第十五条 設備処理規程の設定、変更又は廃止は、総会の決議によらなければならない。

2 前項の決議は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3 設備処理規程の設定は、第一項の規定にかかわらず、創立総会の決議によつてもすることができ、(過怠金)

第十六条 組合は、定款の定めるところにより、設備処理規程に違反した組合員に対して過怠金を課することができ、(解散)

第十七条 農林大臣は、組合が次の各号の一に該当すると認めるときは、その組合の解散を命ずることができ、

一 第五条の要件を欠くに至つたとき、

二 定款で定める事業以外の事業を行つたとき、

三 第十三条第二項の規定による命令に従わないとき、

四 第二十六条の規定による命令又は第二十三条において準用する中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第二百六条第一項の規定による命令に従わないとき、

2 第二十四条第一項の規定による命令があつた場合における当該命令に係る組合の解散(前項の規定に基づく命令によるもの及び第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第六十二条第一項第二号又は第三号の規定によるもの

除く)は、第二十三条において準用する同法第六十二条第一項の規定にかかわらず、農林大臣が解散の届出を受理した日から二週間を経過しなければ、その効力を生じない、(設備処理組合連合会)

第十八条 同一の事業区分に属する事業を行つ生糸製造業者の組織する組合は、全国を地区とする一個の設備処理組合連合会(以下「連合会」といふ)を組織することができる、(法人格)

第十九条 連合会は、法人とする、(連合会の事業)

第二十条 連合会は、次に掲げる事業を行つことができる、

一 過剰設備の処理に関する基準の設定及びこれに基いてする委員の設備処理規程についての調整に関する事業、

二 会員の行つ過剰設備の処理の事業に直接必要な資金の調整に関する事業、

三 前二号に掲げる事業に附帯する事業、(議決権及び選挙権)

第二十一条 会員は、各々一個の議決権及び役員選挙権を有する、

ただし、会員たる組合の組合員の数に応じて、農林省令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、二個以上の議決権又は選挙権を有することができる、

(連合会に関する準用規定) 第二十二條 第五條第一号及び第二号、第六條、第九條、第十條並びに第十二條から第十七條までの規定は、連合会に準用する。この場合において、第六條中「設備処理組合」とあるのは「設備処理組合連合会」と、第九條第一項中「その組合員にならうとする四人以上の者」とあるのは「その会員にならうとする二以上の組合」と、第十二條第一項中「前條第一号」とあるのは「第二十條第一号又は第二号」と、過剰設備の処理の内容及びその実施に関する規程(以下「設備処理規程」といふ)とあるのは「同條第一号の基準又は同條第二号の調整の実施に関する規程(以下「調整規程」といふ)と、同條第二項及び第十三條第二項中「当該設備処理規程」とあるのは「当該調整規程」と、第十三條第一項及び第三項並びに第十四條から第十六條までの規定中「設備処理規程」とあるのは「調整規程」と、第十五條第二項中「総組合員の半数以上」とあるのは「議決権の総数の半数以上」と相當する議決権を有する会員」と読み替へるものとす、

(中小企業等協同組合法の準用) 第二十三條 中小企業等協同組合法第二條(登記)、第四條第二項(住所)、第十一條第二項から第五項まで、第十二條、第十四條、第十

九條(第一項第四号を除く)、(組合員)、第二十七條、第二十八條、第三十條から第三十二條まで(設立、第三十五條(第五項を除く)、第三十五條の二から第三十八條の二まで、第三十九條(第二項第三号を除く)、第四十條から第四十二條まで(役員)、第四十六條から第五十條まで、第五十一條(第一項第二号を除く)、第五十二條から第五十四條まで(總會)、第六十二條、第六十三條第一項、第三項及び第四項、第六十四條から第六十六條まで、第六十八條、第六十九條(解散及び清算)、第八十三條第一項、第二項(ただし書及び第五号を除く)及び第五項、第八十四條、第八十五條、第八十六條第一項、第八十八條から第九十二條まで、第九十三條第一項及び第二項、第九十四條、第九十五條第一項及び第二項、第九十七條から第一百三条まで(登記)、第一百四條、第一百五條、第一百五條の四並びに第一百六條第一項(監督)の規定は、組合及び連合会に、同法第十一條第一項(議決権及び選挙権)の規定は、組合に準用する。この場合において、同法第二十八條中「前條第一項」とあるのは「生糸製造設備臨時措置法(昭和三十三年法律第 号)第九條第二項(同法第二十二條において準用する場合を含む)」と、同法第三十一條、第三十五條の二、第四十八條、第五十一條第二項、第

六十二條第二項、第六十三條第三項、第九十七條第三項、第一百四條、第一百五條、第一百五條の四及び第六十六條第一項中「行政庁」とあるのは「農林大臣」と、同法第四十條の二中「総組合員の十分の一以上」とあるのは、連合会については「議決権の総数の十分の一以上」に相當する議決権を有する会員」と、同法第四十一條第一項、第四十七條第二項及び第四十八條中「總組合員の十分の一以上」とあるのは、連合会については「議決権の総数の五分の一以上」に相當する議決権を有する会員」と、同法第四十一條第一項中「出席者の過半数」とあるのは、連合会については「出席した会員の議決権の過半数に相當する議決権を有する会員」と、同法第四十一條第二項、第一百四條第一項、第一百五條第一項及び第六十六條第一項中「規約」とあるのは、組合については「設備処理規程」、連合会については「調整規程」と、同法第五十一條第三項及び第六十三條第四項中「第二十七條の二」第三項及び第四項」とあるのは「生糸製造設備臨時措置法第九條第三項(同法第二十二條において準用する場合を含む)」と、同法第五十三條中「總組合員の半数以上」とあるのは、連合会については「議決権の総数の半数以上」に相當する議決権を有する会員」と、同法第六十二條第一項第五号中「第六十六條

第二項とあるのは「生糸製造設備臨時措置法第十七条（同法第二十二條において準用する場合を含む。）と、同法第六十四條第四項中「第三十五條第四項本文及び第五項本文」とあるのは「第三十五條第四項本文」と、同法第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込」とあるのは「生糸製造設備臨時措置法第九條第二項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）の認可」と、同法第八十四條第一項中「前條第二項」とあるのは「前條第二項（ただし書及び第五號を除く。）と、同法第八十五條第一項、第八十六條第一項、第八十九條並びに第九十五條第一項及び第二項中「第八十三條第二項」とあるのは「第八十三條第二項（ただし書及び第五號を除く。）と、同法第八十五條第一項中「同條第二項」とあるのは「同條第二項（ただし書及び第五號を除く。）と、同法第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業等協同組合中央会登記簿」とあるのは「設備処理組合登記簿及び設備処理組合連合会登記簿」と、同法第九十三條第二項中「書面並びに出資の總口数及び第二十九條の規定による出資の払込のあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と、同法第九十八條

第二項中「第九十三條第三項及び前條第二項」とあるのは「前條第二項」と、同法第五條第一項中「その總数の十分の一以上」とあるのは、連合会については「議決権の總数の十分の一以上に相当する議決権を有する会員」と読み替へるものとする。

第三章 設備処理命令

（過剰設備の処理に関する命令）

第二十四條 同一の事業区分に属する事業を行う生糸製造業者の大部分が、単一の組合の組合員としてその設備処理規程の適用を受け、又は連合会の会員たる組合でその設備処理規程の内容が当該連合会の定める第二十条第一號の基準に適合しているもの（以下「適合組合」といふ。）の組合員としてその設備処理規程の適用を受け、これらの設備処理規程に基いて過剰設備の処理を行つてゐる場合において、当該事業区分に属する事業を行う生糸製造業者でこれらの設備処理規程の適用を受けないものの事業活動が第一條に規定する目的を達成する上に著しい障害となつており、かつ、次に掲げる要件のすべてが備わつてゐるときは、農林大臣は、蚕糸業振興審議会の意見を聞いて、当該事業区分に属する事業を行う生糸製造業者のすべてに對し、当該単一組合又は当該適合組合の設備処理規程の全部又は一部を指定して、その定に従うべきことを農林省令をもつて命ずることが出来る。

一 当該単一組合又は当該連合会及びその会員たる適合組合の自主的活動のみをもつてしては第一條に規定する目的を達成することが著しく困難であると認められること。

二 当該単一組合又は当該連合会及びその会員たる適合組合がこの項の規定による命令に係る設備処理規程又はこれに係る調整規程の定を公正かつ能率的に運用するに足る十分な能力を有すること。

三 この項の規定による命令に係る設備処理規程の定には、過剰設備の処理に伴う各生糸製造業者の負担の公平を確保し、かつ、相当の対価をもつてその処理が行われるような内容の定が含まれてゐること。

四 前項の規定による命令は、当該単一組合又は当該連合会の申請により行ふものとする。

五 農林大臣は、第一項の規定による命令をしようとするときは、同項の規定により蚕糸業振興審議会の意見を聞く前に、農林省令で定める手続により、その概要を示して当該連合会の会員たる適合組合及び当該事業区分に属する事業を行う生糸製造業者に意見を述べ、機会を与へ、その意見を述べた者があつたときは、その概要を書面に

にして当該審議会に意見を聞く際提出しなければならない。

六 第一項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る単一組合又は適合組合は、当該命令に係る設備処理規程の定に従い、当該命令に係る事業を実施するものとし、当該連合会は、その調整規程の定に従い、当該命令に係る事業の実施を確保するため必要な連合会の事業を実施するものとする。

（書類の備付及び閲覧）

第二十五條 前條第一項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る組合の理事は、当該命令に係る設備処理規程の定の運用に関する書類であつて農林省令で定めるものを作成し、これをその主たる事務所に備へて置かなければならない。

二 前條第一項の規定により一の組合の設備処理規程の定に従うべき旨の命令を受けた生糸製造業者は、何時でも、当該組合の理事に對し、前項の書類の閲覧又は謄写を求めることが出来る。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（監督上必要な命令）

第二十六條 農林大臣は、第二十四條第一項の規定による命令をした場合において、当該命令の公正かつ円滑な実施を確保し、又は当該命令に係る生糸製造業者が簡易かつ能率的に過剰設備の処理を行うことが出来るようにするため特に必要があるときは、その必要の限度において、当該命令に係る組合又はその組合が属する連合会に對し、期間を定めて、当該命令に係る業務につき必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

（役員解任）

第二十七條 農林大臣は、第二十四條第一項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る組合又はその組合が属する連合会の役員が同條第四項の事業に係る業務に關し法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款又は設備処理規程若しくは調整規程に違反し、役員たるに適しないことを認めるときは、これを解任することが出来る。

（組合の役員等の地位）

第二十八條 第二十四條第一項の規定による命令があつた場合には、当該命令に係る組合又はその組合が属する連合会の役員又は職員で同條第四項の事業に係る業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五號）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（不服の申立）

第二十九條 第二十四條第一項の規定による命令があつた場合において、当該命令に係る設備処理規程の定に基いてした組合の処分に不

昭和三十二年五月十七日 参議院會議録第三十七号 生糸製造設備臨時措置法案外一件

服のある者は、その処分があつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、農林大臣に不服を申し立てることができる。ただし、処分のあつた日から六十日を経過したときは、不服の申立をすることができない。

2 農林大臣は、前項の申立があつたときは、文書をもつて決定をし、これをその申立をした者及びその申立に係る処分をした組合に送付しなければならない。

(立入検査)

第三十条 農林大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、生糸製造業者の事業場又は事務所に立ち入り、生糸製造設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 雑則

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第三十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定

は、設備処理規程又は調整規程及びこれらに基いてする行為には適用しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき、又は組合の組合員若しくは連合会の会員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二 次条第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。(同条第三項の規定による請求に応じ、農林大臣が第十三条第一項又は第二項(これらの規定を第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による処分をした場合を除く。)

2 次条第三項の規定による請求が設備処理規程又は調整規程の定の一部について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その設備処理規程又は調整規程の定めうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基いてする行為には、適用しない。

(公正取引委員会との関係)

第三十二条 農林大臣は、第十三条第一項、第二項又は第三項(これらの規定を第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による命令をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

2 農林大臣は、第十二条第一項(第二十二條において準用する場合を含む。)の認可(変更の認可を含む。)をしようとするとき、又は第二十四条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

3 公正取引委員会は、第十二条第一項(第二十二條において準用する場合を含む。)の認可を受けた設備処理規程又は調整規程の内容が同条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、農林大臣に対し、第十三条第一項又は第二項(これらの規定を第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

(報告)

第三十三条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、生糸製造業者又は組合若しくは連合会から報告を徴することができる。

(権限の委任)

第三十四条 第三十条第一項及び前条並びに第二十三條において準用する中小企業等協同組合法第五

条の四の規定による農林大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

第五章 罰則

第三十五条 第二十四条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 設備処理規程若しくは調整規程を定めず、又は設備処理規程若しくは調整規程について第十二条第一項(第二十二條において準用する場合を含む。)の認可を受けずして第十一條第一号又は第二十條第一号若しくは第二号の事業を行つた組合又は連合会の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六條第二項(第二十二條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十三條第三項(第二十二條において準用する場合を含む。)

又は第二十六條の規定による命令に違反した組合又は連合会の理事

三 第三十条又は第二十三條において準用する中小企業等協同組合法第五條第二項若しくは第五條の四の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第三十三條又は第二十三條に

おいて準用する中小企業等協同組合法第五條の四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、作用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第三十九条 第二十五條の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだ組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の場合には、その行為をした組合又は連合会の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて組合又は連合会が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第十四條第二項の規定による届出を怠つたとき。

三 第二十三條において準用する中小企業等協同組合法第十四條の規定に違反したとき。

四 第二十三條において準用する中小企業等協同組合法第十九條第二項又は第四十一條第四項の規定に違反したとき。

五 第二十三条において準用する

中小企業等協同組合法第二十七
条第六項若しくは第五十四条に
おいて準用する商法(明治三十
二年法律第四十八号)第二百四
十四条、第二十三条において準
用する中小企業等協同組合法第
四十二条若しくは第六十九条に
おいて準用する商法第二百六十
条ノ三、又は第二十三条におい
て準用する中小企業等協同組
合法第六十九条において準用す
る商法第四百九条の規定に違反
して議事録若しくは財産目録若
しくは貸借対照表を作成せず、
又はこれらの書類に記載すべき
事項を記載せず、若しくは不実
の記載をしたとき。

六 第二十三条において準用する

中小企業等協同組合法第三十一
条、第三十五条の二又は第六十
二条第二項の規定に違反したと
き。

七 第二十三条において準用する

中小企業等協同組合法第三十五
条第六項の規定に違反したと
き。

八 第二十三条において準用する

中小企業等協同組合法第三十七
条(同法第六十九条において準
用する場合を含む。)の規定に違
反したとき。

九 第二十三条において準用する
中小企業等協同組合法第三十九
条(第二項第三号を除く。)又は

第四十条(これらの規定を同法

第六十九条において準用する場
合を含む。)の規定に違反して書
類を備えて置かず、その書類に
記載すべき事項を記載せず、若
しくは不実の記載をし、又は正
当な理由がないのにその書類の
閲覧若しくは謄写を拒んだと
き。

十 第二十三条において準用する

中小企業等協同組合法第四十条
の二(同法第六十九条において
準用する場合を含む。)又は第二
十三条において準用する同法第
四十二条において準用する商法
第二百七十四条第一項の規定に
違反して正当な理由がないのに
帳簿又は書類の閲覧又は謄写を
拒んだとき。

十一 第二十三条において準用する

中小企業等協同組合法第四十
二条において準用する商法第二
百七十四条第二項又は第二十三
条において準用する中小企業等
協同組合法第六十九条において
準用する商法第四百九条第一
項の規定による調査を妨げたと
き。

十二 第二十三条において準用する

中小企業等協同組合法第四十
六条の規定に違反したとき。

十三 第二十三条において準用す
る中小企業等協同組合法第六十
九条において準用する商法第百
三十一条の規定に違反して組合
の財産を分配したとき。

十四 第二十三条において準用する

中小企業等協同組合法第六十
九条において準用する商法第四
百二十一条第一項に規定する公
告を怠り、又は不正の公告をし
たとき。

十五 第二十三条において準用する

中小企業等協同組合法第六十
九条において準用する商法第四
百二十一条第一項の期間を不当
に定めたとき。

十六 第二十三条において準用する

中小企業等協同組合法第六十
九条において準用する商法第四
百二十三条の規定に違反して債
務の弁済をしたとき。

十七 第二十三条において準用する

中小企業等協同組合法第八十
三条第一項、第二項(ただし書
及び第五号を除く。)若しくは第
五項、第八十四条第一項、第八
十五条、第八十六条第一項(同法
第九十条第二項において準用す
る場合を含む。)、第八十八条、
第八十九条、第九十条第一項又
は第九十一条の規定による登記
を怠り、又は不実の登記をした
とき。

附 則

1 この法律の施行期日は、昭和三十
二年十一月一日から施行する。
日(昭和三十一年六月)をこえない範
囲内で政令で定める。

2 この法律は、施行の日から起算

して二年を経過した日にその効力
を失う。

3 この法律が効力を失う際現に存
する組合及び連合会(次項におい
て「旧組合」という。)については、こ
の法律の規定は、前項の規定にか
かわらず、なおその効力を有する。

4 旧組合でこの法律が効力を失う
時から起算して二年を経過した時
に現に存するもの(清算中のもの
を除く。)は、その時に解散する。

5 登録税法(明治二十九年法律第
二十七号)の一部を次のように改
正する。

第十九条第七号中「中小企業等
協同組合中央会」の下に、「設備処
理組合、設備処理組合連合会」を、
「中小企業等協同組合法」の下に
「生糸製造設備臨時措置法」を加
える。

6 印紙税法(明治三十二年法律第
五十四号)の一部を次のように改
正する。

第五条第六号ノ十二の次に次の
一号を加える。

六ノ十三 設備処理組合又ハ設
備処理組合連合会ノ生糸製造
設備臨時措置法第十一条第一
号又ハ第二十条第二号ノ事業
トシテ行フ過剰設備ノ買取若
ハ処分又ハ資金ノ受入若ハ交
付ニ関シ発スル証書、帳簿

7 所得税法(昭和二十二年法律第
二十七号)の一部を次のように改
正する。

第三条第一項第十二号中「調整
組合及び同連合会」の下に、「設備
処理組合及び同連合会」を加える。

8 法人税法(昭和二十二年法律第
二十八号)の一部を次のように改
正する。

第五条第一項第四号中「調整組
合及び同連合会」の下に、「設備処
理組合及び同連合会」を加える。

9 地方税法(昭和二十五年法律第
二百二十六号)の一部を次のよう
に改正する。

第七十二条の五第一項第四号中
「調整組合連合会」の下に、「設備
処理組合及び設備処理組合連合
会」を加える。

「審査報告書は都合により追録に
掲載」

生糸業法の一部を改正する法律
案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十一年五月十五日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平殿

生糸業法の一部を改正する法律
案
生糸業法の一部を改正する法
律
案
生糸業法(昭和二十二年法律第五
十七号)の一部を次のように改正す
る。

昭和三十三年五月十七日 参議院會議録第三十七号 審判部日国立公園施設整備事業費国庫補助に関する請願(二件)外八十七件

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 農林省ニ蚕糸業振興審議会(以下審議会ト称ス)ヲ置ク

審議会ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ其ノ権限ニ關セシメラレタル事項ヲ行フノ外農林大臣ノ諮問ニ応ジ蚕糸業ノ振興ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

審議会ハ蚕糸業ノ振興ニ關スル重要事項ニ付關係行政庁ニ建議スルコトヲ得

審議会ハ委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ蚕糸業ニ關シ學識経験ヲ有スル者ノ中ヨリ農林大臣之ヲ任命ス

委員ノ任期ハ二年トシ之ニ欠員ヲ生ジタル場合ノ補欠委員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

審議会ニ会長ヲ置ク

会長ハ委員ノ中ヨリ之ヲ互選ス

会長ハ会務ヲ總理ス

前各項ニ規定スルモノノ外審議会ノ組織及運営ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中

装師試験
職審査会

装師試験法(昭和十五年法律第八十九号)に基キ装師試験に關する事務をつかさどることを改める。

装師試験
審査会

蚕糸業振興審議会

装師試験法(昭和十五年法律第八十九号)に基キ装師試験に關する事務をつかさどることを改める。

蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)その他の法律によりその権限に關させた事項を行ふこと。

〔藤野繁雄君登壇、拍手〕

○藤野繁雄君 ただいま議題となりました蚕糸関係の二つの法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、生糸製造設備臨時措置法案でありますが、この法律案は、製糸業の

することができるとし、農林大臣の認可を受けて組合を設立し、組合は農林大臣の認可を受けて設備処理規程を定めて過剰設備の処理を行う仕組みとなし、かようにして組合の自主的な共同行為によることがその建前となっております。しかし非組合員の事業活動が、この法律の目的を達成する上に著しい障害となつておる場合には、組合の申し出によつて、農林大臣は設備処理命令、すなわち組合員以外

の者をも含めて、すべての者に対して、組合の設備処理規程に従ふことを命ずることができるとし、しこりして農林大臣が設備処理規程を認可し、または設備処理命令を行ふ等の場合には、あとに述べます蚕糸業振興審議会の意見を聞くとともに、公正取引委員会の同意を得なければならないこと等でありま。なお、この法律は本年十一月一日から施行し、その有効期間は施行の日から二カ年となっております。

次に、蚕糸業法の一部を改正する法律案であります。蚕糸業は、農家の経営安定のためにも、また輸出増進対策の一環としても、その振興が要望されておるのであります。これが基本的対策を調査審議するため、農林省に蚕糸業振興審議会を設置することとし、その組織及び運用等について規定しようとするのが、この法律案が提出された理由とその内容であります。

委員会におきましては、以上二つの法律案を一括して審議を行い、提案の前提をなす諸事情並びに法律案の内容等、諸般の問題について政府当局との間に熱心な質疑応答が行われたのでありまして、これが詳細については会議録によつて御了承を願いたいと思つております。

しこりして質疑を終り、討論に入りましたところ、藤野、清澤、島村及び千田の各委員から、養蚕業の振興、養蚕農家の保護、生繭の反当収量増加施策の強化、繭価の維持安定、抜本的凍霜害対策の確立、生糸及び絹製品の出産増強、大企業の中小企業に対する圧迫の防止、設備整理の合理化と補償の公平化、設備整理が養蚕農家に及ぼす不利益の防止、設備整理と労働者対策、審議会に対する養蚕農家及び中小企業等の発言の強化等の事項についてそれぞれ意見あるいは希望を付して賛成が述べられ、続いて採決の結果、両法律案は、いずれも全会一致をもつて、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 次に、蚕糸業法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第八より第九十五までの請願を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事山本経勝君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○山本経勝君 ただいま議題となりました請願三百四十件について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

これらの請願につきまして、その願意を簡単に申し上げますと、養老年金制度の確立、社会保障費の増額、結核予防対策と後援施設の充実、簡易水道設置の促進と国庫補助、公衆浴場入浴料金の適正化、原水爆被害者に対する医療、救援、国立病院療養所の医療、

〔山本経勝君登壇、拍手〕

○山本経勝君 ただいま議題となりました請願三百四十件について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

これらの請願につきまして、その願意を簡単に申し上げますと、養老年金制度の確立、社会保障費の増額、結核予防対策と後援施設の充実、簡易水道設置の促進と国庫補助、公衆浴場入浴料金の適正化、原水爆被害者に対する医療、救援、国立病院療養所の医療、

〔山本経勝君登壇、拍手〕

○山本経勝君 ただいま議題となりました請願三百四十件について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

これらの請願につきまして、その願意を簡単に申し上げますと、養老年金制度の確立、社会保障費の増額、結核予防対策と後援施設の充実、簡易水道設置の促進と国庫補助、公衆浴場入浴料金の適正化、原水爆被害者に対する医療、救援、国立病院療養所の医療、

〔山本経勝君登壇、拍手〕

設備、人員の拡充、国立病院、療養所に看護婦進修コースの設置、生活保護法の最低生活基準額引き上げ、保育所の経費増額、社会保険制度の拡大強化、勤労学徒犠牲者に対する援護、未婚者留守家族及び戦没者遺族の援護、戦傷病者の医療対策の強化、失業対策事業就労者及び日雇い労働者の待遇改善、結核回復者の就職確保、大工職等の社会保障等々に関する諸願であります。

委員会におきましては、これらの諸願を審査するために小委員会を設置し、慎重審議をいたしたのであります。その結果、日程第八から日程第十五までの諸願は、願意妥当なものと認めまして、いずれも議院の会議に付して、内閣に送付すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

日程第六十九、第九十二及び第九十三の諸願については、意見書案が付されております。日程第八より第九十五までの諸願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よってこれらの諸願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第九十六より第九十九までの諸願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長笹森順造君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔笹森順造君登壇、拍手〕

○笹森順造君 ただいま議題となりました諸願二十八件につき、外務委員会における審議の結果を御報告いたします。

日程第九十六、九十七、百、百三、百五の十一件は、原水爆の実験禁止に関するもので、実験禁止協定の締結の実現等を要するもの、及び英国の水爆実験中止方につき政府の強力な措置を要するもの、また第百六は、原水爆の国際管理の実現を要するものであり、第九十九、百一、百二の十一件は、李ラインにおける漁船拿捕の防止、抑留漁民の早期釈放、留守家族に対する援護措置を要するもの、第百四及び百七は、沖縄の施政権の回復ないし米軍用地代の一括払い阻止を要するもの、第九十八は、海外移住のための施設に対する補助金の増額を要するもの、第百八及び百九は、日ソ漁業問題に関するもので、南部沿海州漁場において、わが漁船がソ連監視船に退

去を命ぜられた事件の究明と安全操業のための措置を要するもの、及び齒舞、色丹島などの周辺に對し、接岸操業し得るよう、北海道近海漁業に関するソ連との暫定協定締結のための多交渉を開始せられたいとの諸願であります。

右、御報告いたします。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの諸願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よってこれらの諸願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第百十より第百三十九までの諸願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長長戸叶武君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔戸叶武君登壇、拍手〕

○戸叶武君 ただいま上程になりました日程第百十から第百三十九までの諸願について申し上げます。

このうち、特に若干、件名に補足してその要旨を申し上げます。日程第百十六は、三陸沿岸には有数の漁場であるが、盛漁期における輸送力不足のため甚大なる損害をこうむるから、貨車の増配と三陸鉄道の完成等、輸送力の増強をはかってほしいというのであります。

日程第百二十は、国鉄では地方閑散線区の機構の縮小を行い、駅員を減らす模様であるが、宇和島線のごときは、それが実施されると住民の不便がはなはだしく、かつ後進地域の発展はますます阻害されるから、駅員の減員をやめ、積極的に後進地域の交通の発展策を考慮してほしいというのであります。

日程第百二十三、ハイヤータクシー業者は、戦時中、事業の統合を受けたが、戦後は、他の事業が一般に戦前に復帰しているのに、すみやかに個人営業ができるようにしてほしいというのであります。

日程第百三十五は、福岡県板付飛行場は、すでに税関、入国管理事務所、検疫所等があり、ターミナル・ビルも一応完備するから、中国、朝鮮、東南アジア等、各地との国際ラインの開設を早期に実現し、その基地としてほしいというのであります。

日程第百三十七は、鹿児島県十島村所有船金十丸は、昭和二十一年から米軍に接収されたが、これが返還に当たっては、米軍利用中の一切の損害を要求するなどの通告のもとに、無料使用された上、使用にたえぬ船を引き渡されたが、本村は貧弱村であり、特に幾度かの台風、旱害のため、救援を受けている実情であるから、この戦争災難の災害について補償してほしいというのであります。

日程第百三十八及び百三十九は、第五北川丸の海難事故に関するものであります。日程第百三十八は、この悲惨な現状にかんがみ、政府は、国民に対する愛情的見地から、格別の配慮をしてほしいというのであります。

日程第百三十九は、今回の事故にかんがみ、監督官庁において実情を調査し、船舶検査を厳重にし、定員超過に対する罰則を強化して、旅客航路事業者が猛反省をうながし、定期船の発着地に監督官を常置し、監督に当らせる等、格段の措置を講ぜられたいというのであります。

委員会では、日程第百二十三のハイヤータクシー営業権返還の件については、戦時中の統制により統合された業者が、独立して営業したい場合には、過去の事情を十分考慮に加えることが望ましいという意味で、日程第百三十七の鹿児島県十島村所有船金十丸の件については、これに類した事項も他にあると思えるので、政府によく実情を調査し、国民が不当に不利益をこうむら

七四八

第四十二条第五号及び第六号を次のように改める。

五 組合員の製造又は販売する酒類の需給が均衡を失したことに
より、酒類の取引の正常な運行

が阻害され、組合員の酒類製造業又は酒類販売業の経営が不健全となつており、又はなるおそれがあるため、酒税の納付が困難となり、又はなるおそれがあると認められる場合において、左に掲げる規制を行うこと。

イ 組合員が製造する酒類の原材料の購入数量、購入価格又は購入方法に関する規制

ロ 組合員が製造する酒類の製造石数又はその製造若しくは貯蔵の設備に関する規制

ハ 組合員が販売するために購入する酒類の購入石数、購入価格又は購入方法に関する規制

ニ 組合員が販売する酒類の販売石数、販売価格又は販売方法に関する規制

ホ 組合員が販売する酒類の規格又は意匠に関する規制

六 組合員の製造又は販売する酒類の原材料その他その製造又は販売に要する物品の購入のあつせん及び組合員の販売する酒類の販売のあつせん

第四十二条第七号中「あつせん」を「あつせんに改め、同条第八号及び第九号を次のように改める。

八 組合員の福利厚生に関する施設

九 組合員の事業に関する経営の合理化、技術の改善向上又は知識の普及を図るための教育及び情報提供に関する施設

昭和三十二年五月十七日 参議院会議録第三十七号 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

第四十二条第十号中「製品の」を削り、同条を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 組合員の販売する酒類の販売増進等のための広報宣伝

第四十三条第一項中「定めて」を「設定して」に、「その定め、又は変更しようとする内容」を「その設定し、又は変更した協定の内容」に、「協定の内容」とを「総合調整計画及びその実施に関する内容」とに改め、同条第三項中「第一項但書の規定により大蔵大臣の認可を受けないで協定を定め」を「第一項の規定により協定を設定し」に、「協定を定め、又は変更すること」を「当該協定の設定又は変更について」に改め、「二週間以内」の下に「同項の認可の申請をする場合を除き、当該期間内に」を加える。

第四十五条第一項中「第四十三条第一項の認可をした後において、当該協定を削り、同項中「同条」を「第四十三条」に改め、同条第二項中「第四十三条第一項の認可をした後において、当該協定を削り、同項中「その認可を取り消さなければ」を「当該協定の認可を取り消し、又は当該協定を廃止すべきことを命じなければ」に改め、同条第三項中「取り消し」を「取り消し、又は当該協定を廃止すべきことを命ずる」に改める。

第四十七条第一項中「協定を設定し、又は変更したときは」を「第四十三條第一項の規定により設定し、又は変更した協定を実施したときは」に改める。

第四十八条中「第四十三条第一項の認可を受けた」を削る。

第八十二条第一項第四号中「製造する酒類の原材料の購入のあつせん」を「製造又は販売に要する物品の購入のあつせん及び組合員の販売する酒類の販売のあつせんに改め、同項第五号中「あつせん」を「あつせんに改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六 会員たる酒類業組合の組合員の福利厚生に関する施設

七 会員たる酒類業組合の組合員の事業に関する経営の合理化、技術の改善向上又は知識の普及の提供を図るための教育及び情報に関する施設

第八十二条第一項第八号中「製品の」を削り、同条を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 会員たる酒類業組合の組合員の販売する酒類の販売増進等のための広報宣伝

第八十二条第二項中「第七号」を「第八号」に改める。

第八十三条中「第四十一条まで」を「第三十九条まで、第四十条、第四十一条」に、「第四十八条」を「第四十九条」に改め、「議決権の総数の五分の一以上」に相当する議決権を有する会員とし、「の下に」を「第三十八条第一項中「総組合員の半数以上」とあるのは「総組合員の半数以上でその議決権の数が議決権の総数の半数以上にあたる会員」と、「議決」とあるのは「議決

(これらの多数の議決権を有する会員の数が出席会員の半数以上の多数の場合の議決に限る。）」と、同条第二項中「出席組合員の三分の二以上の多数による議決」とあるのは「出席会員の議決権の三分の二以上の多数による議決でこれらの多数の議決権を有する会員の数が出席会員の半数以上の多数にあたるもの」と、「これらの多数の者」とあるのは、連合会については「これらの多数の会員たる酒造組合の組合員」と、中央会については「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

（これらの多数の議決権を有する会員の数が出席会員の半数以上の多数の場合の議決に限る。）」と、同条第二項中「出席組合員の三分の二以上の多数による議決」とあるのは「出席会員の議決権の三分の二以上の多数による議決でこれらの多数の議決権を有する会員の数が出席会員の半数以上の多数にあたるもの」と、「これらの多数の者」とあるのは、連合会については「これらの多数の組合員」と、中央会については「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

（これらの多数の議決権を有する会員の数が出席会員の半数以上の多数の場合の議決に限る。）」と、同条第二項中「出席組合員の三分の二以上の多数による議決」とあるのは「出席会員の議決権の三分の二以上の多数による議決でこれらの多数の議決権を有する会員の数が出席会員の半数以上の多数にあたるもの」と、「これらの多数の者」とあるのは、連合会については「これらの多数の組合員」と、中央会については「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

ついては「この多数の組合員」と、中央会に

一定数の変更
二 前条において準用する第五十三條第一号の規定による解散
三 合併
四 第八十二条第二項において準用する同条第一項第三号に規定する総合調整計画の設定
五 その他定款で定める事項
六 評議員会は、定款で定めるところにより、理事に対して意見を述べることができる。
第八十四条第一項を次のように改める。
第八十四条 大蔵大臣は、酒類の供給が均衡を失したことに伴い、酒類の取引の正常な連行が阻害され、酒類製造業又は酒類販売業の経営が不健全となつており、又はなるおそれがあるため、酒税の滞納又は脱税が行われ、又は行われるおそれがあると認められる場合においては、左に掲げる事項につき内容を定めて、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会又は酒造組合に加入していない酒類製造業者に対し、これに従うべき旨の勧告をすることができ、
一 酒類の原材料の購入数量、購入価格又は購入方法に関する規制
二 酒類の製造石数又はその製造若しくは貯蔵の設備に関する規制
三 酒類の購入石数、購入価格又は購入方法に関する規制（第一号の規制に該当するものを除く。）

四 酒類の販売石数、販売価格又は販売方法に関する規制

五 酒類の規格又は意匠に関する規制

第八十四条第三項中「第二号」を「第三号から第五号まで」に改め、同条第六項中「廣」を「おそれ」に改める。

第八十七条の次に次の一条を加える。

(決算関係書類の提出)

第八十七条の二 酒類業組合等は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録及び収支計算書を大蔵大臣に提出しなければならない。

第八十八条中「又はこの法律」を「若しくは酒税法又はこれらの法律」に改める。

第九十二条第一項中「酒類業組合」を「酒類業組合等」に、「組合の」を「その」に改め、同条第二項中「酒類業組合」を「酒類業組合等」に、「組合の役員又は組合員」を「その組合員若しくは会員（その直接又は間接の構成員を含む。）又はこれらの役員」に改める。

第九十三条及び第九十四条第三項中「認可を受けた」を「規定により認可を受けた、又は認可を受けることを要しない」に改める。

第一百一条に次の一号を加える。

十八 第八十七条の二の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十七条の二の規定は、同条に規定する酒類業組合等のこの法律の施行の日以後終了する事業年度分から適用する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

中小企業の資産再評価の特例に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年五月十四日

参議院議長 益谷 秀次

参議院議長松野鶴平殿

（小字及び一は衆議院修正）

中小企業の資産再評価の特例に関する法律案

中小企業の資産再評価の特例に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号。以下「再評価法」という。）の規定による再評価を十分に行わなかつた中小企業たる法人又は個人に対し、減価償却資産についてさらに再評価を行ふ機会を与え、再評価税を軽減する等再評価法の特例を

定めて、再評価の実施を促進することにより、適正な減価償却を可能にして企業経営の合理化を図り、もつて中小企業の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「再評価」、「再評価日」、「事業」、「減価償却資産」、「有形減価償却資産」、「無形減価償却資産」又は「再評価差額」とは、それぞれ再評価法第二条第二項若しくは第四項から第八項まで（定義）又は第四十条（法人の再評価税の課税標準）若しくは第四十二条（個人の再評価税の課税標準）に規定する再評価、再評価日、事業、減価償却資産、有形減価償却資産、無形減価償却資産又は再評価差額をいう。

2 この法律において「基準日」とは、再評価法第三条本文（再評価の基準日）に規定する基準日（昭和二十八年一月一日）をいう。ただし、基準日の特例資産については、同条ただし書に定める日をいう。

3 この法律において「再評価可能資産」とは、減価償却資産のうち次に掲げる資産をいう。
一 昭和二十八年一月一日において減価償却資産であつた資産（基準日の特例資産を除く。）
二 基準日の特例資産のうち、その基準日が法人にあつては昭和三十三年中に最初に開始する事業年度開始の日以前に、個人にあつては同年一月一日以前に到来した減価償却資産
三 昭和二十八年一月一日において個人の事業の用に供してない資産で、同日後昭和三十三年一月一日以前に当該個人の事業の用に供したため、減価償却資産に該当することとなつたもの
この法律において「基準日の特例資産」とは、再評価法第三条各号（基準日の特例）に規定する資産をいう。

5 この法律において「事業年度」とは、第三条第一項第二号及び第四号を除くほか、法人税法第七条（法人の事業年度に定める事業年度）をいう。
（再評価を行ふことができる法人及びその再評価の時期）
第三条 法人（次に掲げる法人を除く。）は、当該法人が基準日から引き続き再評価法の施行地において有する再評価可能資産（再評価法第七条（減価償却のない資産の再評価）の規定により再評価を行ふことができないものを除く。以下次項において同じ。）について、再評価法第十三条第一項（法人の資産の再評価の時期）に定めるもののほか、昭和三十三年中に開始する事業年度開始の日（当該開始の日が二以上あるときは、そのいずれか一日。以下次項において同じ。）現在において、同法第六条第一項（法人の資産の再評価）の規定による再評価を行ふことができる。
一 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十

九法律第百四十二号。以下「資本充実法」という。）の施行の日（昭和二十九年六月一日）において資本の額が五千万円以上であつた株式会社

二 資本充実法の施行の日において資本の額が三千万円以上五千万円未満の株式会社で、同日を含む事業年度（資本充実法第二条第二項（定義）に規定する事業年度をいう。以下第四号において同じ。）開始の日において当該会社がある同法第二条第五項に規定する要再評価資産の当該開始の日における再評価限度額（資本充実法第二条第四項に規定する再評価限度額をいう。）の合計額が一億円以上であつたもの

三 資本充実法第十四条第一項（要再評価会社が合併した場合の再評価の強制）の規定により同法第六条第一項（再評価の強制）の規定による再評価を行わなければならないこととされた法人

四 前三号に掲げる法人以外の法人で、昭和二十八年又は昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日のいずれか一日の日において、最低限度以上の再評価（資本充実法第十九条第二項（再評価税等の減免を受ける要件となる再評価））に規定する最低限度以上の再評価をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行つたもの及び資本充実法第十九

条第三項の規定により最低限度以上の再評価を行つたものとみなされたもの

2

前項各号に掲げる法人以外の法人(前項の規定に基いて再評価法第六條第一項(法人の資産の再評価)の規定による再評価を行つた法人を除く)が合併により消滅した場合において、その合併の日が昭和二十八年一月一日(合併法人(合併により設立した法人又は合併後存続する法人をいう。以下この条において同じ)が前項第一号又は第二号に掲げる株式会社であるときは、昭和二十九年六月一日とし、同項第三号に掲げる法人であるときは、資本充実法第十四條第一項の規定により再評価を行わなければならない最後の日とし、同項第四号に掲げる法人であるときは、最低限度以上の再評価を行ひ、又は同法第十九條第三項の規定により行つたものとみなされた日とする)後、合併法人の昭和二十二年十二月三十一日を含む事業年度終了の日(その日が昭和三十三年五月三十一日後であるときは、同日)までの日であるときは、合併法人は、当該合併により消滅した法人が基準日から引き続き再評価法の施行地において有していた再評価可能資産で当該合併により取得し、引き続き同法の施行地において有するものについて、同法第十四條第一項(合併の場合における再評価)に定めるもののほか、合併の

時期の区分に応じ次に掲げる日現在において、同項の規定による再評価を行うことができる。

一

合併の日が昭和三十一年十二月三十一日以前であるときは、昭和三十三年中に開始する事業年度開始の日
二 合併の日が昭和三十三年一月一日以後であるときは、当該合併の日又は同日後同年中に開始する事業年度開始の日のいずれか一日の日
(再評価を行うことができる個人及びその再評価の時期)
第四條 個人(次に掲げる個人を除く)は、当該個人が基準日から引き続き再評価法の施行地において有する再評価可能資産について、再評価法第十三條第三項(個人の減価償却資産の再評価の時期)に定めるもののほか、昭和三十三年一月一日現在において同法第八條第一項(個人の減価償却資産の再評価)の規定による再評価を行うことができる。
一 昭和二十八年一月一日又は昭和二十九年一月一日において最低限度以上の再評価を行つた個人
二 資本充実法第十九條第四項(再評価税等の減免を受ける要件となる再評価を行つたものとみなす場合)の規定により最低限度以上の再評価を行つたものとみなされた個人

2 前項各号に掲げる個人以外の個人(前項の規定に基いて再評価法第八條第一項(個人の減価償却資産の再評価)の規定による再評価を行つた個人を除く)が昭和三十三年一月一日から昭和三十三年三月十五日までの間に死亡した場合においては、当該個人の相続人(包括受遺者を含む。以下同じ)は、当該個人が基準日から引き続き再評価法の施行地において有していた再評価可能資産について、同法第十六條第一項から第三項まで(死亡の場合の再評価の承継)に定めるもののほか、昭和三十三年一月一日現在においてこれらの規定による再評価を行うことができる。

3

再評価法第四條の二(相続人を所有者とみなす場合)の規定は、第一項各号に掲げる個人の有していた資産については、適用しない。
(再評価限度額の計算に適用する倍率)
第五條 前二條の規定に基いて再評価を行つた場合において、有形減価償却資産(鉱業の用に供する有形減価償却資産で個人の有する家屋以外のものを除く)の再評価法第十七條第一項本文(有形減価償却資産の再評価額)の規定による再評価の限度額の計算に適用する倍率は、同項本文の規定にかかわらず

す、当該資産の取得の時期及び耐用年数(基準日において法人税法又は所得税法の規定により当該資産について定められている耐用年数をいう)に応じて定める別表甲の倍率とする。

2

前二條の規定に基いて再評価を行つた場合において、無形減価償却資産(鉱業権を除く)の再評価法第十八條(無形減価償却資産の再評価額)の規定による再評価の限度額の計算に適用する倍率は、同條の規定にかかわらず、当該資産の種類及び取得の時期に応じて定める別表乙の倍率とする。
(再評価税の税率)
第六條 第三條又は第四條の規定に基いて行つた再評価についての再評価法第四十四條(税率)の規定の適用については、同條に規定する百分の六の税率は、百分の二・五の税率とする。
2 再評価法の規定により行つた再評価で次に掲げるものに係る再評価税の税率は、同法第四十四條の規定にかかわらず、再評価差額の百分の二とする。
一 第三條の規定の適用を受ける法人が、基準日の特例資産でその基準日が昭和三十三年中に最初に開始する事業年度の開始の日後に到来するものについて、再評価法第六條第一項(法人の

再評価)又は第十四條第三項(合併の場合における再評価)の規定により行つた再評価

二

第四條の規定の適用を受ける個人又は相続人が、基準日の特例資産でその基準日が昭和三十三年一月一日後に到来するものについて、再評価法第八條第一項(個人の減価償却資産の再評価)又は第十六條第二項(死亡の場合の再評価の承継)の規定により行つた再評価
三 第四條の規定の適用を受ける個人又は相続人が、当該個人又は被相続人が基準日から引き続き再評価法の施行地に有する資産でその事業の用に供していないものを昭和三十三年一月一日後にその事業の用に供したため減価償却資産に該当することとなつたものについて、同法第十四條第一項(非事業用資産を事業の用に供した場合の再評価)又は第十六條第三項の規定により行つた再評価
(法人の再評価の申告期限)
第七條 第三條の規定に基いて再評価を行つた法人の当該再評価に係る再評価法第四十五條第一項(法人の再評価の申告)の規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、再評価日を含む事業年度終了の日から二月以内(当該再評価に係る再評価日を含む事

業年度終了の日が昭和三十三年三月三十一日後であるときは、同年五月三十一日までとする。

(個人の再評価の申告期限)

第八条 第四条第一項の規定に基く再評価を行った個人の当該再評価に係る再評価法第四十六条第一項又は第二項(個人の減価償却資産の再評価の申告)の規定による申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、昭和三十三年一月十六日から同年三月十五日までとする。

2 第四条第二項の規定に基いて再評価を行った相続人の当該再評価に係る再評価法第四十六条第一項又は第三項の規定による申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、相続の開始又は遺贈(包括遺贈又は被相続人の相続人に対する遺贈に限る。)の事実があったことを知つた日から四月を経過した日の前日(その日が昭和三十三年八月三十一日以前であるときは、同日)までとする。

(法人の再評価税の納付)

第九条 第三条の規定に基く再評価又は第六条第二項第一号に掲げる再評価を行った法人のこれらの再評価に係る再評価税の再評価法第五十一条第一項(法人の減価償却資産についての再評価税の納付)の規定による納期は、同項の規定にかかわらず、これらの再評価に係る再評価日を含む事業年度から当

該再評価日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内とし、各納期において納付すべき同項の規定による再評価税額は、同項の規定にかかわらず、これらの再評価に係る再評価税額に当該各事業年度の月数(これらの再評価に係る再評価日が事業年度開始の日以外の日である場合における当該再評価日を含む事業年度については、当該再評価日から当該事業年度終了の日までの月数とし、これらの再評価に係る再評価日から三年を経過した日の前日を含む事業年度については、二十四から既に当該再評価税の納付すべき額の計算の基礎となつた月数を控除した月数とする。)を乗じて二十四で除して計算した金額とする。

2 前項に規定する再評価を行った法人が合併により消滅した場合において、合併法人が合併により取得した当該再評価の行われた減価償却資産についての同項の規定による再評価税額で合併の日から起算して二月を経過した日までにまだ納期が到来していないものがあるときは、合併法人が再評価法第三十八条第一項(納税義務の継承)の規定により当該資産について納付すべき再評価税額については、被合併法人の当該資産についての

再評価日を合併法人の当該資産についての再評価日とみなし、合併の日から合併の日を含む事業年度終了の日までの月数を当該事業年度の月数とみなして、同項の規定を適用する。

3 前二項の月数は、曆に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(個人の再評価税の納付)

第十条 第四条の規定に基く再評価又は第六条第二項第二号若しくは第三号に掲げる再評価を行った個人又は相続人のこれらの再評価に係る再評価税の再評価法第五十三条第一項(個人の減価償却資産についての再評価税の納付)の規定による納期は、同項の規定にかかわらず、これらの再評価に係る再評価日の属する年の翌年から二年間、毎年一月十六日(第六条第二項第二号又は第三号に掲げる再評価に係る再評価税にあつては、二月十六日)から三月十五日まで(再評価法第四十六条第一項又は第三項(個人の減価償却資産の再評価の申告)の規定による申告書の提出期限が再評価日の属する年の翌年三月十五日後であるときは、当該提出期限の属する年について)とし、各納期において納付すべき同項の規定による再評価税額は、同項の規定にかかわらず、当該再

評価に係る再評価税額の三分の一に相当する金額とする。

(再評価税の繰上徴収及び延納等に関する規定の不適用)

第十一条 再評価法第五十一条第三項(法人の減価償却資産の譲渡の場合の再評価税の繰上徴収)、第五十三条第三項(個人の減価償却資産の譲渡の場合の再評価税の繰上徴収)、第五十六条から第五十九条まで(法人及び個人の減価償却資産の再評価税の延納)、第八十四条(再評価積立金を取りくずした場合の再評価税の免除)、第八十六条(個人の減価償却資産の譲渡損等の場合の再評価税の免除)及び第八十八条(所得税法の規定による控除不足がある場合の再評価税の免除)の規定は、第六条の規定の適用を受ける再評価税については、適用しない。

2 再評価法第十三条第二項(同法第十四条第五項、第四十五条第四項、第五十一条第四項又は第七十一条第三項において準用する場合を含む。)(法人の事業年度が六月をこえる場合に一事業年度とみなすもの)の規定は、第六条の規定の適用を受ける再評価及びこれに係る再評価税(追徴税額を含む。)

については、適用しない。

(再評価積立金の全額の資本への組入れの時期)

第十二条 第三条の規定に基く再評

価又は第六条第二項第一号に掲げる再評価を行った法人がこれらの再評価に係るものとして再評価法第二百二条(再評価積立金)の規定により積み立てた金額について同法第九十九条第四項又は第五項(再評価積立金の資本への組入れ)の規定によりその全額を資本に組み入れることができる時期は、これらの項の規定にかかわらず、当該再評価に係る再評価税を完納した日と昭和三十三年一月一日といずれか遅い日とする。

(再評価の限度額等についての再評価法の適用)

第十三条 再評価法第四十八条(修正申告書、第六十五条再評価額等の更正)又は第二百二十五条(限度額をこえる再評価についての罰則)の規定の適用については、第五条及び再評価法第三章の規定により計算した再評価の限度額を同法第三章に規定する限度額とし、第六十条(繰上納付)、第六十四条(再評価税の督促)又は第七十七条(利子税額)の規定の適用については、第九条又は第十条の納期及び納期限をそれぞれ同法第五十一条第一項(法人の減価償却資産についての再評価税の納付)又は第五十三条第一項(個人の減価償却資産についての再評価税の納付)に規定する納期及び納期限とする。

別表甲 有形減価償却資産（鉱業の用に供するものを除く。）についての再評価係数表

(一)

耐用年数 取得の時期	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
明治 33 年 以前													0.13	0.25
明治 34 年													0.13	0.26
明治 35 年													0.20	0.33
明治 36 年												0.13	0.19	0.37
明治 37 年												0.12	0.23	0.41
明治 38 年												0.17	0.27	0.43
明治 39 年												0.16	0.32	0.47
明治 40 年											0.10	0.20	0.34	0.49
明治 41 年											0.11	0.26	0.41	0.61
明治 42 年											0.16	0.32	0.48	0.74
明治 43 年										0.11	0.16	0.37	0.57	0.83
明治 44 年										0.10	0.20	0.40	0.60	0.95
明治 45 年 元										0.15	0.24	0.43	0.71	1.0
大正 2 年										0.15	0.29	0.52	0.81	1.2
大正 3 年									0.10	0.20	0.35	0.65	0.99	1.4
大正 4 年									0.10	0.25	0.44	0.74	1.2	1.6
大正 5 年									0.13	0.25	0.45	0.73	1.1	1.5
大正 6 年									0.14	0.26	0.42	0.68	1.0	1.4
大正 7 年									0.13	0.23	0.37	0.62	0.89	1.2
大正 8 年									0.12	0.22	0.36	0.58	0.82	1.2
大正 9 年									0.13	0.26	0.40	0.62	0.88	1.2
大正 10 年								0.12	0.22	0.38	0.62	0.92	1.3	1.8
大正 11 年								0.15	0.27	0.49	0.73	1.2	1.6	2.1
大正 12 年								0.17	0.34	0.57	0.86	1.3	1.8	2.4
大正 13 年							0.10	0.21	0.39	0.64	0.99	1.5	2.0	2.6
大正 14 年							0.15	0.29	0.47	0.80	1.2	1.8	2.4	3.1
大正 15 年 元							0.19	0.37	0.66	1.1	1.6	2.3	3.1	3.9
昭和 2 年						0.12	0.25	0.50	0.84	1.4	2.0	2.8	3.7	4.7
昭和 3 年						0.14	0.34	0.61	1.1	1.7	2.3	3.3	4.3	5.4
昭和 4 年						0.20	0.43	0.80	1.3	2.0	2.8	3.9	5.1	6.3
昭和 5 年					0.14	0.31	0.66	1.2	1.9	2.9	4.0	5.5	7.1	8.8
昭和 6 年					0.21	0.49	0.98	1.8	2.7	4.1	5.6	7.6	9.7	12
昭和 7 年					0.26	0.59	1.2	2.0	3.0	4.5	6.0	8.0	11	13
昭和 8 年				0.10	0.29	0.68	1.3	2.1	3.2	4.6	6.1	8.2	11	13
昭和 9 年				0.16	0.41	0.85	1.6	2.6	3.8	5.4	7.1	9.3	12	14
昭和 10 年				0.22	0.53	1.1	1.9	3.1	4.5	6.3	8.2	11	13	16

耐用年数 取得の時期		耐用年数														
		4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	
昭和 11 年					0.27	0.68	1.4	2.3	3.6	5.2	7.2	9.3	12	15	17	
昭和 12 年				0.10	0.32	0.76	1.5	2.4	3.7	5.2	7.1	9.0	12	14	16	
昭和 13 年				0.14	0.44	0.97	1.8	2.9	4.3	6.0	8.0	10	13	15	18	
昭和 14 年				0.19	0.55	1.2	2.1	3.3	4.8	6.6	8.7	11	14	16	19	
昭和 15 年				0.26	0.69	1.4	2.4	3.7	5.3	7.1	9.2	12	14	17	19	
昭和 16 年			0.11	0.37	0.91	1.8	2.9	4.4	6.1	8.0	11	13	15	18	20	
昭和 17 年			0.15	0.50	1.2	2.2	3.5	5.1	6.9	8.9	12	14	17	19	21	
昭和 18 年			0.23	0.69	1.5	2.7	4.2	5.9	8.0	11	13	15	18	20	23	
昭和 19 年			0.33	0.89	1.9	3.2	4.7	6.6	8.7	11	14	16	18	21	23	
昭和 20 年	1 月－ 3 月	0.10	0.42	1.1	2.1	3.4	5.0	6.8	8.7	11	13	15	18	20	22	
	4 月－ 6 月	0.11	0.43	1.1	2.1	3.3	4.8	6.5	8.3	11	13	14	16	18	20	
	7 月－ 9 月	0.12	0.45	1.1	2.1	3.3	4.7	6.3	8.0	9.8	12	14	16	17	19	
	10 月－ 12 月	0.10	0.36	0.83	1.6	2.5	3.6	4.7	6.0	7.2	8.6	9.9	12	13	14	
昭和 21 年	1 月－ 2 月	0.07	0.24	0.54	0.99	1.6	2.2	2.9	3.7	4.5	5.3	6.0	6.8	7.6	8.3	
	3 月	0.05	0.18	0.40	0.73	1.2	1.6	2.1	2.7	3.2	3.8	4.3	4.9	5.4	5.9	
	4 月－ 6 月	0.04	0.14	0.31	0.57	0.88	1.3	1.7	2.1	2.5	2.9	3.3	3.8	4.2	4.5	
	7 月－ 9 月	0.04	0.14	0.30	0.53	0.81	1.2	1.5	1.9	2.2	2.6	3.0	3.3	3.7	4.0	
	10 月－ 12 月	0.04	0.13	0.28	0.50	0.75	1.1	1.4	1.7	2.0	2.4	2.7	3.0	3.3	3.6	
昭和 22 年	1 月－ 3 月	0.04	0.13	0.28	0.49	0.73	1.0	1.3	1.6	1.9	2.2	2.5	2.8	3.1	3.4	
	4 月－ 6 月	0.04	0.11	0.23	0.39	0.59	0.79	1.1	1.3	1.5	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6	
	7 月－ 9 月	0.03	0.07	0.14	0.24	0.35	0.46	0.59	0.72	0.85	0.98	1.1	1.3	1.4	1.5	
	10 月－ 12 月	0.02	0.06	0.11	0.19	0.27	0.36	0.46	0.56	0.65	0.75	0.84	0.94	1.1	1.1	
昭和 23 年	1 月－ 3 月	0.02	0.06	0.12	0.19	0.27	0.36	0.45	0.54	0.63	0.73	0.81	0.90	0.97	1.1	
	4 月－ 6 月	0.03	0.07	0.12	0.20	0.28	0.37	0.46	0.55	0.63	0.73	0.81	0.89	0.97	1.1	
	7 月－ 9 月	0.02	0.04	0.08	0.13	0.18	0.23	0.28	0.34	0.39	0.44	0.49	0.54	0.59	0.63	
	10 月－ 12 月	0.02	0.04	0.07	0.12	0.16	0.21	0.25	0.30	0.35	0.39	0.43	0.48	0.51	0.55	
昭和 24 年	1 月－ 3 月	0.02	0.04	0.08	0.12	0.16	0.21	0.25	0.30	0.34	0.38	0.42	0.46	0.50	0.53	
	4 月－ 6 月	0.02	0.05	0.08	0.12	0.17	0.21	0.25	0.30	0.34	0.38	0.42	0.46	0.49	0.53	
	7 月－ 9 月	0.02	0.05	0.08	0.13	0.17	0.21	0.26	0.30	0.34	0.38	0.42	0.45	0.49	0.52	
	10 月－ 12 月	0.03	0.05	0.09	0.13	0.18	0.22	0.27	0.31	0.35	0.39	0.43	0.46	0.49	0.52	
昭和 25 年	1 月－ 3 月	0.03	0.06	0.10	0.14	0.18	0.23	0.27	0.31	0.35	0.39	0.42	0.46	0.49	0.52	
	4 月－ 6 月	0.03	0.06	0.10	0.15	0.19	0.24	0.28	0.33	0.37	0.41	0.44	0.47	0.51	0.53	
	7 月－ 9 月	0.03	0.07	0.10	0.15	0.19	0.23	0.27	0.31	0.35	0.39	0.42	0.45	0.48	0.50	
	10 月－ 12 月	0.03	0.07	0.10	0.14	0.19	0.22	0.26	0.30	0.33	0.37	0.39	0.42	0.45	0.47	
昭和 26 年	1 月－ 3 月	0.04	0.07	0.10	0.14	0.18	0.22	0.26	0.29	0.32	0.35	0.38	0.40	0.43	0.45	
	4 月－ 6 月	0.04	0.08	0.11	0.16	0.20	0.23	0.27	0.30	0.34	0.37	0.39	0.42	0.44	0.46	
	7 月－ 9 月	0.05	0.08	0.13	0.17	0.21	0.25	0.29	0.32	0.35	0.38	0.41	0.44	0.46	0.48	
	10 月－ 12 月	0.05	0.09	0.14	0.18	0.23	0.27	0.30	0.34	0.37	0.40	0.43	0.45	0.48	0.50	
昭和 27 年		0.06	0.11	0.15	0.20	0.24	0.28	0.32	0.36	0.39	0.42	0.44	0.47	0.49	0.51	

昭和三十三年五月十七日 参議院會議録第三十七号 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

(二)

耐用年数 取得の時期	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	30年	32年	35年
明治 33 年 以前	0.38	0.57	0.81	1.1	1.6	2.1	2.5	3.2	3.9	4.7	5.7	7.8	11	15
明治 34 年	0.46	0.65	0.98	1.3	1.9	2.4	2.9	3.8	4.5	5.4	6.5	8.8	12	16
明治 35 年	0.52	0.78	1.1	1.5	2.0	2.6	3.2	4.0	4.8	5.8	6.9	9.4	13	17
明治 36 年	0.55	0.85	1.2	1.5	2.2	2.8	3.3	4.2	4.9	5.9	7.1	9.5	13	17
明治 37 年	0.64	0.87	1.3	1.6	2.3	2.9	3.4	4.4	5.2	6.1	7.3	9.8	13	18
明治 38 年	0.65	0.97	1.3	1.7	2.4	3.0	3.5	4.4	5.3	6.3	7.4	9.8	13	18
明治 39 年	0.73	1.1	1.5	1.8	2.5	3.2	3.8	4.7	5.6	6.6	7.8	11	14	18
明治 40 年	0.78	1.2	1.5	1.9	2.6	3.3	3.9	4.8	5.7	6.7	7.9	11	14	18
明治 41 年	0.91	1.4	1.8	2.2	3.0	3.8	4.4	5.5	6.5	7.6	8.9	12	16	20
明治 42 年	1.2	1.6	2.0	2.5	3.5	4.3	5.1	6.3	7.4	8.6	11	14	17	22
明治 43 年	1.3	1.8	2.3	2.8	3.8	4.8	5.5	6.8	8.0	9.3	11	14	18	24
明治 44 年	1.4	1.9	2.5	3.0	4.1	5.0	5.9	7.2	8.4	9.7	12	15	19	24
明治 45 年	1.5	2.0	2.6	3.2	4.3	5.3	6.1	7.5	8.7	10	12	15	19	25
大正 2 年	1.7	2.3	2.9	3.5	4.8	5.8	6.7	8.2	9.5	11	13	16	21	26
大正 3 年	2.0	2.7	3.5	4.1	5.6	6.8	7.8	9.4	11	13	15	19	23	29
大正 4 年	2.3	3.0	3.9	4.6	6.1	7.4	8.5	11	12	14	16	20	25	31
大正 5 年	2.1	2.8	3.6	4.2	5.6	6.7	7.7	9.2	11	13	14	18	22	27
大正 6 年	1.9	2.5	3.2	4.0	5.0	5.9	6.8	8.1	9.2	11	12	15	19	23
大正 7 年	1.7	2.2	2.7	3.4	4.2	5.0	5.7	6.7	7.7	8.7	9.9	13	16	19
大正 8 年	1.6	2.0	2.5	3.1	3.8	4.5	5.1	6.1	6.9	7.8	8.8	11	14	17
大正 9 年	1.6	2.1	2.6	3.2	3.9	4.6	5.1	6.0	6.8	7.7	8.7	11	13	16
大正 10 年	2.4	3.0	3.7	4.5	5.5	6.5	7.3	8.6	9.6	11	13	15	18	22
大正 11 年	2.8	3.5	4.3	5.2	6.3	7.3	8.2	9.6	11	13	14	17	20	24
大正 12 年	3.1	3.9	4.7	5.7	6.9	8.0	8.9	11	12	13	15	18	21	25
大正 13 年	3.4	4.2	5.1	6.1	7.3	8.5	9.5	11	13	14	16	19	22	26
大正 14 年	3.9	4.9	5.8	7.0	8.3	9.6	11	13	14	16	17	20	24	29
大正 15 年	5.0	6.2	7.4	8.8	11	12	14	16	17	19	21	25	29	34
昭和 2 年	6.0	7.4	8.7	11	13	14	16	18	20	22	24	28	33	39
昭和 3 年	6.8	8.3	9.7	12	14	16	17	20	21	23	26	30	35	41
昭和 4 年	7.9	9.6	12	14	16	18	19	22	24	26	29	33	39	45
昭和 5 年	11	14	16	18	21	24	26	29	32	35	38	44	50	58
昭和 6 年	15	18	21	24	28	31	34	38	41	44	48	56	64	73
昭和 7 年	16	18	21	24	28	31	33	37	40	44	47	54	62	71
昭和 8 年	15	18	21	23	27	30	32	36	38	42	45	51	58	66
昭和 9 年	17	20	23	26	29	32	35	38	41	44	48	54	61	69
昭和 10 年	19	22	25	28	31	35	37	41	44	47	51	57	64	72
昭和 11 年	21	24	27	30	33	37	39	43	46	49	53	59	66	74

昭和三十一年五月十七日 参議院會議録第三十七号 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

耐用年数 取得の時期		18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	30年	32年	35年
昭和	12 年	19	22	25	27	31	33	36	39	41	44	47	53	58	65
	13 年	21	24	26	29	32	35	37	40	43	46	49	54	59	66
	14 年	21	24	27	29	32	35	37	40	42	45	48	53	58	64
	15 年	22	24	27	29	32	34	36	39	41	44	46	51	56	61
	16 年	23	25	28	30	33	36	37	40	42	45	47	51	56	61
	17 年	24	26	29	31	34	36	38	41	43	45	47	51	55	60
	18 年	25	28	30	32	35	37	39	41	43	45	48	51	55	59
	19 年	25	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	49	52	56
昭和 20 年	1 月 - 3 月	24	26	27	29	31	33	34	36	38	39	41	43	46	49
	4 月 - 6 月	22	24	25	27	29	30	32	33	35	36	37	40	42	45
	7 月 - 9 月	21	23	24	26	27	29	30	31	32	34	35	37	40	42
	10 月 - 12 月	15	17	18	19	20	21	22	23	24	24	25	27	29	30
昭和 21 年	1 月 - 2 月	9.0	9.7	11	11	12	13	13	14	14	15	15	16	17	18
	3 月	6.4	6.9	7.4	7.8	8.3	8.7	9.0	9.4	9.8	11	11	12	12	13
	4 月 - 6 月	4.9	5.3	5.7	6.0	6.4	6.7	6.9	7.2	7.5	7.8	8.0	8.5	9.0	9.6
	7 月 - 9 月	4.4	4.7	5.0	5.3	5.6	5.8	6.0	6.3	6.5	6.8	7.0	7.4	7.8	8.3
	10 月 - 12 月	3.9	4.2	4.4	4.7	4.9	5.2	5.4	5.6	5.8	6.0	6.2	6.5	6.9	7.3
昭和 22 年	1 月 - 3 月	3.6	3.9	4.1	4.3	4.6	4.8	4.9	5.2	5.3	5.5	5.7	6.0	6.3	6.7
	4 月 - 6 月	2.8	3.0	3.2	3.3	3.5	3.7	3.8	4.0	4.1	4.2	4.4	4.6	4.8	5.1
	7 月 - 9 月	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.6	2.7	2.8
	10 月 - 12 月	1.2	1.3	1.4	1.4	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.8	1.8	1.9	2.0	2.1
昭和 23 年	1 月 - 3 月	1.2	1.2	1.3	1.4	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.8	1.9	2.0
	4 月 - 6 月	1.2	1.2	1.3	1.3	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.8	1.9	2.0
	7 月 - 9 月	0.67	0.71	0.74	0.78	0.82	0.85	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	1.1	1.1	1.2
	10 月 - 12 月	0.59	0.62	0.65	0.68	0.71	0.74	0.76	0.79	0.81	0.83	0.85	0.89	0.93	0.97
昭和 24 年	1 月 - 3 月	0.57	0.60	0.62	0.65	0.68	0.71	0.73	0.75	0.77	0.79	0.81	0.85	0.89	0.92
	4 月 - 6 月	0.56	0.59	0.61	0.64	0.67	0.69	0.71	0.73	0.75	0.77	0.79	0.83	0.86	0.90
	7 月 - 9 月	0.55	0.58	0.60	0.63	0.65	0.68	0.69	0.72	0.73	0.75	0.77	0.80	0.84	0.87
	10 月 - 12 月	0.55	0.58	0.61	0.63	0.66	0.68	0.70	0.72	0.73	0.75	0.77	0.80	0.83	0.87
昭和 25 年	1 月 - 3 月	0.55	0.57	0.60	0.62	0.65	0.67	0.68	0.70	0.72	0.74	0.75	0.78	0.81	0.84
	4 月 - 6 月	0.56	0.59	0.61	0.63	0.66	0.68	0.69	0.71	0.73	0.75	0.76	0.79	0.82	0.85
	7 月 - 9 月	0.53	0.55	0.57	0.59	0.61	0.63	0.65	0.66	0.68	0.69	0.71	0.73	0.76	0.79
	10 月 - 12 月	0.49	0.52	0.54	0.55	0.57	0.59	0.60	0.62	0.63	0.64	0.66	0.68	0.70	0.73
昭和 26 年	1 月 - 3 月	0.47	0.49	0.51	0.52	0.54	0.55	0.57	0.58	0.59	0.60	0.62	0.64	0.66	0.68
	4 月 - 6 月	0.48	0.50	0.52	0.54	0.55	0.57	0.58	0.59	0.60	0.62	0.63	0.65	0.67	0.69
	7 月 - 9 月	0.50	0.52	0.54	0.55	0.57	0.58	0.59	0.61	0.62	0.63	0.64	0.66	0.68	0.70
	10 月 - 12 月	0.52	0.53	0.55	0.57	0.58	0.60	0.61	0.62	0.63	0.64	0.65	0.67	0.69	0.71
昭和 27 年		0.53	0.55	0.57	0.58	0.60	0.61	0.62	0.64	0.65	0.66	0.67	0.69	0.70	0.72

昭和三十三年五月十七日 参議院會議録第三十七号 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

(三)

耐用年数 取得の時期	36年	40年	41年	45年	46年	50年	55年	57年	60年	61年	65年	70年	75年	80年
明治 33 年 以前	17	24	25	34	36	46	58	61	69	73	82	98	110	124
明治 34 年	18	26	28	37	39	50	63	66	75	79	89	105	118	133
明治 35 年	19	27	29	39	41	51	65	68	77	81	91	108	121	135
明治 36 年	19	27	29	38	41	51	63	67	75	79	89	105	117	131
明治 37 年	20	28	29	38	41	51	63	66	74	78	87	103	115	128
明治 38 年	20	27	29	38	40	49	61	65	72	76	84	99	110	123
明治 39 年	20	28	29	38	41	50	62	65	72	76	85	99	110	123
明治 40 年	20	27	29	38	40	49	60	63	70	74	82	95	106	117
明治 41 年	22	30	32	41	43	53	65	68	75	79	88	102	113	125
明治 42 年	25	33	35	45	47	58	71	74	82	86	95	110	122	135
明治 43 年	26	35	37	47	49	60	73	76	84	89	97	113	124	137
明治 44 年	27	36	37	48	50	60	73	77	84	89	97	112	123	136
明治 45 年	27	36	37	47	50	60	72	76	83	87	95	110	120	132
大正 2 年	29	38	40	50	52	63	75	79	86	90	99	113	124	135
大正 3 年	32	42	44	55	57	69	82	86	94	98	107	122	133	146
大正 4 年	34	44	46	57	60	71	84	88	96	100	110	125	136	148
大正 5 年	30	38	40	50	52	61	73	76	83	86	94	107	116	126
大正 6 年	25	32	34	42	43	51	60	63	68	71	77	88	95	103
大正 7 年	21	26	27	34	35	41	48	50	54	57	61	69	75	81
大正 8 年	18	23	24	29	30	35	41	43	46	48	52	58	63	68
大正 9 年	17	22	23	28	29	34	39	41	44	45	49	55	59	64
大正 10 年	24	30	31	38	39	45	53	55	59	61	66	73	79	85
大正 11 年	26	32	34	40	42	48	56	58	62	65	70	77	83	89
大正 12 年	27	34	35	42	43	50	57	59	64	66	71	79	84	90
大正 13 年	28	35	36	42	44	50	58	60	64	66	71	78	84	90
大正 14 年	31	37	39	46	47	54	62	64	68	70	75	83	89	95
大正 15 年	37	45	46	54	56	64	72	75	80	82	88	97	103	110
昭和 2 年	41	50	51	60	62	70	79	82	87	90	96	105	112	119
昭和 3 年	44	52	54	63	65	73	82	85	90	93	98	108	114	121
昭和 4 年	48	57	59	68	70	79	88	91	96	99	105	114	121	128
昭和 5 年	62	73	75	87	89	100	112	115	121	125	132	143	152	160
昭和 6 年	78	91	94	108	111	123	138	141	149	153	162	175	185	195
昭和 7 年	75	87	90	102	105	117	129	133	140	143	151	163	172	181
昭和 8 年	69	81	83	94	96	107	118	121	127	130	137	147	155	162
昭和 9 年	73	84	86	97	99	109	120	123	129	132	139	149	156	164
昭和 10 年	75	87	89	100	102	112	122	125	131	134	140	150	157	165
昭和 11 年	77	88	90	101	103	112	123	125	131	134	140	149	156	162
昭和 12 年	68	77	79	87	89	97	105	108	112	114	119	127	132	138

昭和三十三年五月十七日 参議院會議録第三十七号 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

耐用年数		36年	40年	41年	45年	46年	50年	55年	57年	60年	61年	65年	70年	75年	80年
取得の時期															
昭和 13 年		69	77	79	87	89	96	104	106	110	113	117	124	129	134
昭和 14 年		66	74	76	83	85	91	98	100	104	106	110	116	121	125
昭和 15 年		63	70	71	78	79	85	92	93	97	98	102	107	111	115
昭和 16 年		63	69	71	77	78	83	89	91	94	95	98	103	107	110
昭和 17 年		61	68	69	74	75	80	86	87	90	91	94	98	101	105
昭和 18 年		61	67	68	73	74	79	83	85	87	88	91	95	98	101
昭和 19 年		58	63	63	68	69	73	77	78	80	81	83	87	89	91
昭和 20 年	1 月 - 3 月	50	54	55	59	59	62	66	66	68	69	71	73	75	77
	4 月 - 6 月	46	50	50	53	54	57	60	60	62	63	64	66	68	70
	7 月 - 9 月	43	46	47	50	50	53	55	56	57	58	59	62	63	65
	10 月 - 12 月	31	33	34	36	36	38	40	40	41	42	43	44	45	46
昭和 21 年	1 月 - 2 月	19	20	20	21	22	23	24	24	24	25	25	26	27	27
	3 月	13	14	14	15	15	16	17	17	17	17	18	18	19	19
	4 月 - 6 月	9.8	11	11	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	15
	7 月 - 9 月	8.5	9.1	9.2	9.7	9.8	11	11	11	11	12	12	12	12	13
	10 月 - 12 月	7.5	8.0	8.0	8.5	8.6	8.9	9.3	9.4	9.6	9.7	10	11	11	11
昭和 22 年	1 月 - 3 月	6.8	7.3	7.3	7.7	7.8	8.2	8.5	8.6	8.8	8.9	9.0	9.3	9.5	9.7
	4 月 - 6 月	5.2	5.5	5.6	5.9	5.9	6.2	6.4	6.5	6.6	6.7	6.9	7.0	7.2	7.3
	7 月 - 9 月	2.9	3.1	3.1	3.3	3.3	3.4	3.6	3.6	3.7	3.7	3.8	3.9	4.0	4.1
	10 月 - 12 月	2.2	2.3	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	3.0
昭和 23 年	1 月 - 3 月	2.0	2.2	2.2	2.3	2.3	2.4	2.5	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.8
	4 月 - 6 月	2.0	2.1	2.1	2.2	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.6	2.7	2.7
	7 月 - 9 月	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6
	10 月 - 12 月	0.99	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4
昭和 24 年	1 月 - 3 月	0.94	0.99	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3
	4 月 - 6 月	0.91	0.96	0.97	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	7 月 - 9 月	0.89	0.93	0.93	0.97	0.98	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2
	10 月 - 12 月	0.88	0.92	0.93	0.96	0.97	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2
昭和 25 年	1 月 - 3 月	0.85	0.89	0.90	0.93	0.94	0.97	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	4 月 - 6 月	0.83	0.90	0.91	0.94	0.95	0.97	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	7 月 - 9 月	0.80	0.83	0.84	0.87	0.87	0.90	0.92	0.93	0.94	0.94	0.96	0.98	0.99	1.0
	10 月 - 12 月	0.74	0.77	0.77	0.80	0.80	0.82	0.84	0.85	0.86	0.87	0.88	0.89	0.91	0.92
昭和 26 年	1 月 - 3 月	0.69	0.71	0.72	0.74	0.74	0.76	0.78	0.79	0.80	0.80	0.81	0.83	0.84	0.85
	4 月 - 6 月	0.70	0.72	0.73	0.75	0.76	0.77	0.79	0.80	0.81	0.81	0.82	0.83	0.85	0.85
	7 月 - 9 月	0.71	0.73	0.74	0.76	0.76	0.78	0.80	0.80	0.81	0.82	0.83	0.84	0.85	0.86
	10 月 - 12 月	0.72	0.74	0.75	0.77	0.77	0.79	0.81	0.81	0.82	0.83	0.84	0.85	0.86	0.87
昭和 27 年		0.73	0.75	0.76	0.78	0.78	0.80	0.82	0.82	0.83	0.83	0.84	0.85	0.86	0.87

上記の表に該当する耐用年数がない資産については、当該資産の耐用年数のこの表の直近の長い耐用年数を当該資産の耐用年数とみなして、この表を適用する。

昭和三十一年五月十七日 参議院會議録第三十七号 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年一月一日から適用する。

2 第八条第二項に規定する相続人が同項の規定により昭和三十一年八月三十一日までに再評価法第四十六條第一項（個人の減価償却資産の再評価の申告）の規定による申告書を提出しなければならぬ場合において、当該相続人が所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二十九條第一項若しくは第

三項（死亡の場合の申告）又は相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七條第一項（相続税の申告書）の規定により提出すべき申告書の提出期限が同日前であるときは、その提出期限は、これらの所得税法又は相続税法の規定にかかわらず、同日までとする。

3 法人又は個人が第三條又は第四條の規定に基づいて再評価を行った場合において、当該法人又は個人がその再評価を行った償却資産（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十四條第一項第四号「固定資産税に課する用語の意義」に規定する償却資産をいう。以下同じ。）に対する昭和三十一年度から昭和

三十五年度までの各年度分の固定資産税の賦課期日のいずれか一日における当該資産の価額が当該資産に対する昭和三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格をこえるときは、当該資産に対して当該法人又は個人に課するその日に係る年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格は、地方税法第三十八條第一項（道府県知事又は自治庁長官による価格の決定）、第四百九條（市町村長による価格の決定）、第四百九條（市町村長による価格の決定）、第四百九條（市町村長による価格の決定）及び第七百四十三條第一項（大規模の償却資産の価格等の決定等）の規定にかかわらず、当該資産に対する昭和三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格とする。

4 法人又は個人が再評価を行った償却資産で前項の規定の適用を受けるものに對し同項に規定する各年度分の固定資産税を課する場合において、当該資産に対する昭和三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格が重大な錯誤により、又は特別の事由による軽減により、他の類似の償却資産の同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比して明らかに、かつ著しく低いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ自治庁長官に届け出て、その低いと認められる価格をこえ、当該再評価を行った償却資産の昭和二十七年十二月三十一日における旧再評価限度相当額（資本充実法第二十条第一項第一号「再評価の免除額の算出の基礎となる金額」に規定する旧再評価限度相

5 附則第三項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人又は個人が次項の規定による申告をその期限内にした場合に限り、適用する。

6 第三條又は第四條の規定に基づいて再評価を行った法人又は個人が再評価を行った償却資産に対する固定資産税について附則第三項の規定による軽減を受けようとするときは、総理府令で定めるところにより、昭和三十三年

別表乙 無形減価償却資産（鉱業権を除く。）についての再評価係数表

取得の時期	種 類	実用新案権 及び意匠権	漁業権、 特許権、 営業権	電氣、 ガス、 給水、 利権	水 利 権	専用側線、 軌道、 通行権、 利権
昭和3年						3.9
昭和4年						14
昭和5年						29
昭和6年						48
昭和7年						56
昭和8年						59
昭和9年						69
昭和10年						78
昭和11年						85
昭和12年						78
昭和13年					12	82
昭和14年					21	81
昭和15年					28	79
昭和16年					35	80
昭和17年				1.6	40	79
昭和18年				12	45	79
昭和19年				19	46	74
昭和20年	1月—3月			23	44	64
	4月—6月			22	40	59
	7月—9月			22	38	55
	10月—12月			17	28	39
昭和21年	1月—2月			11	17	23
	3月			7.3	12	17
	4月—6月			5.6	9.0	13
	7月—9月			5.1	7.9	11
昭和22年	10月—12月			4.7	7.0	9.3
	1月—3月			4.4	6.5	8.5
	4月—6月			3.5	5.0	6.5
	7月—9月			2.0	2.8	3.6
昭和23年	10月—12月			1.5	2.1	2.7
	1月—3月		0.36	1.5	2.0	2.5
	4月—6月		0.43	1.5	2.0	2.4
	7月—9月		0.30	0.87	1.2	1.5
昭和24年	10月—12月		0.30	0.76	0.99	1.3
	1月—3月		0.32	0.74	0.94	1.2
	4月—6月		0.34	0.73	0.92	1.1
	7月—9月		0.36	0.72	0.89	1.1
昭和25年	10月—12月		0.39	0.73	0.89	1.1
	1月—3月		0.40	0.72	0.87	1.1
	4月—6月		0.43	0.73	0.88	1.1
	7月—9月		0.43	0.69	0.81	0.94
昭和26年	10月—12月	0.13	0.41	0.64	0.75	0.86
	1月—3月	0.15	0.41	0.61	0.71	0.80
	4月—6月	0.19	0.43	0.62	0.72	0.81
	7月—9月	0.22	0.46	0.64	0.73	0.82
昭和27年	10月—12月	0.26	0.48	0.66	0.74	0.83
	1月—3月	0.30	0.51	0.68	0.76	0.84

昭和三十三年五月十七日 参議院會議録第三十七号 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

七六〇

から昭和三十三年までの各年の一月一日から一月三十一日まで地方税法第二百八十二条(償却資産の申告)(同法第二百八十五条(道府県が課する固定資産税の賦課徴収等)において準用する場合を含む)又は第二百九十四条(道府県知事又は自治庁長官)によって評価される固定資産の申告)の規定による申告をするに際し、これらの規定に規定する事項のほかに、第三条又は第四条の規定に基く再評価を行った旨及び当該再評価を行った日その他当該経緯に関し必要な事項を市町村長、都道府県知事又は自治庁長官に申告しなければならぬ。

137 所得税法の一部を次のように改正する。

第十条の四第二項第二号中「再評価額(再評価を二回行ったときは、二回目の再評価額)」を「再評価額(再評価を二回以上行ったときは、最終の回の再評価額)」に改める。

148 資産再評価法の一部を次のように改正する。

第二百二十二条第一項中「この法律の施行を」を「再評価税に関する調査その他この法律の施行」に改める。

159 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「五百万円」を「千万円」に、「合計額を附記」を「合計額(最低限度以上の再評価を行なかつた会社で中小企業の資産再評価の特例に関する法律(昭和三十三年法律第 号)第三条の規定に基いて再評価を行ったものにあつては、これらの合計額に代え、同条の規定に基く再評価を行った旨並びに当該再評価を行った日における減価償却資産の再評

価後簿価総額及び再評価限度額の合計額)を附記」に改める。

〔廣瀬久忠君登壇、拍手〕

〇廣瀬久忠君 ただいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正内容の概略を申し上げますと、第一点は、酒類業組合等が行う事業を、中小企業安定法等の立法例に準ずる程度に改正しようとするものであり、規制の前提を、酒類製造業または販賣業の経営が不健全となるおそれがある場合も含めることとしたし、また、その規制の範囲に、原材料の購入方法、価格、販賣酒類の規格、意匠の規制等を追加しようとするものであります。

第二点は、酒類業組合等の運営の円滑化をはかるため、組合員の総数が二百人をこえる酒類業組合においては、総会にかわるべき総代会を設けることができることとし、また、酒類業組合中央会においては、評議員会を構成し、理事に対し意見が述べられることとしようとするものであります。その他、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会の審議におきましては、酒の値引きによる乱売等について質疑応答がありました。詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入り、土田委員から賛成意見が述べられ、政府は、本法の施行に当り、一、原料及び生産方針、免許等については組合の意見を

徴すること。一、酒類の種類を表示方法を消費者が明確に識別し得るよう改善すること。二、密造取締りの完璧を期するため適当の施策を講ずること。との趣旨の付帯決議案が提出されたのであります。

採決の結果、全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定し、また、土田委員提出の付帯決議案に付しては、全会一致をもつて本委員会の付帯決議とすることに決しました。

次に、中小企業の資産再評価の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、中小企業の健全な発達に資することを目的として、過去三回にわたる資産再評価を十分に行なかつた中小企業に対し、その減価償却資産について、さらに再評価を行う機会を与えて、減価償却を適正化し、経理の健全化をはかりようとするものであります。

以下、その大要を申し上げますと、第一に、再評価を行つて得るものは、昭和二十九年に制定された企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法によつて再評価を強制された会社以外の法人及び個人で、再評価限度額の八〇%以上の再評価を行なかつたものと、再評価の対象となる資産は、基準日、すなわち昭和二十八年一月一日から、再評価日、すなわち法人の場合には、昭和三十三年中に開始する事業年度開始の日まで、個人の場合には、昭和三十三年一月一日まで引き続き有していた減価償却資産としております。

第二に、再評価税は従前の減免措置を講じた経緯及び中小企業の負担

軽減等を考慮して一・五%とし、三年間に均分納付することとしております。

第三に、再評価の申告は、法人の場合には再評価日を含む事業年度分の法人税の確定申告期限と同日までとし、その最終期限は昭和三十三年六月末日とし、個人の場合には、昭和三十三年一月十六日から同年三月十五日までとしたしております。

第四に、再評価の実施によつて固定資産税の負担が急激に増加することを避けるため、昭和三十三年度から三年間は、昭和三十三年度分の課税標準をこえないこととする特例措置を講じております。

第五に、この法律は、公布の日から施行し、本年一月一日から適用することとしております。

なお、本案は衆議院において、再評価税について、二%の税率で二年間に均分納付する規定を一・五%の税率で三年間に均分納付することに改め、また、法人の再評価申告の最終期限を一カ月延長するほか、新たに固定資産税の課税標準の特例措置を設ける修正議決がなされたものであります。

委員会における審議の詳細は、会議録により御承知願います。

かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)
〇副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇副議長(寺尾豊君) 給員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十八分散会

〇本日の会議に付した案件

一、参議院事務局職員規定の一部改正に関する件

一、鉄道建設審議会委員の選挙

一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)

一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(肥料審議会委員)

一、国家公安委員会委員の任命に関する件

一、日程第一 千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件

一、日程第二 国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件

一、日程第三 特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認を求めるの件

一、日程第四 特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一

条の特例に関する公文の交換につ

いて承認を求めるの件

一、日程第五 引揚者給付金等支給
法案

一、日程第六 生糸製造設備臨時措
置法案

一、日程第七 蚕糸業法の一部を改
正する法律案

一、日程第八乃至第九十五の諸願

一、日程第九十六乃至第九十九の諸願

一、日程第一百乃至第一百二十九の諸
願

一、日程第一百四十乃至第一百五十九の
諸願

一、酒税の保全及び酒類業組合等に
関する法律の一部を改正する法律
案

一、中小企業の資産再評価の特例に
関する法律案

出席者は左の通り。

副議長 寺尾 豊君

議員

森 八三一君 宮城タマヨ君

早川 慎一君 野田 俊作君

中山 福蔵君 豊田 雅幸君

常岡 一郎君 大川 光三君

竹下 豊次君 村上 義一君

廣瀬 久忠君 武藤 常介君

川口爲之助君 島村 軍次君

高良 とみ君 石井 桂君

松岡 平市君 伊能繁次郎君

加藤 正人君 梶原 茂嘉君

加賀山之雄君 奥 むめお君

堀 末治君 有馬 英二君

苦米地英俊君 上林 忠次君

佐藤 尚武君 井野 碩哉君

藤野 繁雄君 新谷寅三郎君

森田 義衛君

後藤 文夫君

一松 定吉君

仲原 善一君

堀本 宜實君

松村 秀逸君

柴田 栄君

大沢 雄一君

重政 庸徳君

土田 太郎君

雨森 常夫君

三木 興吉郎君

横川 信夫君

安井 謙君

秋山 俊一郎君

三浦 義男君

宮田 重文君

木内 四郎君

堀本 鍾三君

植竹 春彦君

重宗 雄三君

中山 壽彦君

小林 英三君

井上 清一君

稲浦 鹿蔵君

平島 敏夫君

小西 英雄君

西岡 ハル君

横山 フク君

佐野 廣君

白井 勇君

山本 米治君

細木 亨弘君

上原 正吉君

館 哲二君

西郷吉之助君

紅露 みつ君

石坂 豊一君

野村吉三郎君

杉山 昌作君

石黒 忠篤君

鶴見 祐輔君

成田 一郎君

前田佳都男君

手島 栄君

大谷 藤之助君

西川 弥平治君

高橋 衛君

斎藤 昇君

永野 護君

田中 啓一君

木島 虎蔵君

関根 久蔵君

岩沢 忠恭君

高野 一夫君

小柳 牧衛君

青山 正一君

左藤 義詮君

石原 幹市郎君

苦米地 義三君

泉山 三六君

伊能 芳雄君

西田 信一君

吉江 勝保君

後藤 義隆君

佐藤 清一郎君

吉田 萬次君

柳原 亨君

青柳 秀夫君

高橋 進太郎君

寺本 廣作君

小幡 治和君

古池 信三君

郡 祐一君

小林 武治君

小山 邦太郎君

下條 康磨君

笹森 順造君

林屋 龜次郎君

青木 一男君

津島 壽一君

江藤 智君

大矢 正君

中野 文門君

鈴木 強君

松永 忠二君

平林 剛君

岡 三郎君

柴谷 要君

安部 キミ子君

千葉 信君

大倉 精一君

河合 義一君

藤田 進君

加藤 シヅエ君

松本 治一郎君

江田 三郎君

八木 幸吉君

横川 正市君

白木 義一郎君

大河原 一夫君

北條 鶴八君

千田 正君

鈴木 一君

坂本 昭君

松澤 靖介君

相馬 助治君

小酒井 義男君

松浦 清一君

高田 なほ子君

岡田 宗司君

山下 義信君

内村 清次君

大蔵大臣

厚生大臣

国務大臣

宇田 耕一君

杉原 荒太君

木村 篤太郎君

吉野 信次君

田中 茂穂君

林田 正治君

森中 守義君

相澤 重明君

森 元治郎君

山本 經勝君

久保 等君

大和 与一君

近藤 信一君

戸叶 武君

吉田 法晴君

成瀬 幡治君

田中 一君

赤松 常子君

三木 治朗君

市川 房枝君

岩間 正男君

長谷部 ひろ君

鈴木 壽君

伊藤 顕道君

天坊 裕彦君

光村 甚助君

加瀬 完君

安部 清美君

矢嶋 三義君

小林 孝平君

永岡 光治君

天田 勝正君

羽生 三七君

栗山 良夫君

棚橋 小虎君

山田 節男君

池田 勇人君

神田 博君

国務大臣

宇田 耕一君

政府委員

外務政務次官

厚生省引揚

援護局長

農林政務次官

運輸政務次官

労働大臣官

房総務課長

井上 清一君

田邊 繁雄君

八木 一郎君

福永 一臣君

村上 茂利君

昭和三十一年五月十七日 参議院会議録第三十七号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(郵送料別)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一五